

情報基盤システムサービス  
(電子計算機システム一式)  
民間競争入札実施要項 (案) v7.15.6

令和3年11月

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

## 目次

1. 趣旨	1
2 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	1
3 実施期間に関する事項	4
4 入札参加資格に関する事項	5
5 入札に参加する者の募集に関する事項	6
6 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項	7
7 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	9
8 本業務の請負業者に使用させることができる財産に関する事項	10
9 本業務請負者が、当研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項	10
10 本業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項	14
11 本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	14
12 その他業務の実施に関し必要な事項	15
13 別紙及び別添一覧	17

## 1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下「当研究所」という。)は「公共サービス改革基本方針」(平成 24 年 7 月 20 日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された「電子計算機システム一式」(次期システムから名称変更し、情報基盤システムとしている。以下「本業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

## 2 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### (1) 業務の概要

#### ア 業務の経緯等

当研究所は、我が国における障害のある子どもの教育の充実・発展に寄与するため、障害のある子どもの教育に関する実地的・総合的な研究活動を行うとともに、それを核として、研修事業や教育相談事業、情報普及活動等を一体的に実施するなど、幅広い事業や活動を展開している。

現在の電子計算機システムは、これらの業務を遂行するため、2016 年(平成 28 年)12 月に導入されたものであり、研究所の職員が業務の遂行や研究に利用するための端末利用システム、メール・ファイル・アプリケーション等各サーバ、研修員の利用に供する研修支援システムなどと、これらのシステムを統合するネットワークシステムから構成されている。

電子計算機システムの契約期間は 2022(令和 4)年 11 月末までであり、各システムが老朽化、陳腐化してきていることから、システム全体を更新し、業務効率を向上させるとともに、研究等業務の高度化、最適化が図れるよう最新の情報機器とインターネット利用技術を取り入れることが必要となってきた。

そこで、既存システムの更新並びに最新技術等の導入を目的とした「情報基盤システムサービス」(以下、「本業務」という。)において、法の手続きに従い、公共サービス実施民間業者(以下、「請負者」という。)に委託する。

#### イ システムの概要

システムの概要は別添 1 「要求仕様書」の「1. 概要」のとおり

#### ウ 業務内容

別添 1 「要求仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

- (ア) 情報基盤システムの運用設計及び環境構築設計、システムテスト、ドキュメント作成を行い、実利用可能な状態での納品

- (イ) サーバ機能及びクライアント接続に必要なハードウェア及びソフトウェアライセンスの提供
- (ウ) ネットワーク機器等の搬入（養生含む）、据付、配線、調整、既存設備との接続及び動作確認
- (エ) 現行システムからのデータ等の移行作業
- (オ) システムの保守及び運用支援業務
- (カ) 契約終了後の機器の撤去（原状復帰を含む）

## エ 請負業務の引継ぎ

### (ア) 現行請負者等からの引継ぎ

当研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者から業務の引継ぎを受けるものとする。なお、その際、現行請負者の事務引継ぎに必要となる経費は、現行請負者の負担となる。

### (イ) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

当研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、請負者の負担となる。

## (2) 確保されるべき対象業務の質

### ア 業務内容

2(1)ウ「業務内容」に示す業務を適切に実施すること。

### イ システムの停止回数及び時間

障害に伴うシステム（※）停止は年1回以内とすること。ただし、請負者の責によらない事由の場合は除く。システム停止後、再稼働までの時間は、通報等により請負者が障害を認知した時間を起点とし、4時間以内とすること。なお、予備系に切り替える等でシステムの稼働が継続している時間はシステム停止時間に含まない。

※ 別添1「要求仕様書」の別紙1「要件定義書 2.2.3. フロアプリンタサービス」及び既設機器は対象外とする。

### ウ セキュリティ上の重大障害件数

個人情報、組織・施設等に関する情報その他の契約履行に際し、知り得た情報の漏洩件数は0件であること。

エ システム運用上の重大障害件数

長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。

オ 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から請負者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

(ア) LAN の運用支援業務の実施全般に対する提案

無線 LAN による Web 会議時にアプリケーションが固まってしまうような不安定な状態が継続していることから、請負者は、別途定める様式に従い、ネットワーク全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(イ) 事業内容に対する改善提案

請負者は、事業内容に対し、改善すべき提案（コスト削減に係る提案を含む）がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、従来の実施状況と同等以上の質が確保できる根拠等を提案すること。

(3) 契約の形態及び支払

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 当研究所は、業務請負契約に基づき、請負者が実施する本業務について、契約の履行に関し、別添1「要求仕様書」に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適正な支払請求書を受領した日から40日以内の当研究所及び請負者が協議して定めた期間内に、毎月、契約金額を支払うものとする。

確認の結果、確保されるべき本業務の質が達成されていないと認められる場合、又は達成できないおそれがある場合、当研究所は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、請負者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。

請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに当研究所に提出するものとする。業務改善報告書の提出から1か月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき本業務の質が達成可能なものであると認められるまで、当研究所は、請負費の支払を行わないことができる。

なお、請負費は、本業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う準備行為等に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

ウ 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合には当研究所が負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。

ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外

の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

### 3 実施期間に関する事項

業務請負契約の契約期間は、以下の期間で実施するものとする。

(1) 設計・開発業務

契約締結日から 2022 年(令和 4 年)11 月 30 日まで

(2) 運用・保守業務

2022 年(令和 4 年)12 月 1 日から 2027 年(令和 9 年)11 月 30 日まで

## スケジュール

令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度															
4~6月		7~9月		10~12月		1~3月														4~6月		7~9月		10~12月		1~3月									
調 達 手 続																																			
構築・移行								保守・運用支援																											
現行システム保守・運用支援																																			

構築・移行に関する各工程のスケジュールは協議の上決定する。必要に応じて他業者と連携(※)して実施すること。なお、他業者との連絡調整は当研究所が行う。(※現行システムに関する情報提供、既存機器との接続試験等)

## 4 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則第 31 条及び第 32 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 01・02・03 年度及び令和 04・05・06 年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A、B または C 等級に格付された関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」、「情報処理」に登録している者であること。）。
- (4) 適切な品質管理体制を保証すること。また、情報セキュリティについて、ISO27001 の認証あるいは、プライバシーマークを取得していること。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (7) 文部科学省及び他府省等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 要求仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事

業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。)でないこと。

- (9) 単独で対象業務を行えない場合は、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる入札参加グループを結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、入札参加グループの構成員は、上記(1)から(9)までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を作成し、提出すること。

注)「入札参加グループ」とは、本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者のことを指す。

## 5 入札に参加する者の募集に関する事項

- (1) スケジュール (予定であり変更する場合がある)

入札公告：官報公告	令和4年1月上旬
入札説明会	1月中旬
質問受付期限	2月下旬
入札書及び提案書提出期限	3月上旬
提案書の審査	3月上・下旬
開札及び落札予定者の決定	3月下旬
契約締結	5月中旬頃

- (2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

### ア 入札説明会後の質問書

入札公告以降、当研究所において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、当研究所に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び当研究所からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

### イ 提案書等

別添1「要求仕様書」の各要求項目について具体的な提案(創意工夫を含む。)を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類

### ウ 入札書

入札金額(契約期間内の全ての請負業務に対する報酬の総額の110分の100に相当する金額)を記載した書類。

※消費税率については、入札時の税率に応じて適宜修正する。また、入



札参加者ごとに税率の想定が異なることを避けるため、具体的に明示すること。

エ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類  
ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

オ 競争参加資格審査結果通知書の写し

令和01・02・03年度及び令和04・05・06年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A、BまたはC等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（「役務の提供等」の営業品目「ソフトウェア開発」、「情報処理」に登録している者であること。）を証明する審査結果通知書の写し

カ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類（落札予定者となった者のみ提出。）

キ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

ク 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

ケ 入札参加グループによる参加の場合は、入札参加グループ内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類

コ 取引停止等に関する申出書

各府省庁から取引停止を受けていないことを確認する書類

サ 誓約書

本請負を完了できることを証明する書類

## 6 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に本業務を実施する者の決定に関する事項を示す。

### (1) 評価方法

本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、技術の評価に当たっては、当研究所が任命する技術審査職員が行う。

また、総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

価格点と技術点の配分は1：1とする。

## (2) 決定方法

当研究所が別途示す評価項目において必須と定められた要求要件を全て満たしている場合に「合格」とし、1つでも欠ける場合は「不合格」とする。

## (3) 総合評価点

ア 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

イ 技術点の評価は以下のとおりとする。

(ア) 全ての仕様を満たし、「合格」したものに所定の「基礎点」を与える。

(イ) 「合格」した提案書について、技術審査職員ごとに加点の評価を行う。

なお、加点の評価は、以下の評価基準に基づき点数化する。確定した各技術審査職員の採点結果について、その平均値を算出し、「加点」とする。

### ①評価基準

評価	評価基準
A	評価基準に対して有益な提案がなされており、かつ、具体的な実現方法が提示されていることから、確実に実現できると認められるもの。
B	評価基準に対して有益な提案がなされており、より具体的な実現方法が提示されていれば、確実に実現できると認められるもの。
C	評価基準に対して標準的な提案となっているもの。
D	評価基準に対して提案がない又は提案はあるが有益とは判断できない、または内容が不明瞭であるなど、加点としての評価に値しないもの。

(ウ) 「基礎点」と「加点」の合計点を「技術点」とする。

## (4) 落札者の決定

ア 別添1「要求仕様書」に示す全ての要求要件を満たし、かつ、入札者の入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、「総合評価落札方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、次順位の者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ 契約担当役は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記イにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、

落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）の提供を要請することができる。

(5) 落札決定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当役が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

ア 落札者が、契約担当役から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合

イ 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(6) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会（以下、「監理委員会」という。）に報告するとともに公表するものとする。

## 7 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

ア 従来の実施に要した経費

イ 従来の実施に要した人員

ウ 従来の実施に要した施設及び設備

エ 従来の実施における目標の達成の程度

オ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項オ「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料（本業務の引継ぎや他業者との連携に必要な、現行システムの設定等及び現行請負者が保有する情報等を含む。）の開示について要望があった場合は、当研究所は当研究所規程等、法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

## 8 本業務の請負業者に使用させることができる財産に関する事項

### (1) 当研究所財産の使用

請負者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

ア 業務に必要な電気設備

イ その他、当研究所と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

### (2) 使用制限

ア 請負者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

イ 請負者は、あらかじめ当研究所と協議した上で、当研究所の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に運用管理業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。

ウ 請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。

エ 請負者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

## 9 本業務請負者が、当研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じるべき措置に関する事項

### (1) 本業務請負者が当研究所に報告すべき事項、当研究所の指示により講じるべき措置

#### ア 報告等

(ア) 請負者は、別添1「要求仕様書」に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を当研究所に提出しなければならない。

(イ) 請負者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当研究所に報告するものとし、当研究所と請負者が協議するものとする。

(ウ) 請負者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて当研究所から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

#### イ 調査

(ア) 当研究所は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、法第26条第1項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は当研究所の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

(イ) 立入検査をする当研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、

その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当研究所は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

ア 請負者は、本業務の実施に際して知り得た当研究所の情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。

イ 請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を当研究所が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

ウ 請負者は、研究所から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

エ 請負者は、当研究所の個人情報管理規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥請負者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項に関して遵守しなければならない。

オ アからエまでのほか、当研究所は、請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

ア 請負業務開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当研究所の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 権利義務の帰属等

(ア)本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

(イ)請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当研究所の承認を受けなければならない。

## エ 契約不適合責任

- (ア) 当研究所は、成果物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負者に対し、履行の追完を請求することができるものとし、履行の追完に必要な費用は、全て請負者の負担とする。
- (イ) 前項の契約不適合の場合において、当研究所がその不適合を知った日から1年以内にその旨を請負者に通知しないときは、当研究所は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。
- (ウ) 契約不適合が請負者の責に帰すべき事由によるものである場合は、当研究所は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

## オ 再委託

- (ア) 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ書面において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。
- (ウ) 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当研究所の承認を受けなければならない。
- (エ) 請負者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、請負者が当研究所に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2)秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3)契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。
- (オ) (イ)から(エ)までに基づき、請負者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

## カ 契約内容の変更

当研究所及び請負者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

## キ 機器更新等の際における民間事業者への措置

当研究所は、次のいずれかに該当するときは、請負者にその旨を通知するとともに、請負者と協議の上、契約を変更することができる。

- (ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じる時

- (イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき
- (ウ) 当研究所の組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき

#### ク 契約の解除

当研究所は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は当研究所に対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当研究所の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、当研究所との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

- (ア) 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。
- (イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- (ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- (エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。
- (オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

#### ケ 談合等不正行為

請負者は、談合等の不正行為に関して、当研究所が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

#### コ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により当研究所に損害を与えたときは、当研究所に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当研究所は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、当研究所から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

#### サ 不可抗力免責・危険負担

当研究所及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当研究所が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

#### シ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ることを、又は、与え

ることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ 安全衛生

請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

チ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当研究所と請負者との間で協議して解決する。

## 10 本業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当研究所が当該第三者に対する賠償を行ったときは、当研究所は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当研究所の責めに帰すべき理由が存する場合は、当研究所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治29年法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当研究所の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は当研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

## 11 本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

当研究所は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期（令和7年1月を予定）を踏まえ、本業務開始後、毎年11月に状況を調査する。



(2) 調査項目及び実施方法

- ア システムの停止回数及び時間  
保守作業報告書等により調査
- イ セキュリティ上の重大障害の件数  
保守作業報告書等により調査
- ウ システム運用上の重大障害件数  
保守作業報告書等により調査

(3) 意見聴取等

当研究所は、必要に応じ、本業務請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出時期

当研究所は、令和7年1月を目途として、本業務の実施状況等を総務大臣及び監理委員会へ提出する。

なお、調査報告を総務大臣及び管理委員会に提出するに当たり、監事の意見を聴くものとする。

## 12 その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 本業務の実施状況等の監理委員会への報告

当研究所は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 監督体制

- ア 運用管理業務全体に係る監督は、当研究所の総務部研修情報課が行い、総務部研修情報課長を責任者とする。
- イ 実施要項に基づく民間競争入札に係る監督は、当研究所の総務部財務課が行い、総務部財務課長を責任者とする。

(3) 本業務請負者の責務

- ア 本業務に従事する請負者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- イ 請負者は、法第54条の規定に該当する場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- ウ 請負者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- エ 請負者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当研究所に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受

けたりすることがある。

(4) 著作権

- ア 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを当研究所に無償で譲渡するものとする。
- イ 請負者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当研究所が承認した場合は、この限りではない。
- ウ ア及びイに関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「請負者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。
- エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5) 本業務の要求仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添1「要求仕様書」に示すとおりである。

## 13 別紙及び別添一覧

別紙 0 1 従来の実施状況に関する情報の開示

別紙 0 2 保守・運用支援概念図

別紙 0 3 組織図

別添 0 1 要求仕様書案

別紙 1 要件定義書案

別紙 2 成果物一覧

別紙 3 SLA 項目一覧

別添 0 2 提案書作成要領案

別紙 1 提案書評価項目一覧表

別紙 2 基本提案書(記述例)

別紙 3 別添提案書(記載例)

様式 1 基本提案書

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円 税抜)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人件費	常勤職員	-	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-	-
物件費		-	-	-	-	-
請負費等	保守料	1,393	4,179	4,179	4,179	2,786
	機器賃貸借料 (リース代金)	8,064	21,354	18,801	16,503	9,623
	その他	-	-	-	-	-
計(a)		9,457	25,533	22,980	20,682	12,409
参考値	減価償却費	-	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-	-
	(b) 間接部門費	-	-	-	-	-
(a) + (b)		9,457	25,533	22,980	20,682	12,409
(注記事項) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所では、入札の対象である本業務の全部を請負契約により実施している。表の支払金額は一般競争入札の落札額(各年度支払額)である。(千円未満四捨五入) なお、平成28年度は、現請負契約による4か月分の支払額である。 なお、令和2年度は、現請負契約による8か月分の支払額である。						

2 従来の実施に要した人員		(単位：人)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(受託者における本業務従事者)						
保守・運用支援責任者 (非常駐)		1	1	1	1	1
保守・運用支援担当者 (非常駐)		5	5	5	5	5
(業務従事者に求められる知識・経験等) 当研究所に来所する担当者に求められる知識・経験等は、以下のとおり ・(独)情報処理推進機構が示している「ITスキル標準(ITSS) レベル4」相当以上の者						
(注記事項) 保守・運用支援担当者は非常駐であるが、1か月に1度、サーバ等のメンテナンス作業のため、担当者1名以上が当研究所に来所している。						

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

【施設】

情報センター棟3階 総務部研修情報課情報情報管理係事務室及びサーバー室

【設備】

当研究所貸与

テーブル1台、椅子2脚

請負者所有

ノートPC1台

外部拠点

なし

### 4 従来の実施における目的の達成の程度

これまで達成度等は設定していないが、本調達で求める信頼性等に関する要件の平成28年12月から令和2年11月までの実績は次のとおり。

- ①システムの停止回数及び時間  
事例は発生していない。
- ②セキュリティ上の重大障害件数  
事例は発生していない。
- ③システム運用上の重大障害件数  
事例は発生していない。
- ④当研究所が課題に対して請負者に問い合わせた件数  
145件(4年間)の問い合わせをした。

### 5 従来の実施方法等

従来の実施方法

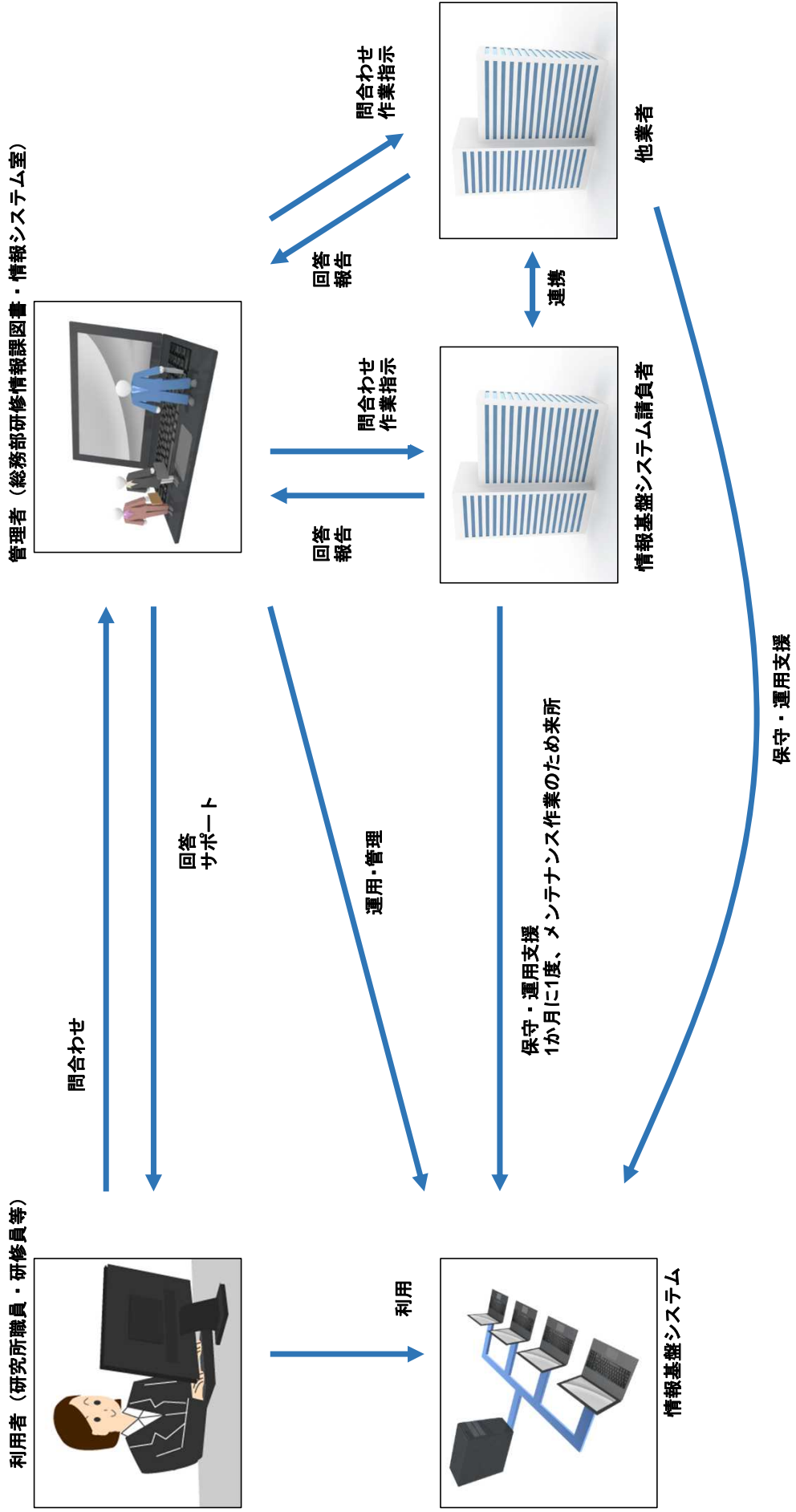
別紙2 保守・運用支援概念図のとおり

別紙3 組織図のとおり。

(注記事項)

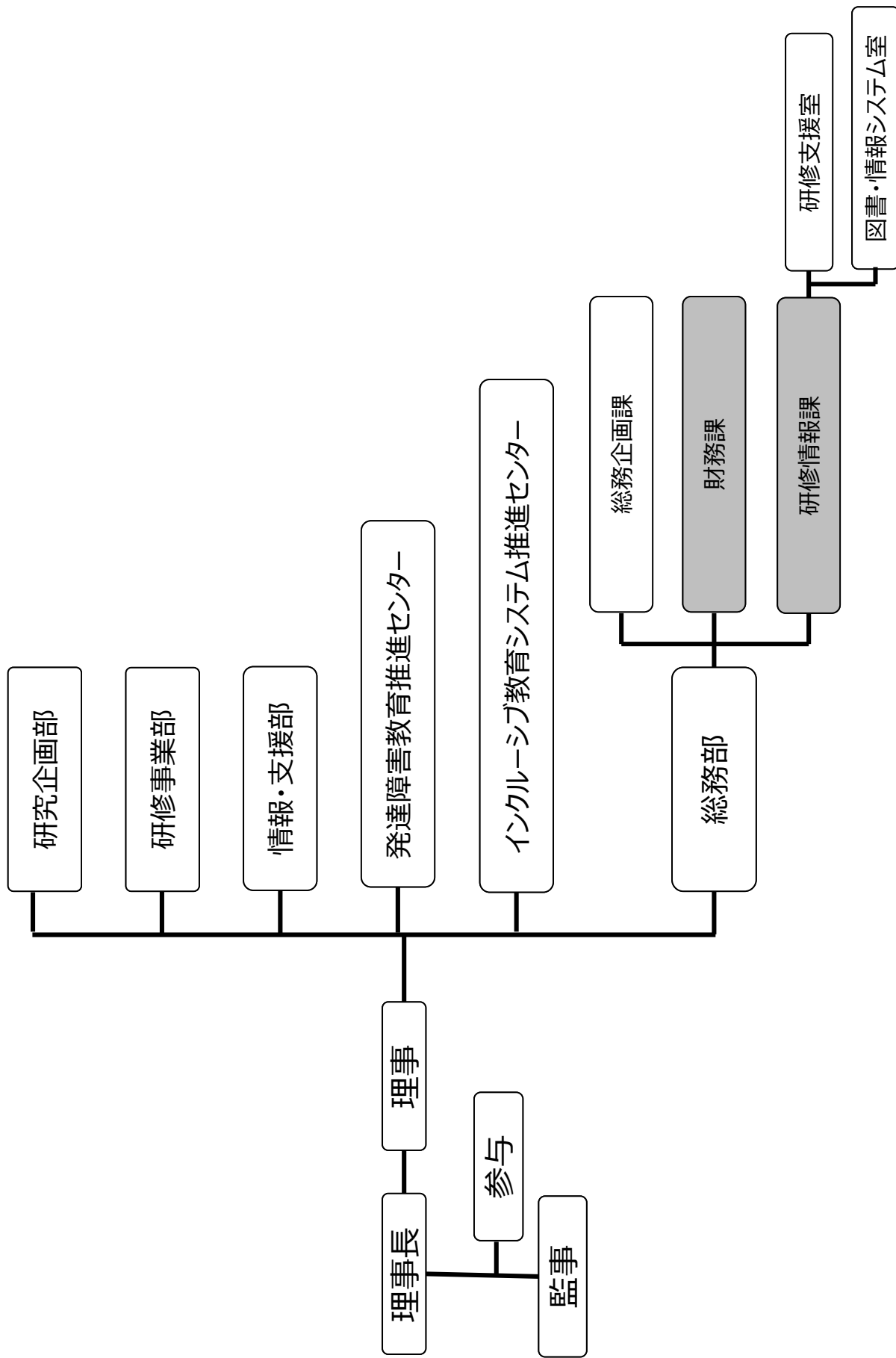
なし

保守・運用支援概念図



# 組織図

(網掛けは本業務の実施に関連する部署)



情報基盤システムサービス  
要求仕様書案 v7.15.4

令和3年11月

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所





# 目次

1. 概要 .....	1
1.1. 調達件名.....	1
1.2. 調達の背景および目的 .....	1
1.3. システムの内容 .....	1
1.3.1. 概要 .....	1
1.3.2. システム要件.....	3
1.3.3. 契約期間.....	3
1.3.4. 作業スケジュール案.....	3
2. 調達に関連する事項 .....	4
2.1. 本調達の内容、範囲および成果物 .....	4
2.1.1. 調達内容.....	4
2.1.2. 調達範囲.....	4
2.1.3. 次期システムの提供範囲.....	5
2.1.4. 成果物 .....	5
2.1.5. 入札制限、制約条件等.....	6
3. 提供サービス内容 .....	7
3.1. サービス開始および機器の設置等に関する前提条件 .....	7
3.2. プロジェクト全体にかかる提供サービス内容 .....	8
3.3. システム運用・保守に係る提供サービス内容 .....	9
3.3.1. SLA に関する提供事項 .....	9
4. その他 .....	10
4.1. 政府・省庁規程及び各種ガイドラインへの準拠 .....	10
4.2. 政府・省庁規程及び各種ガイドラインの動向への留意 .....	11

4.3. 法律・規格への準拠 .....	11
4.4. 閲覧・提供資料 .....	11
4.5. 技術仕様等に関する留意事項 .....	12
4.6. 提案に関する留意事項 .....	12
4.7. その他の留意事項 .....	13
5. 性能、機能に関する要件 .....	13
5.1. 基本要件 .....	13

## 別紙一覽

別紙 1. 要件定義書

別紙 2. 成果物一覽

別紙 3. SLA 項目一覽

## 参考一覧

- 【参考 1】 現行ネットワーク基盤システム構成図
- 【参考 2】 次期システム構成図
- 【参考 3】 職員・研修員数一覧
- 【参考 4】 現行スイッチ配置一覧
- 【参考 5】 現行無線 AP 設置一覧
- 【参考 6】 端末配置一覧
- 【参考 7】 フロアプリンタ配置一覧
- 【参考 8】 平面図
- 【参考 9】 既存システムの移行に関する情報
- 【参考 10】 端末別利用サービス対応表



# 1 概要

## 2 1.1. 調達件名

3 情報基盤システムサービスの調達

## 4 1.2. 調達の背景および目的

5 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「当研究所」という。）では、業務の  
6 効率化、高度化を進めるために電子計算機システム（次期システムから名称変更し、情  
7 報基盤システムとしている。以下「現行システム」という。）を導入し、運用している  
8 ところであり、当該システムは当研究所の研究および事務遂行において必要不可欠なも  
9 となっている。

10 現行システムは、2016(平成28年)年12月に導入したもので、2022(令和4年)年12月  
11 のシステム更改を実施する。

12 次期システムでは、現行システムを更に発展させ、“いつでも・どこでも・誰とでも”  
13 業務ができる環境を提供することで一層の業務効率化および研究活動を促進すると  
14 ともに、クラウドサービスの最大活用およびクラウド化に対応したセキュリティ対策も進  
15 め、柔軟かつ堅牢な基盤システムの実現を目指す。

## 16 1.3. システムの内容

### 17 1.3.1. 概要

18 次期情報基盤システムは、職員が研究および事務を行う上で利用する利用者認証  
19 サービス、各種コミュニケーションサービス、ファイル共有サービス等の各種サービ  
20 スを提供する業務システム、研究管理棟をはじめ各棟に敷設されている LAN で構成  
21 され、約100台のクライアント端末から利用される。

#### 22 (ア) 次期情報基盤システムの基本方針

23 次期システムでは、「1.2. 調達の背景及び目的」に沿って、業務効率の向上、コスト  
24 の削減、セキュリティ対策の向上を推進するため、現状の課題を踏まえて検討した結果、  
25 以下3点を次期システムにおける実現方針とする。

26 (1) ”いつでも・どこでも・誰とでも” 効率的な業務ができる環境

27 ① ”早くて軽い” 快適なシンクライアント環境の提供

28 (2) クラウドサービスの最大活用

29 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(2018年6  
30 月7日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、クラウドサービスの

31 活用を基本とする。なお、クラウドサービスの活用にあたり柔軟なリソースの増減等  
32 の観点から、サービス・業務ごとに、本仕様書で求める、機能要件、サービスレベル、  
33 情報セキュリティ水準等の条件を満たすこと。

34 ① アップデートを前提としたシステム設計

35 ソフトウェアのアップデート、セキュリティ対策が適時に、確実に実施されるこ  
36 と等によって、利便性や安全性を向上するとともに運用・保守コストの削減が図ら  
37 れるようシステム設計を行う。

38 ② システム構築範囲の最小化

39 サービス提供に必要な、ハードウェア、ソフトウェア、機能等について、導入、  
40 構築等に時間を要する範囲を縮小することによって、導入、構築等にかかる期間の  
41 短縮化や災害時等におけるシステム運用継続性の向上を図る。

42 (3) デジタル化とクラウド化に対応したセキュリティ対策

43 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」（令  
44 和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部）等を踏まえ、将来像を見据えたサイ  
45 バーセキュリティ対策やクラウド利用に関わるリスクへの対策等を推進する。

46 ① 最新のサイバー脅威への対策強化

47 未知の不正プログラム対策を、感染の未然防止、プログラムが動作する内部へ進  
48 化させるとともに、ソフトウェア等の脆弱性の効率的な把握を可能とするなど最  
49 新のサイバーセキュリティ対策の実現に必要な機能を導入する。

50 ② 適切なセキュリティとデジタルワークスタイルの両立

51 各サービスやセキュリティ対策において、最新の技術・方式の採用や実装の最適  
52 化により、セキュリティ水準の維持・向上と利便性・効率性の向上を両立したシス  
53 テムを実現する。

54 ③ クラウド利用に備えた対策

55 各サービスや他システムでのクラウドサービス利用に対応し、次期システムと  
56 クラウドサービス間の安全な接続等、クラウドサービス利用に関するセキュリテ  
57 ィ対策を実施する。

58 (イ) システムの基本構成

59 a. 次期システムの基本構成はMicrosoft Azure 相当以上の IaaS によるクラ  
60 ウドサービスを活用すること。

61 b. サーバ、ストレージ及びネットワーク等のハードウェア機器は、仮想化が



- 62 適さないものを除き、仮想化技術を用いることで集約を図る。
- 63 c. ハードウェアリソース(CPU、メモリ、ディスク容量、ネットワーク回線等)
- 64 及びシステムリソース等(利用量等)を可視化し容易に再配分することに
- 65 加えて、一元的に管理することでリソース配分の最適化、システム運用業
- 66 務の負荷減少、増築等に伴う設定変更の簡素化を図る。
- 67 d. 障害時における業務継続性を向上させるため、物理障害のポイントを削減
- 68 し、各サービスの特性を踏まえた冗長化構成、バックアップ体制を講じる。
- 69 e. ハードウェアリソース逼迫時、障害時、被災時における各サービスの業務
- 70 継続性の向上のため、論理構成及び物理構成を実装する。
- 71 f. 昨今及び将来のサイバー攻撃に対応すべく、より強固なセキュリティ対策
- 72 として、ゼロデイ脆弱性や既知及び未知の脅威に対しても常に最速、かつ、
- 73 確実な検知・遮断、対応等を実現するために、最新の技術を適用した振る
- 74 舞い検知、ログ分析、監視等を導入し、侵入防止はもとより、侵入後にお
- 75 ける適切な対策によるセキュアな環境を提供する。
- 76 g. 職員は、次期システムを利用するに当たり利便性とセキュリティ性に優れた
- 77 シンククライアント端末を利用する。

#### 78 1.3.2. システム要件

79 各サービスの機能及びシステム要件については「別紙 1. 要件定義書」を参照のこと。

80

#### 81 1.3.3. 契約期間

82 契約締結日から令和9年11月30日までとする(うちサービス提供期間(有償期

83 間)は令和4年12月1日から令和9年11月30日までとする。)

#### 84 1.3.4. 作業スケジュール案

85 次期システムの稼働は、作業スケジュールに沿って遅延なくサービスを提供する

86 こと。受注者が提案するスケジュールを当研究所研修情報課等担当職員(以下「担当

87 職員」という。)に示して了承を得ること。

88

89 2. 調達に関連する事項

90 2.1. 本調達の内容、範囲および成果物

91 2.1.1. 調達内容

92 本調達においては、以下のサービスを提供する。

93 (ア) 提供サービス

94 (1) システム及びネットワークに関する提供サービス

95 「別紙 1. 要件定義書」に記載するシステム及びネットワーク

96 (2) 作業等に関する提供サービス

97 次期システムのライフサイクルに係る作業等提供一式（次期システムの設計、構築、  
98 導入、運用支援、保守、物品の納入、現行システムからの移行に関する作業等）

99 2.1.2. 調達範囲

100 各サービスの提供、構築、次期システムへの各種移行作業、運用支援、保守、導入  
101 支援、教育並びに他システムへの接続支援までを範囲とする。

102 (ア) 現行事業者との責任分界点

103 次期システムへの移行は受注者が責任を持って管理すること。移行計画においては、  
104 当研究所及び現行システム側で行うべき作業も含めて検討した上で計画書を作成し、  
105 現行事業者と協力して対応すること。移行計画作成に必要な現行システムの情報は、当  
106 研究所から提供する。

107 また、移行作業は現行システムの運用中の作業となるため、受注者は現行システムの  
108 停止や性能劣化等を発生させないための対策を講ずること。

109 (イ) 各種個別システムとの責任分界点

110 (1) SINET ネットワークとの接続に係る責任分界点

111 当研究所は、SINET 横浜 DC との間に 10Gbps-LR 回線により SINET に接続している。

112 学術情報ネットワーク SINET(Science Information NETwork)とは、日本全国の大学、  
113 研究機関等の学術情報基盤として、NII 国立情報学研究所が構築、運用している  
114 情報通信ネットワークのことである。

115 受注者は、当研究所が別途調達した WDM 装置に接続すること。接続に当たり受注者  
116 は事前に接続する情報及びスケジュールの提示を受けること。

117 (2) その他のシステムとの接続に係る責任分界点  
118 他システムとのサーバ機器や PC、プリンタ等との接続は受注者の責任で実施する  
119 こと。現時点での接続予定機器は「別紙 1. 要件定義書」にて示すが、移行時点で新  
120 規に追加されている機器の情報提供を当研究所から受けた上で、全機器を次期シス  
121 テムに接続すること。

122 他システム自体の動作確認は本調達の範囲外であるが、ネットワーク接続に必要な  
123 情報の提供及び立会い、また接続できなかった場合の技術的支援を行うこと。

124 なお、運用期間中において、他システム側の更改等により再接続等（各システム 1  
125 回程度を想定）が発生した場合、次期システム側で必要となる作業を行うこと。

### 126 2.1.3. 次期システムの提供範囲

127 a. 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究管理棟、特別支援教育情  
128 報センター棟、研修棟、西研修員宿泊棟、東研修員宿泊棟

### 129 2.1.4. 成果物

#### 130 (ア) 成果物および納入

131 a. 受注者は落札後速やかに担当職員と協議の上、の提出日程を確定し、提出  
132 すること。「別紙 2. 成果物一覧」に示す成果物の提出日程を確定し、提出  
133 すること。

134 b. 成果物の提出については、当研究所の承認を経た内容を電子媒体で当研究  
135 所が指示する場所に納入することとし、記載内容に変更があった場合に  
136 は、修正し、提出すること。

137 c. 次期システムに導入（サービス提供後の追加、変更を含む。）する機器等に  
138 ついては予め当研究所に「機器等リスト」（様式は別途当研究所から提示  
139 する。）を提出し、当研究所がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払  
140 拭されないと判断した場合には、代替品選定やリスク低減対策等、当研究  
141 所と迅速かつ密接に連携し導入する機器等の見直しを図ること。

#### 142 (イ) 成果物の修正等

143 a. 成果物に修正等がある場合、更新履歴と修正ページを示した上で修正後の  
144 全編を速やかに提出すること。

#### 145 (ウ) 検収

146 a. 当研究所において、担当職員が受注者立会いの上、試験運用を実施後、次  
147 期システムに係る検収を実施する。

148 なお、検収実施に際しては、担当職員の負荷を極力抑えかつ可能な限り実  
149 運用を想定した負荷試験を行う等、必要十分な範囲の検証ができる方法を

- 150 提案すること。
- 151 b. 前述「2.1.4(ア) 成果物及び納入」に則って、納入成果物を提出すること。
- 152 その際、当研究所の指示により、別途品質保証が確認できる資料を作成し、
- 153 納入成果物と併せて提出すること。
- 154 c. 検収の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合には、受
- 155 注者は直ちに引き取り、必要な修正を行った後、指定した日時までに修正
- 156 が反映された全ての納入成果物を納入すること。

157 (エ) 責任の所在

- 158 a. 検収後、契約期間終了までの間、次期システムを正常に使用した状態で不
- 159 具合が発見され、提供されるサービスが正常稼働しなかった場合には、受
- 160 注者の責任と負担において、迅速に修理、修復、又は、交換等を行い、サ
- 161 ービスの正常稼働を担保すること。また、当研究所は、契約金額を上限と
- 162 して、上記対応を実施してもなお生じる損害に対する賠償の請求を行うこ
- 163 とができるものとする。
- 164 b. 納入した物品やサービス等の稼働・保守については、物品の製造者やサー
- 165 ビス提供者の如何に関わらず、受注者が最終責任を負うこととし、自社製
- 166 品・サービス以外の場合もこれを受注者と製造者・提供者間の契約等によ
- 167 り担保すること。
- 168 なお、製造者・提供者からのサポートが確実に受けられる体制を構築する
- 169 こと。
- 170 c. 次期システムに関する技術的問題点、機器のバグ、パッチ及びバージョン
- 171 アップ等に関する情報を速やかに提供すること。また、パッチ、バージョ
- 172 ンアップ等の適用を実施する場合は、スケジュールを提示して当研究所の
- 173 承認を受けた上で、実施すること。なお、必要に応じて、事前検証等を実
- 174 施すること。

175 (オ) 著作権等

- 176 a. 実施要項「12.(4)著作権」を参照すること。

177 2.1.5. 入札制限、制約条件等

178 (ア) 入札制限

- 179 a. 実施要項「4 入札参加資格に関する事項(9)」を参照すること。

180

### 181 3. 提供サービス内容

182 本章ではサービス開始時における前提条件やプロジェクト全体に関わる内容、システム設計・構築・試験、システム運用・保守等におけるサービス提供内容を示す。

184 なお、サービス個々の要件に関する内容は「別紙1.要件定義書」を参照すること。

#### 185 3.1. サービス開始および機器の設置等に関する前提条件

- 186 a. 受注者は契約締結後5営業日以内に、作業体制とともに、作業内容及びスケジュール等について記載したプロジェクト計画書を作成し、当研究所に提出し、承認を得ること。詳細は、「3.2. プロジェクト全体に係る提供サービス内容」に基づき実施すること。
- 187
- 188
- 189
- 190 b. プロジェクト計画書においては、プロジェクト管理を行うために、進捗管理方法・課題管理方法について記載すること。
- 191
- 192 c. 作業体制には、作業責任者、個人情報取扱責任者及び作業担当者の氏名及び所属、担当作業、指揮命令系統、情報セキュリティ対策に係る管理・連絡体制並びに連絡先を記載すること。また、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を提出すること。また、以下の内容を含む情報セキュリティ対策を実施すること。
- 193
- 194
- 195
- 196
- 197 (i) 受注者に提供する情報の受注者における目的外利用の禁止
- 198 (ii) 受注者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
- 199 (iii) 事業の実施に当たり、受注者又はその従業員、下請負先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制
- 200
- 201 (iv) 受注者の資本関係・役員等の情報、事業の実施場所、事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供
- 202
- 203
- 204 (v) 情報セキュリティインシデントへの対処方法
- 205 (vi) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
- 206 (vii) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法
- 207 d. 受注者は、次期システムのサービス提供に当たって、全機能提供開始後の運用を十分考慮し、保守、サポートを含むサービス提供に係る一切の作業を行うこと。
- 208
- 209
- 210 e. 現行システムに支障を来した場合、受注者の負担で復旧作業等を行うこと。
- 211 f. 本仕様書で要求する全機能を、全機能提供開始日から利用できること。なお、一部機能が利用できない場合は、代替機能を受注者の負担で提供すること。
- 212
- 213
- 214 g. 機器の設置等のため、当研究所執務室に立ち入る場合は、原則として、平

- 215 日の 8:30～17:15 以外とすること。その際、事前に作業スケジュールを示  
216 した上で担当職員の許可を得ること。
- 217 h. 受注者は、作成担当以外の第三者（品質管理者の設置）によって、網羅性、  
218 正確性、全体との整合性などの品質を高めるため、レビューを実施するこ  
219 と。
- 220 i. 受注者は、工程管理に対して、プロジェクト計画書、設計書、課題管理表、  
221 議事録など、ドキュメントとの整合性が取れているか、システム要件に係  
222 る観点でのレビューを実施し、当該レビューにおいて指摘された内容に対  
223 し、必要な対応を行うこと。
- 224 j. 機器及び必要資材の搬入等を行う場合、おおよそ 1 週間前までに詳細な施  
225 工方法、施工範囲、作業員名、スケジュール及び使用車両について、予め  
226 定めた書面をもって作業申請を行い、担当職員の承認を得ること。なお、  
227 当研究所内での構内工事、エレベーター/電気設備等定期点検により、構内  
228 全域または特定の区域にて、立ち入りまたは、利用ができない期間、時間  
229 帯が発生する場合が想定されることから、少なくとも申請 1 週間前には事  
230 前相談をすること。なお、電気設備定期点検(終日 1 日間を予定)の場合に  
231 は、構内の電気が停止することとなり、2021 年 10 月時点で 2022 年 6 月また  
232 は、11 月を想定している。また、当研究所が行うべき作業がある場合には、  
233 これを明示すること。
- 234 k. 機器の設置等により、受注者の責に帰する事由による造営物及び道路の損  
235 傷、土地踏み荒らし等、当研究所及び第三者に与えた損害に対する費用等  
236 は、全て受注者の負担とする。
- 237 l. その他必要事項については、適宜担当職員と協議の上、決定すること。

### 238 3.2. プロジェクト全体にかかる提供サービス内容

- 239 a. 受注者は、WBS (Work Breakdown Structure) を用いて、次期システムの全  
240 機能が提供されるまでの間、効率的なプロジェクト管理を行うこと。
- 241 b. 受注者は、本仕様書に記載する全ての項目について、適切に管理するた  
242 めにプロジェクト管理責任者を定めること。
- 243 c. プロジェクト管理責任者は、担当職員の指示のもと、適切なプロジェクト  
244 管理に努めること。
- 245 d. プロジェクト管理責任者は、担当職員の指示に従い、プロジェクト計画書、  
246 ガントチャート（後工程に対して大きく影響する作業については必要に応  
247 じて WBS ディクショナリを含む。）、進捗状況表、課題管理表といったプロ  
248 ジェクト管理に必要とされる資料を作成し、提出すること。
- 249 e. WBS にはタスクごとに受注者側の主担当名称を記載すること。

- 250 f. WBS には発注者側のタスクを明示して記載すること。また、タスク期間は  
251 発注者が要する期間を考慮したスケジュールとすること。
- 252 g. プロジェクトに係る体制、発注者側の制約等を考慮した上で現実的な WBS  
253 とスケジュールを示すこと。
- 254 h. プロジェクトのステークホルダを整理して、プロジェクト計画書に定義す  
255 ること。
- 256 i. プロジェクト管理責任者は、常に作業実績を把握し、計画との差異分析を  
257 行うこと。なお、WBS 等の変更が必要な場合には、予め担当職員の下承を  
258 得ること。

### 259 3.3. システム運用・保守に係る提供サービス内容

#### 260 3.3.1. SLA に関する提供事項

##### 261 (ア) SLA を評価する上での前提条件

- 262 a. サービス提供開始時点から 2 か月間は調整期間とし、3 か月目から SLA の  
263 遵守の対象とする。また、達成及び未達成の評価は、月単位で行う。
- 264 b. 受注者は、各サービスの監視、測定等を行い、後述する「3.3.1. (イ)SLA 項  
265 目」に記載されているサービスレベルの達成状況を逐次確認、把握するこ  
266 と。なお、監視、測定方法については、担当職員と協議の上、決定するこ  
267 と。
- 268 c. 受注者は、月単位でサービスレベル目標値を設定した項目に対して実績を  
269 報告し、SLA 達成度合いを評価する。
- 270 d. SLA を満たせない可能性がある場合、速やかに担当職員に報告すること。  
271 また、サービスレベルを保つための対策について検討し準備すること。
- 272 e. 受注者は、SLA を遵守できなかった場合には、対応策について検討し、担  
273 当職員の下承を得た上で実施すること。
- 274 f. 対応の実施に当たっては、サービスレベル目標値に達成できる対応がなさ  
275 れるまで月次レベルで報告すること。
- 276 g. 対応に必要な人的リソースの追加、体制の変更、対応のために必要なシス  
277 テムの導入等に費用がかかる場合、受注者の費用負担により、実施するこ  
278 と。
- 279 h. サービスレベルの評価に当たって、以下の事項に該当する場合は、SLA 規  
280 程の範囲外とする。
- 281 (i) 当研究所の都合によって障害復旧できなかった場合
- 282 (ii) 当研究所の事由によって障害連絡を受けることができなかった場合
- 283 (iii) 予見できない不測の事態（社会通念上、受注者に責任がないことが認

284 められる事態)が生じた場合

285 (イ) SLA 項目

- 286 a. SLA 項目については、「別紙 3. SLA 一覧」を参照とすること。
- 287 b. 設計・開発業務の過程にて、受注者が提供するシステムに起因しない事由
- 288 によって要求水準を達成できないと判断された場合、設定 SLA 値について
- 289 は担当職員と別途協議の上、決定する。
- 290 c. SLA 項目は、当研究所及び受注者双方の合意事項に明確な変更が生じた場
- 291 合、当研究所及び受注者双方が必要と認めた場合等、必要に応じて見直し
- 292 を実施し改訂するものとする。

## 293 4. その他

### 294 4.1. 政府・省庁規程及び各種ガイドラインへの準拠

295 以下に示す各種ガイドライン（最新版）を遵守すること。今後契約期間中に当該文書が

296 改定された場合には、それに従うこととするが、より良い作業の進め方又は手法について

297 提案がある場合には、担当職員に提案、協議の上、当該提案に基づき実施してもよい。

- 298 a. 経済産業省「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメント
- 299 ガイドライン」
- 300 b. 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「独立行政法人国立特別支援教
- 301 育総合研究所セキュリティポリシー」
- 302 c. 独立行政法人情報処理推進機構「『高度標的型攻撃』対策に向けたシステム
- 303 設計ガイド」
- 304 d. 独立行政法人情報処理推進機構「『新しいタイプの攻撃』の対策に向けた設
- 305 計・運用ガイド」
- 306 e. サイバーセキュリティ対策推進会議「高度サイバー攻撃対処のためのリス
- 307 ク評価等のガイドライン」及び内閣官房内閣サイバーセキュリティセンタ
- 308 ー「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン付属書」
- 309 f. サイバーセキュリティ戦略本部決定「政府機関等のサイバーセキュリティ
- 310 対策のための統一規範」、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の運用
- 311 等に関する指針」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための
- 312 統一基準」並びに内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター「政府機関
- 313 等の対策基準策定のためのガイドライン」
- 314 g. 独立行政法人情報処理推進機構「安全な Web サイトの作り方」
- 315 h. ISO/IEC15408



- 316 i. 経済産業省「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」  
317 j. 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定「デジタル・ガバメント推進  
318 標準ガイドライン」
- 319 4.2. 政府・省庁規程及び各種ガイドラインの動向への留意  
320 以下に示す各種ガイドライン（最新版）及び関連する施策の動向に留意し提案すること。
- 321 a. 平成 30 年 12 月 10 日関係省庁申合せ「IT 調達に係る国の物品等又は役務  
322 の調達方針及び調達手続に関する申合せ」  
323 b. 令和 3 年 9 月 28 日閣議決定「サイバーセキュリティ戦略」
- 324 4.3. 法律・規格への準拠  
325 a. 導入するハードウェア及びソフトウェア等の構成要素は、オープンシステ  
326 ム環境の整備を可能とするため、ITU-T（国際電気通信連合）、ISO（国際標  
327 準化機構）等が規定、又は、推奨する各種国際標準及び装置の製造・デー  
328 タ処理に関して、IEEE（米国電気電子技術者協会）等が規定、又は、推奨  
329 する各種デファクトスタンダードに準拠していること。また、これらと必  
330 要十分なインタフェースを有すること。  
331 b. 「民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）」、「刑法（明治 40 年 4 月 24 日  
332 法律第 45 号）」、「著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）」、「不正ア  
333 クセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）」、  
334 「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月  
335 30 日法律第 59 号）」及び「個人情報保護法（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57  
336 号）」の関連法規を遵守すること。
- 337 4.4. 閲覧・提供資料  
338 a. 応札予定者は、(i)の資料を閲覧することができる。また資料の閲覧を希望  
339 する場合は、必要な手続きを行った上、当研究所が定める期間、場所、方  
340 法において閲覧を許可する。また、以下の資料の他に閲覧を希望する資料  
341 がある場合には、当研究所と相談すること。  
342 b. (ii)参考資料は必要な手続きを行った上で、本仕様書の添付資料として応  
343 札予定者に提示する。  
344 (i) 現行システムに係る資料  
345 ・完成図書  
346 ・要件定義検討資料  
347 ・基本設計書  
348 ・詳細設計書(パラメータ設計書)

- 349                    ・運用マニュアル
- 350           (ii) 参考資料
- 351                    ・【参考 1】 現行ネットワーク基盤システム構成図
- 352                    ・【参考 2】 次期システム構成図
- 353                    ・【参考 3】 職員・研修員数一覧
- 354                    ・【参考 4】 現行スイッチ配置一覧
- 355                    ・【参考 5】 現行無線 AP 設置一覧
- 356                    ・【参考 6】 端末配置一覧
- 357                    ・【参考 7】 フロアプリンタ配置一覧
- 358                    ・【参考 8】 平面図
- 359                    ・【参考 9】 既存システムの移行に関する情報
- 360                    ・【参考 10】 端末別利用サービス対応表

#### 361 4.5. 技術仕様等に関する留意事項

- 362           a. 入札機器又はソフトウェアは、原則として入札時点で製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器又はソフトウェアによって応札する場合には、技術的要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され納入できることを保証する資料及び確約書等が記載された資料を提出すること。
- 363
- 364
- 365
- 366
- 367           b. 提案システムのうち、納入期限までにバージョンアップが予想されるハードウェア又はソフトウェアについては、その予定時期等が記載された資料を提出すること。
- 368
- 369
- 370           c. 納入時におけるすべてのソフトウェアは、契約時の最新バージョンで提供すること。なお、日本語版があるものは日本語版で提供すること。
- 371
- 372           d. 性能、機能に関する要件の各項目で述べる性能、機能を満たすならば、複数個の装置で実現するように指定している場合でも、設置場所ごとの単一の装置で実現してもよい。
- 373
- 374

#### 375 4.6. 提案に関する留意事項

- 376           a. 提案に際しては、提案システムが仕様書の要求要件をどのように満たすのか、あるいはどのように実現するのかを要求要件ごとに具体的かつわかり易く、記載すること。従って、技術的要件に対して、単に「できます。」「提案します。」といった回答の場合、提案書とみなさないで十分に留意して作成すること。
- 377
- 378
- 379
- 380
- 381           b. 提出資料等に関する照会先を、明記すること。
- 382           c. 提案書提出時に既に存在するハードウェア及びソフトウェアについて納入稼働実績がある場合には、そのリストを提出すること。
- 383

- 384 d. 調達内容が不明確である場合は、有効な提案書とみなさないので留意され  
385 たい。  
386 e. 提案書の内容に関してヒアリングを行う場合がある。

#### 387 4.7. その他の留意事項

- 388 a. クラウドサービスを利用の際に従量課金サービスを採用する場合には、当  
389 初想定していた利用量を超えた場合の支払い方法について、当研究所担当  
390 者と協議の上、決定することとする。また当初想定していた利用量をこえ  
391 る見込みの場合のサービス利用量の調整方法について提案すること。  
392 b. 技術的要件に“当研究所で別途調達した”と記載のあるソフトウェア以外  
393 は全て現行システムの契約満了に伴い、リースアップするため、ハードウ  
394 ェア及びソフトウェアのライセンス等は受注者が新規で用意し、その費用  
395 は本調達に含めること。  
396 c. 納品・提出する資料等は、原則として全て日本語で記述されていること。  
397 やむを得ず外国語による資料を提出する場合は、日本語に翻訳した文書を  
398 添付すること。  
399 d. 原則、グリーン購入法に適合した機器を提供すること。  
400 e. 本調達に係る経費は見込まれる全ての事項を見込むこと。  
401 f. 本契約の延長の際は同等のサービスを契約期間の月額と同額以下で提供  
402 すること。  
403 g. 受注者は、本仕様書に記載なき事項であっても、本業務遂行に必要と認め  
404 られる事項・作業については、当研究所と協議の上、誠意を持って対応す  
405 ること。

### 406 5. 性能、機能に関する要件

#### 407 5.1. 基本要件

- 408 a. 本仕様書に示す各要件は最低限の要求要件である。ただし、指定した要件・  
409 機能を満たすことができる機能・技術・構成が別にある場合は、そのこと  
410 を証明する資料を添付した上で提案してもよい。

情報基盤システムサービス  
要件定義書案 v7.15.5

令和3年11月

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

# 目次

1. システムの概要 .....	1
1.1. システム名 .....	1
1.2. 基本構想 .....	1
1.3. 次期システムの全体構成 .....	1
1.3.1. システムの全体像 .....	1
1.3.2. 利用者 .....	1
1.3.3. 基本事項 .....	1
1.3.4. 他システムとの接続 .....	4
1.3.5. 信頼性等機能 .....	5
1.4. サービスの開始及び機器の設置等 .....	6
1.4.1. 接続関連 .....	6
1.4.2. 電源・空調関連 .....	7
1.4.3. 納入形態 .....	7
2. システムの要件定義 .....	8
2.1. サーバ・ストレージ基盤サービス .....	8
2.1.1. サーバ要件 .....	8
2.1.2. ストレージ要件 .....	9
2.2. 情報共有基盤サービス .....	10
2.2.1. クライアント基盤サービス .....	10
2.2.2. 仮想デスクトップサービス .....	11
2.2.3. フロアプリンタサービス .....	13
2.3. ユーザ管理基盤サービス .....	15
2.3.1. 統合認証基盤サービス .....	15
2.3.2. 利用者登録・変更サービス .....	19
2.4. 情報共有支援サービス .....	21
2.4.1. クライアントソフトウェアサービス .....	21
2.4.2. 電子メールサービス .....	23
2.4.3. グループウェアサービス .....	26

2.4.4. 統合コミュニケーションサービス .....	29
2.4.5. 共有ストレージサービス .....	32
2.4.6. アンケートサービス .....	33
2.5. 情報公開基盤サービス .....	33
2.5.1. 公開用 Web サービス .....	33
2.6. セキュリティ基盤サービス .....	37
2.6.1. 基本要件 .....	37
2.6.2. マルウェア等対策サービス .....	37
2.6.3. 検疫サービス .....	39
2.6.4. WAF (Web Application Firewall) サービス .....	39
2.6.5. EPP(Endpoint Protection Platform) サービス .....	39
2.6.6. スпамメール対策サービス .....	40
2.6.7. セキュリティ監視サービス .....	40
2.7. ネットワーク基盤サービス .....	41
2.7.1. 基本要件 .....	41
2.7.2. 所内ネットワーク .....	41
2.7.3. 所外ネットワーク .....	56
2.8. システム運用ツール .....	59
2.8.1. IT 資産管理サービス .....	59
3. 施設・設備機能 .....	61
3.1. データセンタ .....	61
3.2. クラウドサービスとの接続 .....	64
4. 移行に関するサービス .....	65
4.1. 移行範囲 .....	65
5. 運用支援サービス .....	68
5.1. 導入時における運用支援サービス .....	68
5.1.1. 基本要件 .....	68
5.2. システム運用サービス .....	68

5.2.1.	基本要件	69
5.2.2.	共通要件	69
5.2.3.	リソース管理運用支援	72
5.2.4.	セキュリティに係る運用支援サービス	73
5.2.5.	Web 担当職員向けサービス運用支援	75
5.2.6.	サービス提供期間満了後の取り扱い	75
5.3.	保守サービス	75
5.3.1.	基幹ネットワークシステム管理	76
5.3.2.	ハードウェア保守	76
5.4.	マニュアル・ドキュメント管理サービス	77
5.5.1.	システム運用マニュアル	77
5.4.2.	利用者向け操作マニュアル	77





# 1 1. システムの概要

## 2 1.1. システム名

3 情報基盤システム（以下「次期システム」という。）

## 4 1.2. 基本構想

5 要求仕様書「1.2. 調達の背景及び目的」及び「1.3. システムの内容」を参照するこ  
6 と。

## 7 1.3. 次期システムの全体構成

### 8 1.3.1. システムの全体像

9 要求仕様書「1.3.1(イ)システムの基本構成」を参照すること。

### 10 1.3.2. 利用者

11 当研究所における職員数については、「(参考3) 職員・研修員数一覧」を参照  
12 のこと。これらの人数には大きな変化がないものとして、容量、性能等の設  
13 計をすること。

### 14 1.3.3. 基本事項

15 a. 本調達は、サービス調達であり、サービス提供期間中においてサポート  
16 可能な Application Service Provider（以下「ASP」という。）、Software  
17 as a Service（以下「SaaS」という。）、Platform as a Service（以下  
18 「PaaS」という。）及び Infrastructure as a Service（以下「IaaS」と  
19 いう。）等、いわゆるクラウドサービスを利用することを基本とする。ク  
20 ラウドサービスを利用してサービスを提供する場合は、セキュリティに  
21 配慮した上で、シェアード型サービスを利用してもよい。

22 b. クラウドサービスを利用する場合は「クラウドサービス利用のための情  
23 報セキュリティマネジメントガイドライン 2013 年度版（平成 26 年 3 月  
24 14 日 経済産業省）  
25 [https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/secdoc/contents/seccont  
27 ents\\_000146.html](https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/secdoc/contents/seccont<br/>26 ents_000146.html)」（最新版を参照すること。）が定める要件に準じるも  
28 のとする。なお、本ガイドライン中、クラウド事業者の実施が望まれる  
29 事項及びクラウドサービスの関連情報に記載されている事項について、  
実施できない範囲を明示すること。また、受注者は IS027017 等の認証

- 30 制度を取得しているクラウド事業者により管理、運用されているクラウ  
31 ドサービスを利用すること。
- 32 c. 次期システムでクラウドサービスを利用する場合は、以下の内容を留意  
33 すること。
- 34 (i) 受注者は、クラウドサービスにおいて一定のセキュリティレベルが確  
35 保されていることの保証として、クラウドサービスに対する情報セキュ  
36 リティ監査報告書の内容及び取得・維持している各種認定・認証制  
37 度の基準等について事前に確認すること。
- 38 (ii) 受注者は、次期システムのサービスに必要な全てのログを提供するク  
39 ラウド事業者を選定すること。若しくは、受注者は、上記ログ検索機  
40 能を提供するクラウド事業者を選定すること。
- 41 (iii) 受注者は、主体認証情報が複数のクラウドサービスに分散して管理さ  
42 れることのないように、職員の主体認証情報を一元的及び継続的に管  
43 理できる構成とすること。
- 44 (iv) 受注者は、クラウドサービスの契約終了時、業務情報や職員に係る情  
45 報を含むデータ（以下「業務データ等」という。）等の消去を遅滞な  
46 く確実に実施するクラウド事業者を選定すること。更に受注者は、ハ  
47ードディスクドライブ等の大容量記憶装置の交換又は廃棄時、時機を  
48 逸せず完全なデータ消去を実施するクラウド事業者を選定するこ  
49 と。
- 50 (v) 受注者は、SaaS を提案する場合は、メール・スケジュール管理等を中  
51 核とする統合コミュニケーションシステム及びオンラインストレージ  
52 等のコミュニケーション系のクラウドサービスでは、十分な稼働実績  
53 を有し、運用の自動化、サービスの高度化、情報セキュリティの強  
54 化、新機能の追加等に積極的かつ継続的な投資が行われ、サービス終  
55 了のリスクが低い、クラウドサービスを選定すること。IaaS/PaaS を  
56 インフラ部分として構築された業務系の SaaS については、少なくとも  
57 そのインフラ部分において、コミュニケーション系のクラウドサ  
58 ービスと同等の投資が行われていること。
- 59 (vi) 我が国に裁判管轄権があるクラウドサービスを採用すること。
- 60 (vii) クラウドサービスに保存される業務データ等の可用性の観点から、我

- 61 　　　　　　　　　　が国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンタが選択  
62 　　　　　　　　　　できるクラウドサービスを採用すること。ただし、業務データ等を含  
63 　　　　　　　　　　まない場合はこの限りではない。
- 64 (viii) 　　　　将来他のクラウドサービスに移行可能となるように、業務デー  
65 　　　　　　　　　　タ等の移行の手段をクラウド事業者若しくは受注者で準備すること。
- 66 d. 次期システムで提供される全てのサービスに対して、サービス提供開始  
67 　　　　　　　　　　日以前に公開されている修正プログラムを適用すること。ただし、修正  
68 　　　　　　　　　　プログラムの適用に当たっては、適用の必要性及び適用の計画について  
69 　　　　　　　　　　提案し、担当職員と協議の上、実施すること。
- 70 e. システムを構成するソフトウェアやソリューション製品は、ユーザビリ  
71 　　　　　　　　　　ティや運用性を考慮し、可能な限り操作性を統一し、データ等の連携が  
72 　　　　　　　　　　容易な構成とすること。
- 73 f. 当研究所内に設置する機器に、機器管理に必要な情報を記載したラベル  
74 　　　　　　　　　　を作成し、貼付すること。
- 75 g. 提案時において、まだ商品化されていないサービス（当研究所内に設置  
76 　　　　　　　　　　する機器を含む。）については、以下の条件を厳守すること。
- 77 (i) まだ商品化されていない部分の存在及びその範囲を明確にすること。  
78 (ii) 上記に際し、要件を満たすサービスの開始に間に合うように提供する  
79 　　　　　　　　　　旨の意思表示を行い、その根拠を十分に説明できる資料を提出するこ  
80 　　　　　　　　　　と。なお、受注者以外が取り扱うサービスについては、その説明資料  
81 　　　　　　　　　　がサービス事業者から正式に発行した資料であることが明確に確認で  
82 　　　　　　　　　　きること。（例えば、社印、事業部長等の印が押印されていること。）
- 83 h. 受注者は、サービス提供期間中に本仕様書の要件を満たせなくなった場  
84 　　　　　　　　　　合、対策を講じること。ただし、対策の内容については担当職員と協議  
85 　　　　　　　　　　の上、決定すること。
- 86 i. 受注者は、サービス提供期間中に次期に導入するシステム（2027(令和9)  
87 　　　　　　　　　　年12月予定）（以下「次々期システム」という。）への移行に伴い、担当  
88 　　　　　　　　　　職員の指示に従い、次々期システム受注者への支援を行うこと。なお、  
89 　　　　　　　　　　次々期システムへの移行に係るデータ抽出、設定変更等、次々期システ  
90 　　　　　　　　　　ムへの受渡しまでの作業は本調達に含めること。また次々期システムへ  
91 　　　　　　　　　　のデータ移動、統合は次々期システム受注者の負担で行うこととする。

- 92 j. サービス契約終了後、当研究所内に設置した機器の回収及び機器に登録  
93 された情報の完全消去作業に掛かる業務も本調達に含めること。
- 94 k. 受注者が提案に際し、当研究所の保有している情報を必要とする場合  
95 は、担当職員の上承を得て当該情報の提供を受けることができる。
- 96 l. 次々期システムへの移行時に他の機器やソフトウェア等であっても、移  
97 行が可能となるよう、可能な限り考慮した機器やソフトウェア等を選定  
98 すること。

#### 99 1.3.4. 他システムとの接続

- 100 a. b~l までのシステムについて接続すること。なお、接続は DNS サービスに  
101 よるサーバホスト名、IP アドレスの登録、および更新後のスイッチへのケ  
102 ーブル接続、また AD(Active Directory)、LDAP による SSO(Single Sign-  
103 on)によるアカウント・パスワード連携をすること。クライアント端末につ  
104 いては、DHCP 接続を想定している。なお、現在判明しているシステムを掲  
105 載しているが、今後接続が必要なシステムが追加される場合には、担当職  
106 員と別途協議の上、対応方法を決定すること。
- 107 b. 講義配信システム
- 108 (i) 免許法認定通信教育システム
- 109 c. 図書業務システム
- 110 d. 公開用 Web サーバ 2
- 111 (i) インクルーシブ教育システム構築データベースサイト
- 112 (ii) 支援教材ポータルサイト
- 113 (iii) ほか 1 サイト
- 114 e. 公開用 Web サーバ 3
- 115 (i) 免許法認定通信教育総合情報サイト
- 116 (ii) その他 20 サイト
- 117 f. 人事給与統合システム
- 118 g. 財務会計システム
- 119 h. 研究データ管理システム(2021.11 設計構築中)
- 120 i. 複合機・プリンタ
- 121 j. ICT 活用実践演習室 iPad
- 122 k. ペーパーレス会議システム端末 iPad
- 123 l. 既存端末 Windows, Mac

124 1.3.5. 信頼性等機能

125 (ア) 脆弱性対策機能

- 126 a. サポート期限が切れた又は本サービス提供期間中にサポート期限が切れ  
127 る予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない  
128 及びその利用を前提としないこと。また、サポート期限到来等の情報を収  
129 集し、担当職員に情報提供するとともに対策を講ずること。
- 130 b. 納品時には、全てのサービスについて脆弱性検査を行い、問題が発見され  
131 た場合は、是正した上で納品すること。
- 132 c. 常に最新の脆弱性情報を入手し、公開された脆弱性についての対策を実施  
133 すること。
- 134 d. 公開された脆弱性の情報がない段階においても採り得る対策がある場合  
135 は、当該対策を実施すること。
- 136 e. 対策実施に当たっては、セキュリティパッチの適用又はソフトウェアのバ  
137 ージョンアップ等による業務や情報システムへの影響を考慮した上で、対  
138 策計画を策定し、担当職員の下承を得て、措置を講ずること。
- 139 f. セキュリティパッチの公開から当研究所が指定する時間以内にセキュリ  
140 ティパッチを適用されたサービスを提供すること。
- 141 g. サーバ装置、端末及び通信回線装置上で利用するソフトウェアにおける脆  
142 弱性対策の状況を定期的に確認すること。

143 (イ) 業務継続性機能

- 144 a. 当研究所の都合による計画的な停電（以下「計画停電」という。）の場合、  
145 計画停電している拠点以外では全てのサービスを継続できること。
- 146 b. 可用性を確保するために、直接的に利用者サービスに関わる機器及び機能  
147 は二重化構成とし、単一障害ポイント（SPOF, Single Point Of Failure）  
148 がない設計とすること。
- 149 c. 1つのシステムが再起動の必要が発生した場合においても、その他システ  
150 ムに影響を及ぼさないこと。

151 (ウ) 電源管理

- 152 a. 情報基盤システムを構成する当研究所に設置してある機器及びシステム  
153 は、無停電電源装置に接続されること。ただし、研修棟および西・東研修  
154 員宿泊棟をのぞく。
- 155 b. 停電が一定時間を超えた場合には無停電電源装置から通知を受け、システ  
156 ムを正常かつ自動的に停止させる機能を有すること。ただし、通信機器に  
157 ついては、この限りではない。

158 c. 電力が復旧した際には、機器をもとの稼働状態に戻し、停電前の状態に戻  
159 ったことを確認すること。

160 (エ) 信頼性機能

161 a. 各種ハードウェア機器については、原則仮想化技術を基に集約し、可能な  
162 限り、コストの低減に努めること。また、物理障害のポイントを削減し、  
163 各サービスの特性を踏まえた構成とすること。

164 b. サービスにて使用する各種システムは、NTP サーバにて時刻同期を行うこ  
165 と。

166 (オ) 環境要件

167 a. 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(最新版を参照す  
168 ること。)に基づく特定調達品目の OA 機器を当研究所内に設置する場合に  
169 は、同法の基準を満たすグリーン購入法適合商品であること。

170 b. 当研究所内に設置する機器について、国際エネルギースタープログラム制  
171 度に定義される機器は、適合製品を導入すること。

172 1.4. サービスの開始及び機器の設置等

173 1.4.1. 接続関連

174 a. 配線時の建屋工事は、各建屋の施設責任者の許可が必要であることを留意  
175 すること。また、事前に全体の工事スケジュールを提出することとし、必  
176 要な事前調査は設計構築段階で実施すること。

177 b. 受注者は、以下のケーブルを用意すること。ただし、建屋間光ケーブルに  
178 ついて、伝送品質の確保がされていると判断された場合には、この限りで  
179 はない。

180 (i) 当研究所内設置ネットワーク機器間

181 (ii) 各フロア EPS 室 PP(パッチパネル)及び LAN スイッチ間

182 (iii) 情報コンセント及びプリンタ間

183 (iv) LAN スイッチ及び無線アクセスポイント間

184 (v) 当研究所内ネットワーク機器及びサーバ類機器間

185 c. 以下のケーブルは現行ケーブルを流用すること。

186 (i) LAN スイッチ及び各部屋情報コンセント間

187 d. 受注者が前述 b. の接続を行う場合、装置の物理インターフェースやトラフ  
188 ィックに最適なケーブルを使用すること。なお、現地調査により支障をき  
189 きたす場合は、担当職員と協議の上、決定する。

190 e. 以下の区間も含めた全区間は 2007(平成 19)年 12 月システム更新以降、PP

191                    ジャック番号表記した各部屋のケーブル番号を付した図面が更新されて  
192                    いない。このため受注業者は各 PP ジャックから各部屋のケーブル間のケ  
193                    ーブル番号、または情報コンセントのジャック番号を確認すること。

194                    (i) 各フロア EPS 室 PP(パッチパネル)及び情報コンセント間

195                    (ii) 各フロア EPS 室 PP 及びフリーアクセス床下ケーブル間

196                    f. 確認結果について、各フロア Excel 図面を提出すること。

197                    g. PP 各ジャック及び各ケーブル、情報コンセント間の接続一覧を作成し、提  
198                    出すること。

#### 199                    1.4.2. 電源・空調関連

200                    a. 既設以外にコンセントや電源タップ及び電気配線が必要な場合は、受注者  
201                    の負担において提供すること。

#### 202                    1.4.3. 納入形態

203                    a. 研究所内に設置するネットワーク機器用コンソール、ネットワーク機器、  
204                    バックアップ機器等は、19 インチ 36U ラックに収容すること。また、19 イ  
205                    ンチラックは、必要に応じ耐震又は免震措置を講じること。

206                    b. サーバ室に 19 インチ 36U ラックは 2 台あるが、1 台は 2022(令和 4)年 12  
207                    月にリースアップと同時期に撤去予定の既存ネットワーク機器で埋まっ  
208                    ていることから、のこり 1 台のラックにて搭載・構築すること。なお、ス  
209                    ペース都合上、それ以上ラックが必要な場合は、受注者側にて本調達に含  
210                    めて提供・設置すること。

211                    なお稼働中のネットワーク機器のうち、WDM 装置 2U のみ継続利用により移  
212                    設するので、その分の搭載スペースを確保すること。

213                    c. 納入場所及び設置場所については、担当職員の指示に従い、正常に動作可  
214                    能な状態に調整して納入すること。

## 215 2. システムの要件定義

### 216 2.1. サーバ・ストレージ基盤サービス

217 「2.2. 情報共有基盤サービス」、「2.3. ユーザ管理基盤サービス」、「2.4. 情報共有  
218 支援サービス」、「2.5. 情報公開基盤サービス」、「2.6. セキュリティ基盤サービス」、  
219 「2.7. ネットワーク基盤サービス」及び「2.8. 運用管理ツール」の各サービスの  
220 提供環境に必要となるサーバ、プラットフォーム、ストレージ等のリソースを  
221 Microsoft Azure 相当以上の IaaS で提供すること。

#### 222 2.1.1. サーバ要件

##### 223 (ア) 基本要件

- 224 a. CPU、メモリ等の各サーバのリソースを一元的に管理すること。また、仮想  
225 化技術を活用して、提供する各サービスの負荷に応じてリソース配分でき  
226 るように、可能な限り統一的な仮想化基盤として構築すること。なお、提  
227 供する各サービスの性能要件をグループ化し、効率的な仮想サーバグルー  
228 プを構成することにより、コスト低減を図ること。
- 229 b. 管理端末から GUI (Graphical User Interface) ベース及び CUI (Character  
230 User Interface) ベースで、各種リソース (CPU、メモリ、ディスク容量等)  
231 の配置・分配を計画的に実行できること。また、当研究所の担当職員から  
232 のリソース配分要求に応じて、迅速なリソース配分の変更等が可能である  
233 こと。
- 234 c. 担当職員が各種リソースの稼働状況を確認できる管理画面を提供するこ  
235 と。また、各種リソースの稼働状況を定期的に報告すること。

##### 236 (イ) ネットワーク要件

- 237 a. 特定のサーバにトラフィックの集中が起きないように適切な負荷分散を  
238 行うこと。
- 239 b. サーバ群でトラフィックの集中が起きないように適切なネットワーク帯  
240 域を確保すること。
- 241 c. サーバ群・ストレージ群の間のネットワーク通信がボトルネックとなる可  
242 能性のあるサーバは、仮想化の集約率を下げる等、適切な構成にすること。

##### 243 (ウ) セキュリティ要件

- 244 a. 物理サーバ群、仮想サーバ群は、定期・不定期に必要なセキュリティパッチ  
245 を適用する等、適切なセキュリティ対策を講じること。
- 246 b. 外部公開するサーバ群は、ファイアウォール等により分離された DMZ に設



247 置すること。

## 248 (エ) サーバ仮想化要件

### 249 (1) 物理構成

- 250 a. 効率性及び保守性の高い仮想化基盤を構成する物理サーバの仕様及び構  
251 成を検討すること。また、ネットワーク、ファイルアクセスのボトルネッ  
252 クがないように設計・構築を行い性能劣化が発生しないようにすること。
- 253 b. 物理サーバを仮想化する基本ソフトウェアはハイパーバイザー型とする  
254 こと。
- 255 c. 仮想化基盤の初期設定、設定変更、稼働監視等を一元管理する統合管理ツ  
256 ールを使用し、仮想化基盤の管理用サーバを構築すること。
- 257 d. ハードウェア監視が可能な仕組みとし、管理用サーバから一元的に確認で  
258 きること。
- 259 e. ハードディスクやメモリ、CPU 等の負荷の確認や障害検知を管理用サーバ  
260 から一元的に確認できること。

### 261 (2) 論理構成

- 262 a. 「現行完成図書内の電子計算機システムリソース」を参考に、仮想化基盤  
263 上に搭載するサーバに割り振るスペック(CPU、メモリ等)を検討すること。
- 264 b. 動作する各サービスのリソース使用ピーク時が重なった場合を考慮して  
265 適切なサイジングを行うこと。ただし、全サービスの使用ピークが重なっ  
266 た場合といった極端なサイジングは行わないこと。
- 267 c. 後述する各サービス及び各機能に関して、問題なく動作するサーバ構成と  
268 すること。
- 269 d. 仮想化基盤上に搭載するサーバの基本ソフトウェアは極力最新バージョ  
270 ンを使用すること。
- 271 e. システム障害時でも、サービスを継続する高可用性を実現すること。

## 272 2.1.2. ストレージ要件

### 273 (1) 物理構成

- 274 a. 仮想化基盤を構成する物理ストレージは、「2.2. 情報共有基盤サービス」、  
275 「2.3. ユーザ管理基盤サービス」、「2.4. 情報共有支援サービス」、「2.5. 情  
276 報公開基盤サービス」及び「2.6. セキュリティ基盤サービス」等の仕様  
277 に基づいて、必要な要件と容量を検討し整備すること。
- 278 b. 高速アクセスが必要と考えられる領域については、フラッシュストレージ  
279 を活用すること。

- 280 c. 仮想化基盤の物理ストレージを一元管理する管理ツールを提供すること。
- 281 d. ハードディスク、SSD 等、物理ストレージにおいてデータが書込まれる部
- 282 品について、利用期間中に書込み上限に到達したとしても、製品保守又は
- 283 受注者の負担にて、寿命部品の無償交換を行うこと。
- 284 e. ストレージの負荷状態や容量監視が可能な仕組みとすること。

## 285 2.2. 情報共有基盤サービス

### 286 2.2.1. クライアント基盤サービス

#### 287 (ア) 共通要件

##### 288 (1) 基本要件

- 289 a. 「(参考5) 端末配置一覧」に示す必要台数を設置すること。
- 290 b. 以下のデバイスを回収し、当研究所の指定する場所へ集約すること。
- 291 (i) 現行モニタ
- 292 (ii) 西・東研修員宿泊棟設置の研修員供用端末

##### 293 (2) 機能要件

- 294 a. 電源投入から 20 秒以内に、ログインプロンプトを表示すること。
- 295 b. 搭載する OS 及び、アプリケーションの推奨環境を満たすこと。また、グル
- 296 ープウェア機能、統合コミュニケーション、ワープロ機能を同時に利用す
- 297 る場合においても実用に耐える動作環境を提供すること。
- 298 c. 生体認証開始から 30 秒以内に、デスクトップ画面を表示すること。
- 299 d. 設計・開発業務の過程にて、受注者が提供するシステムに起因しない事由
- 300 によって要求水準を達成できないと判断された場合、設定 SLA 値について
- 301 は担当職員と別途協議の上、決定する。
- 302 e. a. c. での規定の時間内にできない場合は、原因を調査し必要な対策をとる
- 303 こと。

##### 304 (3) ネットワークインタフェース

- 305 a. 内蔵による IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax に対応した無線 LAN が利用できるこ
- 306 と。外付けは不可とする。

##### 307 (イ) Windows 端末要件

- 308 a. シンクライアント専用端末であること。
- 309 b. 端末の重量は、1.0kg 以下であること。
- 310 c. 端末のサイズは、40×200×200mm 以内であること。
- 311 d. 電源供給用を含まずに USB3.1 ポートを内蔵で TypeA、および TypeC を含め

- 312 3ポート以上備えること。
- 313 e. CPUは1.5GHz以上かつ2コア以上であること。
- 314 f. メモリは、8GB以上であること。
- 315 g. フラッシュメモリは、SSD 64GB以上であること。
- 316 h. OSは、Windows組込みOSであるWindows10 IoT Enterprise LTSC、または
- 317 シンクライアント専用OSであること。
- 318 i. キーボードは、テンキー付きJIS標準配列に準拠していること。
- 319 j. ワイヤレスレーザーマウスを提供すること。
- 320 k. マウスはUSBケーブルによる充電ができること。
- 321 l. モニタサイズは27インチ以上であること。
- 322 m. 解像度は3840×2160ピクセル以上であること。
- 323 n. スリムベゼル、フリッカーフリーであること。
- 324 o. スイベル機能(水平回転)を有すること。
- 325 p. デュアルディスプレイであること。

#### 326 (ウ) Mac 端末要件

- 327 a. デスクトップ端末であること。
- 328 b. Thunderbolt3を2ポート、USB3.1ポートを4ポート以上、内蔵で備える
- 329 こと。
- 330 c. CPUは3.3GHz以上かつ6コア以上であること。
- 331 d. メモリは、16GB以上であること。
- 332 e. ストレージは、SSD 1TB以上であること。
- 333 f. OSはMacOSであること。
- 334 g. キーボードは、テンキー付きJIS標準配列に準拠していること。
- 335 h. マウス、およびトラックパッドを提供すること。
- 336 i. モニタサイズは27インチ以上であること。
- 337 j. 解像度は5,120×2,880ピクセル以上であること。
- 338 k. ノングレアであること。

#### 339 2.2.2. 仮想デスクトップサービス

##### 340 (ア) 現行システムの課題

- 341 a. 現行のシンクライアント端末では、ログインに10数分かかると複数ユー
- 342 ザから報告されており、現行システム最大の課題となっている。ほかにも
- 343 ログイン後の動作が、一時的に遅くなるなど、動作が不安定という報告も
- 344 あり課題となっている。

345 (イ) 基本要件

- 346 a. シンククライアント端末から使用できる、仮想化されたデスクトップ環境を  
347 提供すること。
- 348 b. 仮想化されたデスクトップ環境として、職員、研修員の年間最大受講者数  
349 あわせて、総利用者数 189 ユーザ、最大同時接続数 103 ユーザ利用可能な  
350 環境を提供すること。
- 351 c. 仮想デスクトップは占有型で提供すること。ただし研修用は共有型で提供  
352 すること。
- 353 d. 研修用は西・東研修員宿泊棟設置の研修員供用シンククライアント端末 4 台  
354 のみ利用可能とし、年間最大受講者 90 ユーザに対し ID を発行し利用して  
355 もらう想定である。各宿泊室からの研修員 BYOD 端末による VDI 接続は想  
356 定していない。

357 (ウ) 機能要件

358 (1) 仮想デスクトップ環境

- 359 a. 1 仮想デスクトップ当たり 2vCPU 以上を割当てること。
- 360 b. 1 仮想デスクトップ当たりのメモリは 8GB 以上を割当てること。
- 361 c. 1 仮想デスクトップ当たりのストレージは 128GB 以上を割当てること。
- 362 d. 解像度は、3840×2160 ピクセル以上のデュアルディスプレイに対応するこ  
363 と。
- 364 e. 当研究所で別途調達した複合機サービス、プリンタで提供される機能が利  
365 用できること。
- 366 f. 当研究所で別途調達した複合機、およびプリンタに接続すること。

367 (2) 仮想デスクトップ配信

- 368 a. どの職員が、どの仮想デスクトップ環境にアクセスできるかを管理できる  
369 こと。
- 370 b. 仮想デスクトップ環境の「使用中」、「アイドル状態」、「切断状態」等のス  
371 テータスを管理できること。
- 372 c. 仮想デスクトップ環境の割当てリソースを管理できること。
- 373 d. 仮想デスクトップ環境にインストールする OS 及びアプリケーションを職  
374 員に割当てられること。
- 375 e. ICA、RDP、PCoIP 等の低帯域で利用可能な画面転送プロトコルを利用する  
376 こと。
- 377 f. 仮想デスクトップは申請に応じて払い出し、利用終了時に初期化できるこ  
378 と。

379 g. 複数種類の仮想デスクトップ環境を提供すること。  
380 少なくとも、研究職員、事務職員、研修員の3つのテンプレートによる VDI  
381 イメージを想定している。

382 (3) ライセンス管理

383 a. アプリケーションの所有ライセンス数と使用数を管理できること。

384 2.2.3. フロアプリンタサービス

385 (ア) 共通要件

386 (1) 基本要件

- 387 a. 必要な台数については、「(参考7)フロアプリンタ配置一覧」を参照するこ  
388 と。  
389 b. 600dpi 以上の解像度を有すること。  
390 c. プリントデータの印刷中止が可能なこと。  
391 d. A4 用紙に印刷が可能なこと。  
392 e. 両面印刷が可能なこと。  
393 f. 100BASE-TX/1000BASE-T のネットワーク接続が可能なこと。  
394 g. ネットワーク経由でプリンタの総印刷枚数又はページ数の集計機能を提  
395 供すること。  
396 h. プリンタの状態（使用可否、出力中）が確認できること。  
397 i. フロアプリンタが常時正常な状態で使用できるように、必要に応じて技術  
398 員を機器設置場所に派遣して、点検・整備を行うこと。なお、フロアプリ  
399 ンタの保守に係る業務に関しては、本調達におけるサービス契約の保守に  
400 含む。また、トナー等の消耗品については、本調達とは別に購入する。  
401 j. 現行プリンタの更新であるため、既存プリンタを回収し、当研究所の指定  
402 する場所へ集約すること。

403 (2) 機能要件

- 404 a. シンククライアント端末における OS の標準印刷機能から、フロアプリンタ  
405 へ印刷できること。  
406 b. 人事異動等があった場合や通常使うフロアプリンタが故障した場合にも、  
407 簡便な方法でフロアプリンタを選択できること。  
408 c. 予め指定した有効期限を超過した印刷ジョブを自動的に削除できること。

409 (イ) フロアカラープリンタ A4 要件

410 (1) 基本要件

- 411 a. カラーレーザー方式又はカラーLED方式であること。
- 412 b. A4用紙で両面印刷時にモノクロ印刷、カラー印刷ともに毎分21ページ以
- 413 上の印刷が可能なこと。
- 414 c. A4用紙300枚が給紙可能なこと。
- 415 d. 幅440mm×奥行き470mm×高さ320mm以下であること。
- 416 e. 騒音が稼働時50dB以下、待機時30dB以下であること。
- 417 f. 使用状態でファーストプリント時間がモノクロ印刷時10秒以内、カラー
- 418 印刷時10秒以内であること。
- 419 g. ウォームアップ時間がスリープモード時4秒以内であること。

420 (ウ) フロアカラープリンタ A3 要件

421 (1) 基本要件

- 422 a. カラーレーザー方式又はカラーLED方式であること。
- 423 b. A4用紙で両面印刷時にモノクロ印刷、カラー印刷ともに毎分36ページ以
- 424 上の印刷が可能なこと。
- 425 c. A3用紙で両面印刷時にモノクロ印刷、カラー印刷ともに毎分18ページ以
- 426 上の印刷が可能なこと。
- 427 d. A4用紙600枚、A3用紙600枚が給紙可能なこと。
- 428 e. A4、A3用紙対応の給紙トレイが2トレイあること。
- 429 f. 幅560mm×奥行き610mm×高さ410mm以下であること。
- 430 g. 騒音が稼働時52dB以下、待機時30dB以下であること。
- 431 h. 使用状態でファーストプリント時間がモノクロ印刷時7秒以内、カラー印
- 432 刷時8秒以内であること。
- 433 i. ウォームアップ時間がスリープモード時4秒以内であること。

434 (エ) フロアモノクロプリンタ A3 要件

435 (1) 運用方針

- 436 a. 研修員向けにプリントサービスを提供するものである。

437 (2) 運用方法

- 438 a. 専門研修員には、研修開始時に FaliCa Lite-S の研修員証を配付する。
- 439 b. 利用者は、印刷指示をしたのち、任意のフロアモノクロプリンタ付属のカ
- 440 ードリーダーに、研修員証 ID カードをタッチすることで、その場で印刷でき
- 441 る環境を提供する。

442 (3) 基本要件

- 443 a. モノクロレーザー方式又はモノクロ LED 方式であること。
- 444 b. A4 用紙で両面印刷時に毎分 30 ページの印刷、A3 用紙で両面印刷時に毎分
- 445 15 ページ以上の印刷できること。
- 446 c. A4 用紙 550 枚、A3 用紙 250 枚が給紙可能なこと。
- 447 d. A4、A3 用紙対応の給紙トレイが 2 トレイあること。
- 448 e. 手差しトレイに 100 枚以上の用紙をセットできること。
- 449 f. 幅 540mm×奥行き 450mm×高さ 400mm 以下であること。
- 450 g. 騒音が稼働時 54dB 以下、待機時 33dB 以下であること。
- 451 h. 使用状態でファーストプリント時間が 16 秒以内であること。
- 452 i. ウォームアップ時間がスリープモード時 16 秒以内であること。

453 (4) 機能要件

- 454 a. 西研修員宿泊棟、東研修員宿泊棟設置のシンクライアント端末、および研
- 455 修員所有端末による BYOD 環境における OS の標準印刷機能から、フロアプ
- 456 リンタへ印刷できること。
- 457 b. 研修員所有端末における Windows、MacOS からの出力に対応すること。
- 458 c. 利用者は、印刷指示をしたのち、任意のフロアモノクロプリンタに付属の
- 459 カードリーダーに研修員証 ID カードをタッチすることで、その場で印刷で
- 460 けること。なお、研修員には FaliCa Lite-S の研修員証を配付している。

461 2.3. ユーザ管理基盤サービス

462 2.3.1. 統合認証基盤サービス

463 (ア) 現行システムの課題

- 464 a. 現行システムでは採用者が発生すると、CSV ファイルに職員情報を入力し
- 465 て LDAP サーバにインポートしている。その後、1. 所属部署メーリングリス
- 466 ト登録、2. グループウェアの所属部署登録、3. プリントサーバの登録、お
- 467 よび 4. ファイルサーバの係、課、部、研究班などの共有フォルダのアクセ
- 468 ス権付与と続くことから、負担が多く作業に日数がかかる。
- 469 b. 内部異動者が発生すると同様に変更処理が必要だが、人事異動情報は、発
- 470 令日までは一般職員に非公開情報となっている。1. 異動前に事前に、異動
- 471 先のプリンタを標準のプリンタに設定変更、2. 異動先部署フォルダのアク
- 472 セス権を付与、3. グループウェアの掲載されている所属部署の変更など、
- 473 異動日前に設定変更することが難しい。
- 474 c. この課題を解消するため、統合 ID 管理機能を導入し、人事給与統合システ

475 ムと連携することにより、新規採用者登録・内部異動者設定変更を自動化  
476 することとする。

#### 477 (イ) 運用方針

- 478 a. これまで、部署共有フォルダのアクセス権付与はUID(User Identifier)で  
479 付与してきたが、係、課、部、研究班等と官職指定または所属部署共有フ  
480 ルダで、当該部署所属なら必然的にアクセス権付与となるユーザに対し  
481 て、自動でアクセス権を付与する。
- 482 b. フォルダのアクセス権をUIDではなく、GID(Group Identifier)で事前に  
483 付与しておき、UID登録時では部、課、係、研究班、委員会等所属グルー  
484 プを登録する。内部異動も同様とする。
- 485 c. グループウェアの部署登録も、CSVファイルのインポート後に当該UIDに  
486 対して、個別に所属部署情報を追加し、役職順に上からソートもしていた  
487 が、人事給与統合システム連携後はこの作業も自動化する。
- 488 d. ユーザごとのデフォルトで出力されるプリンタ登録は、これまで、どのユ  
489 ーザをどのプリンタで出力させるかの、プリンタ登録相当のバッチファイ  
490 ルをエディタで編集し、当該ユーザIDを追加していたが、この作業も連携  
491 後は所属部署情報等を基に自動化する。
- 492 e. 所属部署のメーリングリストのアカウント追加登録作業も、CSVファイル  
493 のインポート後に、当該メーリングリストに個別に追加していたが、連携  
494 後は所属部署情報等を基に自動化する。

#### 495 (ウ) 運用方法

- 496 a. 職員、年3回入れ替わる研修員に対して実施することを想定している。
- 497 b. 研修員の登録は、統合認証基盤サービスにCSVファイル等をインポートす  
498 ることで実現を図る。

#### 499 (エ) 基本要件

- 500 a. 「2.3.2.利用者登録・変更サービス」と連携し、次期システムに必要なデ  
501 ィレクトリサービス機能を提供すること。
- 502 b. 本システムを利用する初期ユーザ数として202ユーザ以上を扱えること。  
503 なお、初期利用者でエントリする主な利用者数は、職員99人・研修員60  
504 ~90人である。
- 505 c. 当研究所への採用者と退職者は、重複して登録される時期がある。また、  
506 研修員も研修開始・修了に伴う同様の時期が存在する。そのため、前述の  
507 初期利用者数に、毎年入れ替わる職員5~15人、第1期~第3期まで、1  
508 期ごとに入れ替わる研修員60~90人を加えたユーザ数に対応できること。



509 (オ) 機能要件

510 (1) 統合 ID 管理機能

- 511 a. 人事給与統合システムからエクスポートされた CSV、LDAP 等の情報を次期  
512 システム内の各サービスに随時反映させること。
- 513 b. 職員情報や組織情報のマスタデータは、人事給与統合システムから、CSV、  
514 LDAP 等の情報を任意の時間単位で同期をとることにより連携すること。  
515 次期システムにおいては、「2.3.2. 利用者登録・変更サービス」での職員の  
516 アカウント登録・変更、組織情報の登録・変更等の業務を極力自動化する  
517 こと。
- 518 c. 情報基盤システムで情報を発行、削除、有効化、無効化した場合、自動的  
519 に連携するディレクトリシステムに同一情報が更新されること。
- 520 d. シンククライアント端末からの生体による主体認証データと連携を行える  
521 こと。
- 522 e. 退職・出向などにより、ID を使わない事情が生じた場合、フラグや利用期  
523 限等で利用を停止する形とし、当該 ID を物理的に削除しないようにする  
524 こと。またその場合、履歴も追えるようにしておくこと。
- 525 f. ログイン機能を有すること。ID およびパスワードでの認証とし、認証先は  
526 ActiveDirectory、LDAP サービスなどユーザ毎に指定できること。
- 527 g. ユーザデータの登録・修正・削除操作はユーザ単位の個別操作に加えて CSV  
528 形式ファイルのアップロードによる一括処理も行えること。
- 529 h. CSV 形式ファイルのアップロード時にフォーマットおよびデータの整合性  
530 チェックを実施し、エラーが発生した場合には Web 画面上に詳細情報を表  
531 示すること。
- 532 i. ユーザデータの検索機能を有し、現在の登録状況を WebGUI にて確認でき  
533 ること。
- 534 j. ユーザデータの検索結果画面からユーザ毎に、アカウントのロックが行え  
535 ること。
- 536 k. ユーザ毎に有効期限を設定可能とし、期限となった際には自動的にロック  
537 を実施すること。
- 538 l. ユーザのパスワードポリシーを Web 画面上で設定できること。
- 539 m. パスワードポリシーは管理者操作向けと利用者操作向けで、個別の設定が  
540 できること。
- 541 n. パスワードポリシーは利用可能/禁止文字、文字数、過去パスワードとの不  
542 一致（世代は任意）、複雑さを設定できること。
- 543 o. ユーザのパスワードを初期化できること。

- 544 p. パスワードの有効期間を管理し、有効期間を超過した場合にはそのアカウ  
545 ントをロックできること。
- 546 q. パスワード有効期限切れユーザを検索でき、一時的にパスワードロックを  
547 解除できること。
- 548 r. アカウントの使い回しによる情報漏えいを防止するため削除済アカウン  
549 トの再利用を禁止できること。
- 550 s. 利用者に対するアカウント（パスワード）通知書を発行できること。
- 551 t. ユーザデータに対して実施した操作はログとして記録し、Web 画面上にて  
552 ログを確認できること。
- 553 u. 連携処理実行時、連携先システム側に障害があった場合、障害があった連  
554 携先システム以外への連携処理は実施すること。また、障害の解消後に障  
555 害があった連携先システムのみ連携処理を再実行できる機能を有するこ  
556 と。

## 557 (2) ディレクトリ管理

- 558 a. 利用者認証が必要なサービスについては、シンクライアント端末に入力さ  
559 れた認証情報を用いて、AD もしくは LDAP により利用者認証を行うこと。
- 560 b. パスワードは暗号化して保存されること。
- 561 c. ディレクトリ内情報は、利用者自身がシンクライアント端末から入力、変  
562 更することができないこと。
- 563 d. アクセス権限と認証登録の権限レベルは、多層化できること。
- 564 e. 一定回数認証失敗時には、アカウントを使用禁止にし、担当職員に警告メ  
565 ッッセージを通知できること。

## 566 (3) シングルサインオン

- 567 a. シングルサインオンはシンクライアント端末にて行い、公用タブレットで  
568 は必須としない。
- 569 b. スcopeは「1.3.6. 他システムとの接続」を必須としない。
- 570 c. 次期システムの各サービスは、可能な限り、職員が認証を意識せず、各サ  
571 ービスを利用可能なこと。
- 572 d. クラウドサービスとの認証連携においては、SAML 等により、認証基盤情報  
573 を秘匿した状態での認証及びシングルサインオンを可能とすること。

## 574 (4) アカウント連携機能

- 575 a. 「2.3.2. 利用者登録・変更サービス」に登録された情報は、本サービスに  
576 自動で反映できるものとし、その対象となるアカウントを利用できること。
- 577 b. 「2.3.2. 利用者登録・変更サービス」でアカウントの登録、内容変更、退

578 職等の異動処理を行った場合には、以下の内容等、提供される各サービス  
579 を利用するための設定が自動的にできること。

- 580 (i) ユーザ ID 及びパスワードの発行、削除、有効化、無効化。
- 581 (ii) 電子メールボックス及び電子メールアカウントの発行、削除、有効化、  
582 無効化。
- 583 (iii) 組織データに基づくグループの作成、変更、削除。
- 584 (iv) ユーザ ID の所属情報に基づくグループへの登録、変更、削除。
- 585 c. その他必要な設定項目がある場合には、担当職員と協議の上、決定するこ  
586 と。

#### 587 (カ) セキュリティ要件

- 588 a. 認証情報を通信する場合には、その内容の暗号化を行うこと。
- 589 b. 設定するパスワードには、任意のパスワードポリシー（例：文字数、数字、  
590 大文字、小文字、記号などの組合せ）が適用できること。
- 591 c. シングルサインオンの初回ログイン時若しくは外部からのアクセスなど  
592 接続元などの要素によって、多要素認証による認証強化が行えること。
- 593 d. 何らかの理由でアカウントロックが発生した場合、運用担当職員が作業可  
594 能となるように、アカウントロック解除機能を提供すること。なお、該当  
595 機能は GUI で操作可能とすることが望ましい。
- 596 e. 保存された主体認証情報に対するアクセス制限を実施すること。
- 597 f. 同一の主体認証情報を用いた複数アクセスを制限する機能を有すること。

### 598 2.3.2. 利用者登録・変更サービス

#### 599 (ア) 基本要件

- 600 a. 職員のアカウント新規登録、内容変更及び、転入や出向、退職等の異動申  
601 請処理、権限登録及び解除、職員のアカウント情報、組織情報を管理する  
602 サービスを、「利用者登録・変更サービス」として提供すること。  
603 また、職員以外のアカウント（委託事業者、研修員、その他業務で利用す  
604 る特殊なアカウント）についても、本機能で管理すること。また、職員の  
605 アカウント、及び、職員以外のアカウントのいずれにおいても、次期シス  
606 テムで利用できる機能について、利用可能、利用不可を選択できるように  
607 すること。
- 608 b. 「2.3.1.(オ)(1)統合 ID 管理機能」で管理される職員情報、組織情報マス  
609 タデータと連携することで、「利用者登録・変更サービス」での職員のアカ  
610 ount登録・変更、組織情報の登録・変更等の業務を極力自動化すること。
- 611 c. 受注者は、担当職員から提供する現行の「利用者登録・変更サービス」に

612 登録されている職員のアカウントのマスタデータ等の情報を次期の本サ  
613 ービスに移行し、当研究所職員が次期システムで利用できるように反映す  
614 ること。  
615 d. 本作業に当たり不明な事項が生じた場合は、担当職員に確認し、指示を受  
616 けて作業すること。

617 (イ) 機能要件

- 618 a. 当研究所職員からのアカウントの登録・内容変更及び、転入や出向、退職  
619 等の異動申請を受付けるための申請フォームを各種申請ごとにブラウザ  
620 上に用意し、必要な情報を入力して、登録・申請できること。
- 621 b. 本サービスに登録された情報は、「2.3.1.統合認証基盤サービス」その他の  
622 次期システムで提供する各種サービスへ自動的に反映できること。  
623 なお、人事異動情報は、発令日までは一般職員に非公開情報となっている。  
624 よって、「2.4.3(ウ)(2)職員名簿機能」は発令日に情報が反映されるなど一  
625 般職員への情報公開時点をサービスごとに管理・制御しつつ、ライセンス  
626 の割当て等の必要な準備を速やかに実施できる機能を提供すること。
- 627 c. 組織情報に変更があった場合は、新設、分割、統合、廃止、それぞれの変  
628 更に対応した申請機能を提供し、新旧組織情報を管理しつつ情報基盤シス  
629 テムに反映すること。
- 630 d. アカウントの登録・内容変更及び、転入や出向、退職等の異動申請を行っ  
631 た場合には、以下の内容の設定が一連の流れでできること。
- 632 (i) 職員 ID 及びパスワードの発行・削除・有効化・無効化が設定できるこ  
633 と。自動的に設定できることが望ましい。
- 634 (ii) 電子メールボックス及び電子メールアカウントの発行・削除・有効化・  
635 無効化ができること。自動的にできることが望ましい。
- 636 (iii) 職員の所属情報に基づき、共有ストレージの割当て、データの消去が  
637 設定できること。自動的に設定できることが望ましい。
- 638 (iv) 職員の所属情報に基づき、複合機の割当てをユーザが簡単な操作で設  
639 定できること。
- 640 e. アカウントの登録・内容変更及び、転入や出向、退職等の異動申請に必要  
641 な内容として以下の項目が登録できること。
- 642 (i) 採用区分(常勤、非常勤、特別研究員、研修員等の職員及び研修員区分)  
643 (ii) 職員番号  
644 (iii) 氏名(漢字氏名、かな氏名)  
645 (iv) 所属(部名、課名、室名、係名、研究班、委員会名など)  
646 (v) 役職名

- 647 (vi) 電話（内線）
- 648 (vii) 電子メールアドレス
- 649 (viii) 採用（利用）等に関する年月日（有効期限、事由年月日等）
- 650 (ix) 備考
- 651 (x) その他、担当職員と調整の上、決定する情報
- 652 f. アカウント作成後の採用区分、職員番号、氏名、電子メールアドレス、共  
653 有ストレージの割当ての変更が可能なこと。
- 654 g. アカウントの併任処理（共有ストレージ及びネットワークの参照権限付与）  
655 が行えること。
- 656 h. アカウントの登録・内容変更・削除等の申請がされた場合には、電子メー  
657 ルにて自動的に担当職員及び担当職員が指定する者に通知できること。
- 658 i. アカウントの作成については、1 時間当たり 100 アカウント以上作成でき  
659 ること。
- 660 j. Web ブラウザ等を用いて、登録されている職員及び組織名の検索が可能で  
661 あること。
- 662 k. アカウントの異動処理が行えること。
- 663 l. 各種権限の付与作業が行えること。
- 664 m. 各種申請の一括での申請・承認が行えること。

## 665 2.4. 情報共有支援サービス

### 666 2.4.1. クライアントソフトウェアサービス

#### 667 (ア) 基本要件

- 668 a. シンクライアント端末、既存端末において動作するソフトウェアを搭載す  
669 ること。
- 670 b. 本サービスのソフトウェアは、全て日本語版を提供すること。また、各ソ  
671 フトウェアの設定等については、担当職員の指示に従うこと。
- 672 c. 各ソフトウェアは、最適なバージョンのソフトウェアを提供すること。そ  
673 の際には、サービス提供期間中の動作保証及びサポート等を考慮すること。
- 674 d. 各ソフトウェアのライセンスは、「(参考 10) 端末別利用サービス対応表」  
675 を基に必要数分のライセンスを提供すること。ライセンス数を記載してい  
676 るものについては、アプリケーションの配信等により、特定の職員、組織、  
677 グループに対して利用できるようにすること。

#### 678 (イ) 機能要件

##### 679 (1) 日本語入力機能

680 a. Microsoft IME、ジャストシステム ATOK 相当以上の連文節変換、学習機能、  
681 単語登録、ローマ字／かな入力等一般的に日本語入力に必要とされる基本  
682 的な機能を有する最新の日本語入力ソフトウェアを複数種類提供すること。  
683

684 (2) オフィススイート機能

685 a. バージョンアップ作業を行うことで、常に最新の機能を利用可能なクライ  
686 アントライセンスを用意すること。

687 b. 次の機能について、Microsoft Office365 A5 相当以上の機能を提供するこ  
688 と。ただし研修用は Microsoft Office365 A1 相当以上の機能を提供する  
689 こと。

690 (i) ワード機能

691 (ii) 表計算機能

692 (iii) プレゼンテーション機能

693 (iv) 簡易データベース機能

694 (3) 文書作成機能

695 a. ジャストシステム一太郎 Government 相当以上の機能を提供すること。

696 (4) ブラウザ機能

697 a. Google Chrome、Microsoft Edge 相当以上の複数種類の Web ブラウザソフ  
698 トウェアを複数種類提供すること。

699 b. HTML5 コンテンツの再生ができること。

700 c. 契約期間中は、担当職員と協議の上、各 Web ブラウザのバージョンアップ  
701 をすること。

702 d. イン트라ネット上の Web サイトの閲覧、Web アプリケーションの操作に使用  
703 できること。

704 (5) ファイル圧縮・解凍機能

705 a. Lhaplus 相当以上の ZIP 形式を含む多様な形式のファイル圧縮、解凍ソフ  
706 トウェアができ、パスワードによる暗号化・復号化にも対応できる機能を  
707 提供すること。

708 (6) 電子メール機能

709 a. 「2.4.2. 電子メールサービス」を参照すること。

710 (7) PDF ファイル閲覧編集機能

711 a. Adobe Acrobat Pro DC 相当以上の機能を提供すること。

712 b. PDF ファイルの作成、閲覧、編集（墨消し機能を含む。）、保存（他の各ソ  
713フトウェアにて印刷機能を用いて PDF 形式で出力できる機能を含む。）が  
714できるソフトウェアを提供すること。

715 (8) PDF ファイル閲覧機能

716 a. Acrobat Reader 相当以上の機能を提供すること。

717 (9) マインドマッピング機能

718 a. Free Mind 相当以上の機能を提供すること。

719 (10) 個別業務処理

720 ① 統計解析

721 a. 同時アクセス 2 ライセンスを提供すること。

722 b. 本契約期間中の本ソフトウェアの保守サービスによる、最新版への無償ア  
723ップグレードを含めること。

724 (i) IBM SPSS Statistics Standard Campus Edition

725 ② 共分散構造分析

726 a. 同時アクセス 2 ライセンスを提供すること。

727 b. 本契約期間中の本ソフトウェアの保守サービスによる、最新版への無償ア  
728ップグレードを含めること。

729 (i) IBM SPSS Amos Campus Edition

730 2.4.2. 電子メールサービス

731 (ア) 現行システムの課題

732 a. 現行システムでは、メールのファイルが添付され送信されるが、添付ファ  
733イルの送受信がテレワークの推奨により急増している。メールに添付した  
734ファイルは、あて先となるメーリングリストの参加人数分だけ、メールボ  
735ックスを設定しているファイルサーバで複製されることとなり、急速にフ  
736ァイルサーバ容量が圧迫する要因になっている。

737 b. 各職員のメールボックスを 3GB としているが、10 年以上在籍している職員  
738を中心に容量オーバーの警告がされ、そのたびにローカルフォルダの受信  
739ボックスに、容量の多い順にメールを移してもらっている。しかし、一度  
740容量オーバーになったユーザは、すぐ容量オーバーとなり、運用面で課題  
741がある。またローカルフォルダのメールボックスのマウント先だが、ファ  
742イルサーバの個人領域であり、いずれにしてもファイルサーバ容量圧迫の

743 要因となっている。

744 (イ) 運用方針

- 745 a. 現行システムではメールにファイルが添付され送信されるが、次期システムでは、共有ストレージサービスで保存している添付したいファイルをドラッグアンドドロップした際に、「2.4.5.共有ストレージサービス」と連携して、ファイル保存先のパス等が URL としてメール本文に添付される。これにより、電子メールサービスでのメールボックス肥大化を抑止する。
- 746  
747  
748  
749
- 750 b. あて先誤送信した際には、職員の操作により相手先メールアドレスによる、共有ストレージサービスでのアクセス権により、閲覧などファイルにアクセスできなくする。これにより意図しない情報漏洩を抑止する。
- 751  
752

753 (ウ) 教育・コンサルテーション

- 754 a. ユースケースを想定した研修等の職員に対する教育と、導入後に利用促進を図るためのコンサルテーションをすること。
- 755

756 (エ) 機能要件

757 (1) 電子メール機能

- 758 a. メールサービスは、Microsoft Exchange Online および Outlook 相当以上の機能を提供すること。
- 759

760 (2) アドレス帳機能

- 761 a. 「2.4.1.クライアントソフトウェアサービス」の電子メールソフトウェアから、「2.3.ユーザ管理基盤サービス」での AD、LDAP による研究所内共有アドレス帳及び個人アドレス帳が参照できること。
- 762  
763

764 (3) 制御機能

- 765 a. 「2.3.1.統合認証基盤サービス」若しくは「2.3.2.利用者登録・変更サービス」と連携し、電子メールアカウントの作成、変更、削除、停止ができること。
- 766  
767
- 768 b. 電子メールアカウントごとに、電子メールボックスの容量を設定、変更(一括も含む。)できること。
- 769
- 770 c. 電子メール 1 通当たりの容量制限の設定、変更ができること。
- 771
- 772 d. 電子メールボックス内のデータ量が上限値に近づいた場合、利用者に容量制限のアラートを通知できること。
- 773
- 774 e. 電子メールボックス内のデータ量が上限値を超えた場合、当該アカウントに送受信制限を設けられること。



- 775 f. RFC 準拠の SMTP/POP3/IMAP4 サーバとしての機能を有し、セコムトラスト  
776 システムズやグローバルサイン等の外部認証局の発行する証明書を利用  
777 して TLS 暗号化通信を行う機能を有すること。なお、証明書発行に必要な  
778 費用は本調達に含めること。
- 779 g. 件名一覧を、件名順、日付順、送信者順等でソートできること。
- 780 h. メールのループが起こった場合は自動でループを停止できること。
- 781 i. 仮想ドメインを構成できること。
- 782 j. 300 以上のメールアカウントを作成できること。
- 783 k. WebUI を用いたアカウント管理・設定できること。

784 (4) Web メール機能

- 785 a. 所外から Web ブラウザ又は専用アプリケーションを用いた電子メールの送  
786 受信を行う Web メール機能を提供すること。
- 787 b. 電子メールの開封、作成、削除、送付が行えること。
- 788 c. 所内のアドレス帳との連携を行うこと。
- 789 d. Web ブラウザ方式の場合、GoogleChrome を必須とし、Microsoft Edge、  
790 Firefox、Safari のうちのいずれかを含め、2 種類以上の Web ブラウザで  
791 利用できること。

792 (5) メーリングリスト機能

- 793 a. 外部利用者の電子メールアドレスを含めた任意の複数のアドレスをグル  
794 ープ化し、メーリングリストとして利用できること。
- 795 b. 利用が終了したメーリングリストを定期的に検知し無効化するため、期間  
796 の設定及び、利用期間が切れる前には延長の確認メールを作成者に自動送  
797 付できることが望ましい。
- 798 c. メーリングリストは、利用期間を設定できることが望ましい。

799 (6) 組織メール機能

- 800 a. 研究所内外からの問い合わせ等を受付けるための、組織や部署を代表する  
801 電子メールアドレスの使用が可能であること。
- 802 b. 組織メールに届いたメール及び組織メールにて送信したメールは、当該組  
803 織や部署に所属する職員が、過去の電子メールも含めて閲覧可能であるこ  
804 と。
- 805 c. 返信の際は組織メールのアドレスで発信できること。

806 (オ) セキュリティ要件

807 (1) メール共通

- 808 a. スпам対策機能を提供すること。
- 809 (2) 電子メール機能
- 810 a. S/MIME のメッセージ形式に対応していること。
- 811 (3) Web メール機能
- 812 a. 本調達外 PC から利用されるメールボックスは、セキュリティが維持さ
- 813 れた状態で利用できること。
- 814 b. メールアカウントのパスワードのポリシー設定（文字種（英数字、英小文
- 815 字、数字、記号等）、文字数、利用期間等）ができること。
- 816 c. メールアカウント、パスワードに加え、ログインごとに有効なワンタイ
- 817 ムパスワード、または生体認証を利用し、2 要素認証を講じること。
- 818 d. Web メール利用時には、TLS を用いた暗号化通信によるセキュリティ機
- 819 能を使用すること。
- 820 2.4.3. グループウェアサービス
- 821 (ア) 基本要件
- 822 a. Microsoft Teams および SharePointOnline 相当以上の機能を提供するこ
- 823 と。
- 824 b. 職員が業務上必要な情報の交換、共有を行うための機能（研究所内ポータ
- 825 ル、職員名簿、電子掲示板、スケジュール管理、施設・備品予約、タスク
- 826 管理、全文検索、ワークフロー）を提供すること。
- 827 c. 「2.4.5.共有ストレージサービス」に記載されている共有フォルダと連携
- 828 すること。
- 829 d. 各機能は同一のグループウェアソフトで提供すること。
- 830 (イ) 教育・コンサルテーション
- 831 a. ユースケースを想定した研修等の職員に対する教育と、導入後に利用促進
- 832 を図るためのコンサルテーションをすること。
- 833 (ウ) 機能要件
- 834 (1) ポータル機能
- 835 ① 共通要件
- 836 a. Web ブラウザ等を用いてグループウェアサービスの各機能、「2.4.5.共有ス
- 837 トレージサービス」に記載されている共有フォルダ等が利用できる機能を
- 838 提供すること。

- 839 b. 次期システムで提供する各機能へのアクセスや情報の検索等を効率よく  
840 行うため、機能や情報を集約表示すること。
- 841 c. 利用者が以下の情報を参照できること。また、(i)と(ii)は参照画面等から  
842 直接フォルダにアクセスできることが望ましい。なお、その他詳細につい  
843 ては担当職員と協議の上、対応すること。
- 844 (i) 「共有ストレージサービス」関連  
845 ・利用者自身がアクセスできるフォルダの一覧  
846 ・当該フォルダの管理者情報
- 847 (ii) 「メーリングリスト」・「組織メール」関連  
848 ・利用者自身が属するメーリングリストや組織メールの一覧  
849 ・当該メーリングリストや組織メールの管理者情報
- 850 d. ポータルサイトの作成、ポータルサイト容量変更、アクセス権設定、ポー  
851 タルサイトの閉鎖などのポータルサイトシステム運用作業を簡素化する  
852 機能を提供すること。

## 853 (2) 職員名簿機能

- 854 a. 「2.3. ユーザ管理基盤サービス」と連携して、職員の氏名（漢字及び振り  
855 仮名）、内線番号、属する組織名、役職名、電子メールアドレスに相当する  
856 情報を職員データとして参照できること。
- 857 b. 職員のプレゼンス情報（PC の操作状況により自動で判断される在席情報）、  
858 氏名、所属、役職、電子メールアドレス、電話番号等の情報を参照できる  
859 こと。
- 860 c. 名簿は組織階層で表示でき、職員を検索できること。
- 861 d. 表示される職員のメールアドレスや電話番号から直接メール、メッセージ、  
862 在席確認、音声通話、Web 会議等の機能を使用できること。
- 863 e. 登録されたデータを任意の文字列で検索できること。
- 864 f. 「2.3.1. 統合認証基盤サービス」および「2.3.2. 利用者登録・変更サービ  
865 ス」において登録、変更された情報と連携すること。

## 866 (3) 電子掲示板機能

- 867 a. 掲示板管理者は、個人、組織等に基づき、管理する掲示板の閲覧、投稿、  
868 編集、削除等のアクセス権を設定できること。
- 869 b. 電子掲示板の掲示文書には、ファイルを添付することができること。
- 870 c. 電子掲示板の掲示文書ごとに、掲載開始日、掲載終了日を入力することで、  
871 掲示期間を設定することができること。
- 872 d. 電子掲示板に投稿、更新があった場合には、閲覧権限を有する者へ投稿、  
873 更新があったことを通知されること。

874 (4) スケジュール管理機能

- 875 a. 職員が、自らのスケジュールの閲覧、登録、編集、削除ができること。また、  
876 スケジュール表内に案件の概要が表示できること。
- 877 b. 職員が、他の職員、組織等に対し、自らのスケジュールの閲覧、登録、編  
878 集、削除等のアクセス権を設定できること。
- 879 c. 他の利用者、組織等に対し、スケジュールの有無のみを表示し、スケジ  
880 ュールの内容を、非表示にできること。
- 881 d. 所外から利用者自身のスケジュールの参照・編集及び他の職員のスケジ  
882 ュールの参照ができること。その場合、通信の暗号化を行うこと。
- 883 e. スケジュールは、分単位で登録でき、1日、1週間、1か月単位の表示がで  
884 きること。
- 885 f. スケジュール登録時に、施設・備品予約機能と連携し、使用権限を有する  
886 会議室、備品等の予約を行うことができること。
- 887 g. スケジュールの案件ごとに、会議、出張、来客等のカテゴリを付与でき  
888 ること。
- 889 h. 自分の所属にかかわらず、任意の利用者によるグループを設定でき、グル  
890 ープ内メンバのスケジュールを一覧表示できること。
- 891 i. グループ内の他の利用者のスケジュールに対して、容易にスケジュールの  
892 登録ができること。また、任意の利用者を選択し、スケジュール登録可能  
893 な候補日時を表示できること。
- 894 j. 他の利用者のスケジュールの登録、編集、削除を行った場合、スケジ  
895 ュールを変更された利用者に対し、スケジュール情報の変更通知が「2.4.2. 電  
896 子メールサービス」と連携し、送信されること。
- 897 k. 繰り返しの予定の登録ができること。

898 (5) 施設・備品予約機能

- 899 a. 全ての職員が会議室、備品等の施設予約を行えること。
- 900 b. 複数の職員が同時に閲覧、予約、変更、削除の操作をできること。ただし、  
901 同一の施設に対して利用時間を重複しての予約はできないこと。
- 902 c. カテゴリごとに各施設の予約状況が1日、1週間単位で表示できること。  
903 また、各施設の1か月単位の予約状況の表示ができること。
- 904 d. 施設に応じて、個人、組織、役割（ロール）でのアクセス権の設定ができ  
905 ること。
- 906 e. 予約ができる施設について、職員やグループごとに指定できること。
- 907 f. 施設予約の際に、一定の日付、曜日、又は時間による繰り返し予約ができ  
908 ること。

909 g. 予約情報を変更、削除した場合には、施設の予約者に対して変更通知が送  
910 信されること。

911 (6) タスク管理機能

912 a. 一般的なタスク管理機能を提供すること。

913 (7) 全文検索機能

914 a. 「2.4.3. グループウェアサービス」、「2.4.5. 共有ストレージサービス」に  
915 登録されている情報のうち、個人領域や暗号化されているファイルを除き、  
916 利用者にアクセス権のある領域ごとに情報の全文検索が可能であること。

917 b. 全文検索でヒットした対象ファイルの一部文書内容が画面上に表示され、  
918 ヒットした文字列が強調表示されること。

919 c. 全文検索でヒットした対象ファイルについて、検索結果のリンクを選択す  
920 ることにより対象ファイルを開くことができること。

921 (8) ワークフロー機能

922 a. 一般的なワークフロー機能を提供すること。

923 主な用途としては、文書管理システムの簡易版ツールとして検討して  
924 おり、現行紙ベースで実施している原義書の決裁フローとしての役割  
925 を想定している。

926 2.4.4. 統合コミュニケーションサービス

927 (ア) 基本要件

928 a. Microsoft Teams 相当以上の機能を提供すること。

929 b. 「2.2.1. クライアント基盤サービス(イ)(ウ)」の端末および個人所有スマ  
930 ートフォンにより、電子メール、チャット、音声、動画、資料共有等を用  
931 いたコミュニケーション機能を提供すること。

932 なお、音声通話機能、ビジネスチャット機能及び Web 会議機能を、原則と  
933 して単一のツールにより提供すること。複数のツールの組合せにより実現  
934 する場合は、ツール間でのシームレスな連携が可能であること。

935 c. 「2.2.1. クライアント基盤サービス(イ)(ウ)」の端末においては、在席表  
936 示機能、ビジネスチャット機能、音声通話機能、Web 会議機能を集約管理  
937 し、利用できるようにすること。また、個人所有スマートフォン及び公用  
938 タブレットにおいては、それら機能を提供するアプリケーションが利用で  
939 けるようにすること。

940 d. 通信は暗号化を行い、盗聴等の脅威に対抗すべく秘匿性を保つこと。

941 e. 音声、Web 会議、データ送信などのパケットを適切に制御できること。特

942 に、リアルタイムに送受信を行う音声、Web 会議については、適切な帯域  
943 の割当て及び優先的な送受信を行い、リアルタイム性を損なわない通信が  
944 できること。

945 (イ) 教育・コンサルテーション

946 a. 職員が円滑にシステムを利用できるよう、コミュニケーションツールの変  
947 更に伴い、職員が新しいツールを活用できるよう、ユースケースを想定し  
948 た研修等の教育を行うこと。

949 b. 導入後に利用促進を図るためのコンサルテーションをすること。

950 (ウ) 機能要件

951 (1) ビジネスチャット機能

952 ① 共通要件

953 a. 在席表示及び個人間及びグループ別のビジネスチャットを行う機能を提供  
954 すること。

955 b. 各職員の情報を簡易に確認できるようにするため、「2.4.3(ウ)(2)職員名  
956 簿機能」と連携して、全職員のプレゼンス情報(PCの操作状況に応じ自動  
957 で判断される在席情報)、氏名、所属、役職、メールアドレス、電話番号等  
958 の情報を参照できること。

959 c. 「2.3.1.統合認証基盤サービス」と連携し、全職員の名簿を部局、課室別  
960 に階層表示できること。なお、階層表示については、「2.4.3(ウ)(2)職員名  
961 簿機能」における対応も可とする。

962 d. 所内職員、所外職員(出向者等)、システム管理者にて、グループの作成、  
963 変更(タイトルや概要、同ドメインに所属するユーザの追加・削除)、削除  
964 を行う機能を有すること。

965 e. システム管理者にて、ユーザロールごとに機能の実行権限を変更すること  
966 が可能なこと。

967 ② 在席表示機能

968 a. 利用者のプレゼンスを、以下の3種類以上で確認できること。

969 (i) 在席：操作している状態

970 (ii) 離席：一定時間操作をしていない状態

971 (iii) 不在：ログオンしていない状態

972 b. キーボードとマウスの挙動の監視等によって在席状況が自動的に変更さ  
973 れること。

- 974 ③ ビジネスチャット機能
- 975 a. 利用者間でメッセージの送受信ができること。
- 976 b. 任意の利用者を設定し複数人への同報ができること。
- 977 c. 利用者自身が送受信した過去のメッセージを確認、削除できること。
- 978 d. 利用者間での資料の送付、また、グループに紐付くファイル保存領域を有
- 979 し、電子ファイルをチャットルーム内で共有できること。
- 980 e. 共有されたファイルに対し、複数メンバでのリアルタイム同時編集が可能
- 981 であること。
- 982 f. メッセージを送信する相手を組織の階層表示から選択できること。なお、
- 983 組織の階層表示からの選択は、「2.4.3(ウ)(2)職員名簿機能」での対応も可
- 984 とする

985 (2) 音声通話機能

- 986 a. 前述の基本要件に記載のツール（又はアプリケーション）がインストール
- 987 された端末同士で音声通話が利用できること。
- 988 b. 「2.2.1.クライアント基盤サービス(イ)(ウ)」の端末で利用できること。
- 989 c. 個人所有スマートフォンで利用できること。スマートフォンとしては少な
- 990 くとも iOS、Android に対応すること。

991 (3) Web 会議機能

- 992 a. 音声及び映像による Web 会議ができること。
- 993 b. Web 会議に参加できる最大メンバ数は、120 以上であること。
- 994 c. 所外関係者との Web 会議ができること。
- 995 d. リアルタイムで任意の複数の利用者とテキストメッセージ（チャット等）、
- 996 音声、動画、ファイル及び画面共有を用いた会議ができること。
- 997 e. ペーパーレスで会議するための、資料の登録、ホワイトボード機能等を有
- 998 すること。
- 999 f. 日時を指定した会議予約が可能であること。
- 1000 g. メールにより会議参加者を招待できること。
- 1001 h. 会議開催者が招待することで所外関係者が会議に参加できること。（所外
- 1002 関係者については、追加ライセンス不要で利用できること。）
- 1003 i. 会議の予約及び開催は、「2.4.3(ウ)(4)スケジュール管理機能」及び前述
- 1004 「2.4.2.電子メールサービス」と連携すること。
- 1005 j. 利用者数は 120 人以上とすること。
- 1006 k. 10 名以上が参加可能な会議室を同時に 20 以上開催できるライセンスを提
- 1007 供すること。
- 1008 l. 会議の録音・録画が可能であること。

1009 2.4.5. 共有ストレージサービス

1010 (ア) 基本要件

- 1011 a. Microsoft SharePoint Online、および OneDrive 相当以上のオンラインス  
1012 トレージを提供すること。
- 1013 b. 利用者のデータを個人、組織及び任意のグループで共有、保存するための  
1014 機能を提供すること。
- 1015 c. データ領域を、個人、組織（係、室、課、部、研究班、委員会など）、任意  
1016 のグループごとに区分したもの（以下「フォルダ」という。）を作成、変更、  
1017 削除できること。
- 1018 d. 前述のフォルダに対して、アクセス権をグループごと等に設定、変更、削  
1019 除できること。
- 1020 e. 職員が、当該利用者の所属（本務及び併任を含む）する組織に係るデータ  
1021 領域にアクセスできること。
- 1022 f. 組織データ領域に対して、容量の割当て変更及び任意の容量のクォータを  
1023 設定できること。
- 1024 g. 組織データ領域は 4TB を上限として、毎月の利用容量に合わせて提供する  
1025 こと。
- 1026 h. 組織データ領域は、基本 1TB に加えて 1 ユーザにつき 10GB 以上を提供す  
1027 ること。また運用期間中は、基本 1TB および 1 ユーザあたりの容量の合計  
1028 を超過した容量は、毎月の利用容量に合わせて提供すること。  
1029 なお運用期間中に 4TB を超える場合には、担当職員と別途協議の上、対応  
1030 方法を決定する。
- 1031 i. 個人データ領域（容量無制限）を提供すること。
- 1032 j. 利用者のライセンスは、「(参考 10) 端末別利用サービス対応表」を基に必  
1033 要数分のライセンスを提供すること。
- 1034 k. テレワークによる BYOD 端末、公用タブレットを用い、所外からファイル共  
1035 有を行うための共有フォルダを提供すること。  
1036 なお、共有フォルダは所内の組織ごとに作成し、アクセス権を管理できる  
1037 こと。

1038 (イ) 教育

- 1039 a. ユースケースを想定した研修等の職員に対する教育をすること。

1040 (ウ) 機能要件

- 1041 a. 「2.3.1. 統合認証基盤サービス」のディレクトリサービス機能と連携して、  
1042 利用者の所属、職責等により自動的にフォルダ、ファイル単位でアクセス



- 1043 権が設定されること。
- 1044 b. 容量の可変の際は、サービス停止なしでできること。
- 1045 (エ) セキュリティ要件
- 1046 a. 保存データは、暗号化されていること。
- 1047 2.4.6. アンケートサービス
- 1048 (ア) 基本要件
- 1049 a. Microsoft Forms 相当以上の機能を提供すること。
- 1050 b. 所外からインターネットを経由して実施するアンケート調査の作成・集計
- 1051 を行う機能を提供すること。
- 1052 c. HTML 等によるコーディングの技術を持たない職員が GUI によりアンケート
- 1053 等の作成及び管理ができること。
- 1054 d. 利用者のライセンスは、「(参考 10) 端末別利用サービス対応表」を基に必要
- 1055 数分のライセンスを提供すること。
- 1056 e. アンケート結果はデータベースに蓄積すること。
- 1057 (イ) 教育
- 1058 a. ユースケースを想定した研修等の職員に対する教育をすること。
- 1059 (ウ) 機能要件
- 1060 a. 指定日時にアンケートの公開ができること。また、一定時間内の公開又は
- 1061 停止を制御できること。
- 1062 b. アンケート集計結果等のレポートが容易に作成できること。
- 1063 c. 職員が過去データの閲覧及び二次利用できる CSV 形式での出力機能を提供
- 1064 すること。
- 1065 d. アンケートの回答内容を利用者に対し、メールで自動送信できること。
- 1066 e. 現在配信中のアンケートと同等の内容を継続して配信できること。
- 1067 (エ) セキュリティ要件
- 1068 a. 各々のアンケート単位で独立して GUI で管理ができること。
- 1069 b. アンケートフォームは HTTPS (TLS) を利用し公開すること。
- 1070 2.5. 情報公開基盤サービス
- 1071 2.5.1. 公開用 Web サービス
- 1072 (ア) Web ホスティング機能

- 1073 (1) 基本要件
- 1074 a. 所外に対して Web コンテンツを、HTTPS (TLS) にて情報発信する機能を提供すること。
- 1075
- 1076 b. ベリサインやグローバルサイン等の外部認証局の発行する証明書を利用した TLS 暗号化 (HTTPS) 通信機能を有すること。なお、証明書発行に必要な費用は本調達に含めること。
- 1077
- 1078
- 1079 c. 日本語対応 Web サーバソフトウェアを搭載すること。
- 1080 d. アクセスログの取得及び解析をすること。

1081 (2) 機能要件

- 1082 ① Web ホスティング機能
- 1083 a. コンテンツ全体及び一部に対してユーザ ID、ユーザグループによりアクセス制御ができること。
- 1084
- 1085 b. 「Perl」、「C#」、「Java (サーブレット、JSP)」及び「PHP」で開発されたプログラムが稼働する環境を提供すること。ただし、既存のプログラムの稼働保証は求めない。
- 1086
- 1087
- 1088 c. RSS 配信ができること。
- 1089 d. 日本語及び英語による全文検索できること。

1090 (A) 公開用 Web サイトのアクセスログ解析機能

- 1091 a. 現行 Google Analytics で解析しており、同等以上のアクセスログ解析ができること。
- 1092

1093 (イ) CMS 機能

1094 (1) 基本要件

- 1095 a. WordPress で提供すること。
- 1096 b. 現行 NetCommons で公開しているコンテンツを再構築し、移行すること。
- 1097 c. 職員が簡易に「2.5.1.公開用 Web サービス」を更新するため、コンテンツの管理及び更新を Web ブラウザで行う機能を提供すること。
- 1098
- 1099 d. 利用者数は 100 人とする。
- 1100 e. 20 以上のサイトを管理できること。
- 1101 f. Web コンテンツの配信処理は、掲載ファイル数 10、合計ファイルサイズ 80MB の Web コンテンツの場合、配信開始時刻から 3 分以内で完了し公開できること。
- 1102
- 1103
- 1104 g. 「2.5.1.公開用 Web サービス」で利用するコンテンツ容量を 200GB 以上提供すること。
- 1105

- 1106 (2) 教育  
1107 a. ユースケースを想定した研修等の職員に対する教育をすること。
- 1108 (3) 機能要件
- 1109 ① CMS サービス
- 1110 (A) ページ作成機能
- 1111 a. 基本要件
- 1112 (i) title 要素、SEO 関連 META 要素の入力が可能なこと。
- 1113 (ii) ページに PDF、Excel などを添付しページ公開時に合わせてそれらの添  
1114 付ファイルを掲載できること。
- 1115 (iii) 添付ファイルを登録した際に、ファイル形式 (Excel、PDF など) 及び  
1116 ファイル容量を自動的に掲載できること。
- 1117 (iv) 簡易な操作によって既存のページを複製し、それを基に修正を加え新  
1118 たなページを作成できること。
- 1119 (v) 作成者が、HTML ソースを編集することなく、簡易な操作によって、文  
1120 字色の変更を行えること。
- 1121 (vi) 作成者が、HTML ソースを編集することなく、簡易な操作によって、文  
1122 章や画像の配置 (右寄せ、左寄せ、中央揃え、左右インデントなど) を  
1123 行えること。
- 1124 (vii) テキスト入力項目について、ワープロソフトで文書を作るような感覚  
1125 で、公開時のブラウザへの表示結果をほぼそのまま画面上に展開しな  
1126 がら、簡易な操作によって、入力や編集を行えること。
- 1127 (viii) HTML ソースを直接編集できること。
- 1128 b. テンプレート機能
- 1129 (i) 一般的なテンプレート作成できること。
- 1130 (ii) スマートフォン向けページを作成するための専用テンプレート若しく  
1131 は PC との共用テンプレートが作成できること。
- 1132 (B) 確認・チェック機能
- 1133 a. 作成したページがどのように表現されるか、簡易な操作によって、ブラウ  
1134 ザでの表示を確認できること。
- 1135 b. 作成したページからのリンク (サイト内外) にリンク切れが発生していな  
1136 いかを確認できること。

- 1137 (C) ページ公開・削除機能
- 1138 a. サイト及びカテゴリ内共通のメニュー部分を省きコンテンツ部分のみを
- 1139 印刷対象とするなど、印刷用に最適化された構成でコンテンツを表示でき
- 1140 ること。
- 1141 b. 公開期限の設定を必須とする機能を有すること。
- 1142 c. 新着情報を自動生成できること。日付を公開日、イベント開催日など複数
- 1143 選択できること。
- 1144 (D) ワークフロー関連機能
- 1145 a. 管理者が、簡単な操作で、部署ごとあるいは作成者ごとなどの、権限を付
- 1146 与する管理単位を設定できること。
- 1147 b. 管理者が、簡単な操作で、管理単位ごとに、作成で行えることや作業範囲
- 1148 等細かな権限設定ができること。
- 1149 c. 同一カテゴリや同一ページに対する複数の作成者/権限グループを設定で
- 1150 きること。
- 1151 d. 作成～承認のワークフローとコンテンツ内容の承認権限を、管理者が簡単
- 1152 な操作で設定できること。
- 1153 e. ユーザごとに異なるワークフローが設定できること。
- 1154 f. ワークフローの担当者はCMSのユーザ若しくはユーザのグループごとに設
- 1155 定できること。
- 1156 g. 管理者が、承認あるいは差戻しを行えること。
- 1157 h. 承認申請を行った後で作成者が申請を取り下げ、ページ内容修正をできる
- 1158 こと。
- 1159 i. 承認者が、作成者が変更した箇所を確認できること。変更箇所は入力項目
- 1160 ごとに、追加、削除、変更の状態が確認できることが望ましい。
- 1161 j. ページ作成時及び公開後に、作成者及び管理者が、ページ単位で公開及び
- 1162 削除予定日時分の指定を行えること。
- 1163 (E) 管理機能
- 1164 a. ユーザ管理
- 1165 (i) 管理権限ユーザが全てのユーザ情報(名前、メールアドレス、パスワード等)を追加、確認、変更できること。
- 1166 (ii) 管理者権限ユーザがCMSユーザについて、どの権限グループに属して
- 1167 いるかなど分かりやすく確認できること。
- 1168
- 1169 (F) セキュリティ機能

- 1170 a. 管理者が設定しておいた時間を越えて作業を中断する場合、システムが自  
1171 動的にログオフし、第三者による操作を制限できること。  
1172 b. IP アドレス等により CMS へのアクセス制限を設定できること。

## 1173 2.6. セキュリティ基盤サービス

### 1174 2.6.1. 基本要件

#### 1175 (ア) セキュリティコンセプト

- 1176 a. 次期システムにおいては、外部からの攻撃に対するセキュリティ対策のみ  
1177 でなく、内部でのセキュリティ対策、外部の情報システムに対して悪影響  
1178 を与えないためのセキュリティ対策等、総合的なセキュリティ対策を講じ  
1179 ること。  
1180 b. それぞれのセキュリティ対策は、多層防御の観点から、単一点のみで講じ  
1181 ることとはせず、各サービス、機器、通信経路上等の複数点において、複  
1182 合的に講じること。ただし、同一点で同一の方式の対策を複数施すなどの  
1183 重複が生じないよう最適な配置とし、かつ、適切にセキュリティ方式を選  
1184 択すること。  
1185 c. 要求仕様書 4.7.1. に記載の規程や各種ガイドライン等（最新版）を遵守す  
1186 ること。  
1187 d. 要求仕様書 4.7.2. に記載の政府・省庁規程及び各種ガイドラインの動向に  
1188 ついて留意すること。

### 1189 2.6.2. マルウェア等対策サービス

#### 1190 (ア) 基本要件

- 1191 a. ウィルス、ワーム等、悪意のあるソフトウェアに加え、スパイウェア、ア  
1192 ドウェア等を含めたマルウェア等対策を講じること。  
1193 b. 侵入したマルウェア等の感染防止策として、感染源を検知し、不正通信を  
1194 監視及び遮断すること。  
1195 c. Web 経由のマルウェア等における入口対策（マルウェア等を含む有害サイ  
1196 トの遮断）及び出口対策（アップロード先への通信遮断）を実施するため  
1197 に、侵入検知防御機能等による通信の振る舞いの監視及び Web フィルタリ  
1198 ングによる検知並びに遮断が行えること。  
1199 d. マルウェア等対策ソフトウェアは常駐可能で、リアルタイムでのマルウェ  
1200 ア等対策を行えること。  
1201 e. マルウェア等を検出した場合、無害化した上で、検出及び無害化したログ  
1202 を取得するとともに、結果を担当職員に電子メールで通知できること。

- 1203 f. メールの送受信において、マルウェア等が添付されていることを検出した  
1204 場合、無害化した上で、検出及び無害化したログを取得するとともに、結  
1205 果を担当職員に電子メールで通知できること。
- 1206 g. 標的型攻撃メール等の不審なメールを受信した際、職員が当該メールにつ  
1207 いてヘッダ情報等を残したまま専用メールボックス等に簡易に届出でき  
1208 る仕組みを有すること。
- 1209 h. 各種サーバ、シンクライアント端末へのサービスパック及びセキュリティ  
1210 パッチ、ソフトウェアの修正プログラム、マルウェア等対策ソフトウェア  
1211 のパターンファイルについて、適用できること。
- 1212 i. パターンファイルの配布は自動化可能であり、集中管理できること。
- 1213 j. マルウェア等対策サービスの不具合により、パターンファイルの適用を自  
1214 動で行えない場合は、手動により適用できること。
- 1215 k. パターンファイルの不具合が判明した場合等、適切なパターンファイルに  
1216 ロールバックすることができること。
- 1217 l. マルウェア等に感染した疑いのある機器（サーバ（仮想サーバを含む）、端  
1218 末等）を検知、認知等した場合、手動及び自動で LAN からの隔離を行うこ  
1219 とができること。
- 1220 m. サーバ装置及び端末について、内部への侵入を低減するため、以下を例と  
1221 する対策を行うこと。
- 1222 (i) 不要なサービスについて機能を削除又は停止する。
- 1223 (ii) 不審なプログラムが実行されないよう設定する。
- 1224 (iii) パーソナルファイアウォール等を用いて、サーバ装置、端末間及び相  
1225 互に入力される通信及び出力される通信を必要最小限に制限する。
- 1226 n. USB メモリ等の外部デバイスを利用した内部への侵入を低減するため、以  
1227 下の対策を行うこと。
- 1228 (i) 外部デバイスをサーバ装置及び端末等に接続する際、マルウェア等対  
1229 策ソフトウェアを用いて検査すること。
- 1230 (ii) サーバ装置及び端末について、自動実行（オートラン）機能を無効化す  
1231 ること。
- 1232 (iii) 研究所内ネットワーク上の端末に対する、外部デバイスの接続を制御  
1233 及び管理するための製品やサービスを導入すること。
- 1234 o. マルウェア等対策ソフトウェアの設定は職員が変更できないこと。
- 1235 p. パターンファイルの配布時にオフラインの PC については、オンラインに  
1236 なった時点で、全ての配布すべきパターンファイルの配布ができること。

1237 (イ) サーバ・サービス系マルウェア等対策

- 1238 a. 全てのサーバ・サービスにマルウェア等対策を講じること。
- 1239 (ウ) シンククライアント端末系マルウェア等対策
- 1240 a. シンククライアント端末にマルウェア等対策を講じること。
- 1241 2.6.3. 検疫サービス
- 1242 (ア) 基本要件
- 1243 a. 有線 LAN 接続の認証において、EAP 及び IEEE802.1x のサブリカントとして
- 1244 の認証を行うこと。
- 1245 なお、標準で用いる形式は、セキュリティの強化を図るため EAP-TLS 方式
- 1246 とすること。
- 1247 b. 無線 LAN 接続の認証において、WPA3、IEEE802.11i に準拠した EAP 及び
- 1248 IEEE802.1x のサブリカントとしての認証を行うこと。
- 1249 また、標準で用いる形式はセキュリティの強化を図るため EAP-TLS 方式と
- 1250 すること。
- 1251 c. OS 及びアプリケーション等の修正プログラムが適用されているか否か、マ
- 1252 ルウェア等対策が講じられ、最新のパターンファイルが適用されているか
- 1253 否か等を判断基準として、十分にセキュリティ対策が講じられている端末
- 1254 のみ、情報基盤システムのサービスを利用できること。
- 1255 d. 前述の機能は、所内及びリモートアクセスサービスにより所外から情報基
- 1256 盤システムに接続する全ての端末に適用することとし、これを実現するた
- 1257 めに、検疫サービスを用いること。なお、検疫を受けるために必要なソフ
- 1258 トウェアは本調達の範囲内とする。
- 1259 2.6.4. WAF (Web Application Firewall) サービス
- 1260 a. Web アプリケーションに渡されるデータをチェックし、攻撃とみなしたア
- 1261 クセスをブロックすること。
- 1262 b. 攻撃を検知するための最新の脆弱性対策パッケージ(ブラックリスト)を
- 1263 提供すること。
- 1264 2.6.5. EPP(Endpoint Protection Platform) サービス
- 1265 (ア) 基本要件
- 1266 a. ウィルス、ワーム等、悪意のあるソフトウェアに加え、スパイウェア、ア
- 1267 ドウェア等を含めたマルウェア等対策を講じること。
- 1268 b. クラウドにて提供され、製品として日本語化対応されているサービスであ
- 1269 ること。

- 1270 c. PC に与える影響を考慮し、最新バージョン及びサポート切れの OS におい  
1271 ても検証せず網羅的に対応できること。
- 1272 d. PC に負荷がかかるおよび、シグネチャの更新漏れによる影響を考慮し PC  
1273 のフルスキャンを必要とせず安定した防御機能が提供できる機能を有す  
1274 ること。
- 1275 e. 長期間オフライン運用している状態においてもマルウェア検知および、隔  
1276 離が可能であること。

#### 1277 2.6.6. スпамメール対策サービス

##### 1278 (ア) 基本要件

- 1279 a. スпамメールを介したマルウェア等の侵入を防止するために、スパムメー  
1280 ルフィルタリングによる検知及び遮断が行えること。

#### 1281 2.6.7. セキュリティ監視サービス

##### 1282 (ア) 基本要件

- 1283 a. セキュリティ機器、ネットワーク機器のログ、端末の操作ログ、サービス  
1284 へのアクセスログ等を監視し、不適切なアクセスを検知した場合、遮断及  
1285 び担当職員に通知すること。

1286



1287 2.7. ネットワーク基盤サービス

1288 2.7.1. 基本要件

1289 (ア) 共通要件

- 1290 a. サービス構成要素の各機器を接続し、サービス提供を実現するために必要  
1291 なネットワークサービスを提供すること。  
1292 b. 必要に応じて冗長化を行うこと。  
1293 c. IPv4/IPv6 の両通信を同時に処理可能なデュアルスタック構成とすること。  
1294 d. 外部に通信する際に通信経路を暗号化する機能を備えること。  
1295 e. 有線、および無線 LAN でのインターネット接続において、配下での大容量  
1296 のデータダウンロード時を除き、各フロアスイッチ、WiFiAP 直収端末にて、  
1297 下り常時 200Mbps 以上の速度で接続できること。また、それを下回る場合  
1298 は原因調査の上、スペック向上等の必要な対策を講じること。

1299 (イ) LAN/回線共通要件

1300 (1) DMZ の配置

- 1301 a. インターネット上に公開するサーバ・サービスは DMZ に收容すること。

1302 2.7.2. 所内ネットワーク

1303 (ア) 内部 DNS サービス

1304 (1) 基本要件

- 1305 a. 研究所内の通信における名前解決を行う機能を提供すること。  
1306 b. シンクライアント端末、既存端末などの研究所管内のからのリクエスト処  
1307 理が行える性能を提供すること。

1308 (2) 機能要件

- 1309 a. SOA、A、CNAME、PTR、MX、SPF、SRV 等の各レコードの登録ができるこ  
1310 と。  
1311 b. Dynamic DNS 機能を提供すること。  
1312 c. IP アドレスによる DNS クエリの制限ができること。  
1313 d. DNS ゾーン転送 (forwardzone) をサポートしていること。  
1314 e. ゾーン転送制限を行うこと。  
1315 f. ゾーン転送を必要としない場合は、ゾーン転送の停止を行うこと。  
1316 g. GUI を用いた操作ができること。  
1317 h. 「2.3.1. 統合認証基盤サービス」のディレクトリサービス機能との統

- 1318 合管理が実現できる DNS の（名前空間）を定義できること。
- 1319 i. 外部ホストに対する名前解決については、「2.7.3.(ア)公開用 DNS サービス」へフォワードできること。
- 1320
- 1321 (3) セキュリティ要件
- 1322 a. DNS キャッシュポイズニング攻撃から保護するため、DNSSEC を利用す
- 1323 ること。
- 1324 (イ) LAN サービス
- 1325 (1) 運用方針
- 1326 a. 複合機、プリンタ、および WiFi 機能のない既存端末等クライアントデバイ
- 1327 スは、有線 LAN にて接続する。
- 1328 b. 複合機、プリンタ以外のシンクライアント端末、既存端末等クライアント
- 1329 デバイスは、無線 LAN による接続とする。
- 1330 c. SSID と VLAN をマッピングすることにより、有線 LAN ・無線 LAN を一体と
- 1331 して運用する。
- 1332 (2) 機能要件
- 1333 ① 共通要件
- 1334 (A) ネットワーク機器類共通要件
- 1335 a. ネットワークは 24 時間 365 日の安定した連続運用が可能である最適な構
- 1336 成及び設定で提供すること。
- 1337 b. SNMP 機能等の利用により、機器やネットワークの稼働状況を把握できるこ
- 1338 と。
- 1339 c. 当研究所の職員数・研修員数および端末台数に対して、十分な処理性能を
- 1340 提供すること。
- 1341 d. 現在稼働している設定情報やデータなど、情報資産の移行が可能であるこ
- 1342 と。
- 1343 e. 当研究所内に設置するネットワーク機器類は、EIA 規格に準拠した 19 イン
- 1344 チラックマウントが可能であること。
- 1345 f. 冗長構成を組む機器については、自動、手動に関わらず本稼働前に切り替
- 1346 えテストを実施することを前提とし、その想定通りに動作することを保証
- 1347 できるものであること。
- 1348 g. ループ検知機能を設定し、設置時にその動作の確認を行うこと。

- 1349 (B) 基幹 L3 スイッチ共通要件
- 1350 a. 研究所内ネットワーク L3 機能は基幹スイッチに集約すること。
- 1351 b. 専用のスタックケーブルにより、2 台以上による冗長構成とすること。
- 1352 c. 冗長構成にて接続されている装置間では、コンフィグ、FDB、ARP テーブル、
- 1353 IP ルーティングテーブル等の各種情報を同期することが可能なこと。
- 1354 d. 筐体内部での電源冗長化に対応していること。
- 1355 e. スイッチング容量、最大パケット転送能力は、搭載されたポートすべてで
- 1356 ワイヤースピードの通信速度が出せる性能を提供すること。
- 1357 f. レイヤ 3 機能が利用できルーディング (Static、RIP、OSPF) が利用できる
- 1358 こと。
- 1359 g. DHCP リレーエージェント機能を提供すること。
- 1360 h. SNMP 機能を提供すること。
- 1361 i. ケーブルの誤接続によりフレームを送信したポート又は同一装置の別ポ
- 1362 ートにフレームが戻ってくるループ構成になった際、ループを検知してポ
- 1363 ートを閉塞する機能を提供すること。
- 1364 j. L2 ループを検出してポートを閉塞した場合に、当該ポートを自動で開放す
- 1365 る機能を提供すること。
- 1366 k. WebUI での管理が可能であること。
- 1367 l. 筐体は 1U 程度であること。
- 1368 m. 時刻同期ができること。
- 1369 n. IEEE802.1Q 規格タグベース VLAN 機能を提供すること。
- 1370 o. 外部メディア (コンパクトフラッシュ、USB メモリ、SD カード) に構成定
- 1371 義情報、ファームウェア、ログを保存可能であること。
- 1372 p. 電源二重化が可能であること。

- 1373 (C) フロア L2 スイッチ共通要件
- 1374 a. スイッチング容量、最大パケット転送能力は搭載されたすべてのポートで
- 1375 ワイヤースピードでの通信ができる性能であること。
- 1376 b. SNMP 機能を有すること。
- 1377 c. ケーブルの誤接続によりフレームを送信したポート又は同一装置の別ポ
- 1378 ートにフレームが戻ってくるループ構成になったときにループを検知し
- 1379 てポートを閉塞する機能を有すること。
- 1380 d. L2 ループを検出してポートを閉塞した場合に、当該ポートを自動で開放す
- 1381 る機能有すること。
- 1382 e. WebGUI での管理が可能であること。
- 1383 f. 筐体は 1U 程度であること。

- 1384 g. 時刻同期が可能であること。  
1385 h. IEEE802.1Q 規格タグベース VLAN 機能を提供すること。

1386 ② 機能要件

1387 (A) 基幹 L3 スイッチ

- 1388 a. SINET 横浜 DC—当研究所側 WDM 装置配下の基幹 L3 スイッチである。サー  
1389 バ室に設置を想定している。特別支援教育情報センター棟、研究管理棟、  
1390 研修棟、西・東研修員宿泊棟に設置する全てのフロア L2 スイッチ群を収容  
1391 すること。  
1392 b. 当研究所内で運用する L2 スイッチ、無線 LAN コントローラ等の台数を接  
1393 続するに、必要なポート数のスイッチを提案すること。

1394 (B) フロア L2 スイッチ

- 1395 a. 特別支援教育情報センター棟、研究管理棟、研修棟、西・東研修員宿泊棟  
1396 での設置を想定している。  
1397 b. 既存端末、WiFiAP 等の台数を接続、また各部屋情報コンセント、床下ケー  
1398 ブルを接続するに、必要なポート数のスイッチを提案すること。

1399 ③ RADIUS 認証機能

1400 (A) 基本要件

- 1401 a. RADIUS プロキシサーバとして動作すること。  
1402 b. 認証プロトコル PAP、CHAP、MSCHAPv1、MSCHAPv2、EAP-TLS、PEAP(EAP-  
1403 MSCHAPv2/EAP-TLS)、EAP-TTLS(PAP/CHAP/MSCHAPv2/EAP-MSCHAPv2/EAP-  
1404 TLS)、EAP-MD5、EAP-MSCHAPv2 を対応していること。  
1405 c. MAC 認証の際、MAC アドレスの区切り文字やパスワードに関わらず認証を  
1406 成功する機能があること。ライセンス数に関わらず RADIUS クライアント  
1407 を最大 10,000 台登録できること。  
1408 d. RADIUS クライアントをグルーピングできること。  
1409 e. RADIUS 属性応答に対応していること。また、任意の RADIUS 属性を追加で  
1410 できること。  
1411 f. RADIUS クライアント、グループ毎に応答属性を変えられること。  
1412 g. 複数の外部認証局と連携して認証できること。  
1413 h. 接続状況一覧より任意のログイン済みアカウントを手動でログアウトで  
1414 できること。  
1415 i. 外部の ActiveDirectory、LDAP サーバにあるアカウント情報を参照し、認  
1416 証情報として利用することができること。

- 1417 j. 外部の ActiveDirectory、LDAP サーバにあるアカウント情報を参照し、LDAP  
1418 属性に応じた属性応答に対応すること。
- 1419 k. Shibboleth SP(Service Provider)として動作し、認証スイッチの Web 認  
1420 証機能と連携できる機能を提供すること。
- 1421 l. 認証ログを管理画面で確認できること。また、外部 Syslog サーバへ送信で  
1422 きること。

1423 ④ ネットワーク認証機能

1424 (A) 現行システムの課題

- 1425 a. 職員が購入した端末のネットワーク接続申請により、DHCP サーバにより、  
1426 固定 IP アドレスで登録し、IP アドレスを払い出ししているが、廃止・廃  
1427 棄された端末等に付与した IP アドレスが返却されないために、ネットワ  
1428 ークで付与可能な制限数に近づき、IP アドレスが払い出せなくなる可能性  
1429 がでてきた。
- 1430 ネットワーク接続申請があると、Excel の IP アドレス一覧に手入力により  
1431 追加する形で、台帳を更新し職員へ承認書を発行している。
- 1432 しかし、追加ばかり更新して、廃棄で不要となった端末等デバイスの一覧  
1433 からの削除が申請等によりできていない状況である。これにより、廃棄さ  
1434 れていて研究所にない端末に付与されている IP アドレスもかなりあるは  
1435 ずだが、IP アドレス一覧記載の端末・スイッチ・サーバ等全体のうち、ど  
1436 れが現在廃止なのかの特定が難しい状況となっており課題となっている。  
1437 また最新に更新し続けることも、難しく課題となっている。

1438 (B) 運用方針

- 1439 a. これまでの紙ベースによる申請から、購入端末のネットワーク利用申請を  
1440 利用者からの Web 申請にする。
- 1441 b. 承認後は自動で「(G) DHCP サービス」に登録される。
- 1442 c. クライアントデバイスについて、複合機、プリンタは、固定払い出しによ  
1443 る IP アドレス付与とし、シンクライアント端末、既存端末などはフローテ  
1444 ィングアドレスによる IP アドレス付与とする。

1445 (C) 基本要件

- 1446 a. アプライアンスサーバで提供すること。
- 1447 b. Active-Active での冗長構成とすること。
- 1448 c. RADIUS サービスおよび DHCP サービスを提供すること。
- 1449 d. 管理画面は Web ブラウザかつ日本語で表示できること。

- 1450 e. 設定情報を USB メモリや外部のサーバに自動的にバックアップできること。
- 1451 f. マスターからスレーブに対して設定情報の同期ができること。
- 1452 g. 1U に 2 台搭載できる省スペースモデルであること。
- 1453 h. システムログを管理画面で確認できること。また、外部 Syslog サーバへ送
- 1454 信できること。
- 1455 i. 最大 200,000 アカウントを登録できること。
- 1456 j. ユーザ、端末(MAC アドレス)、証明書アカウントの管理がディレクトリ単
- 1457 位にできること。

1458 (D) ディレクトリ・アカウント管理機能

- 1459 a. アカウント情報を登録、編集、削除できること。
- 1460 b. 複数のアカウント情報を一括で登録/変更できること。
- 1461 c. 複数のディレクトリに対し、アカウント情報を一括で登録/変更できるこ
- 1462 と。
- 1463 d. 複数のアカウント情報を一括で削除できること。
- 1464 e. 複数のディレクトリに対し、アカウント情報を一括で削除できること。
- 1465 f. アカウントの作成/一覧/検索画面において、表示する管理項目や管理項
- 1466 目毎に必須/任意入力項目の指定、管理項目名を任意にカスタマイズでき
- 1467 ること。
- 1468 g. 管理者がユーザのパスワードポリシーを設定できること。
- 1469 h. ディレクトリ単位で管理者を設定できること。
- 1470 i. ディレクトリ管理者は、自身のディレクトリのみ管理者権限を持つこと。
- 1471 j. ディレクトリ管理者に対して、管理ツールにログインした際に予め設定さ
- 1472 れたリンク集の画面を提供できること。
- 1473 k. ディレクトリ単位で共通の属性(アトリビュート)を設定できること。
- 1474 l. 最終認証日から一定期間認証していないアカウントの認証要求を拒否す
- 1475 る機能を提供すること。
- 1476 m. アカウントの無効化から一定期間認証していないアカウントや、有効期限
- 1477 が切れたアカウントを削除する機能を提供すること。
- 1478 n. 最終更新日から指定日数経過したアカウントを削除できること。
- 1479 o. アカウント情報を外部のサーバと定期的にインポート、エクスポートでき
- 1480 ること。
- 1481 p. アカウント情報を外部から LDAP 参照、改廃できること。
- 1482 q. アカウント情報を ActiveDirectory に登録できること。
- 1483 r. 認証時に未登録の端末の MAC アドレスを収集できること。

1484 (E) 証明書発行・管理

- 1485 a. サーバ/クライアント証明書の発行機能を提供すること。
- 1486 b. クライアント証明書の一括発行、失効、ダウンロードができること。
- 1487 c. クライアント証明書認証時に、証明書の CN(Common Name)に含まれる MAC
- 1488 アドレスと、使用する端末の MAC アドレスが同一かをチェックし、認証成
- 1489 否を判断できること。
- 1490 d. 外部システムが作成した CSR(Certificate Signing Request :証明書署名
- 1491 要求)を取り込み、サーバ証明書を発行できること。
- 1492 e. 外部認証局が発行したサーバ証明書を取り込み、https 接続用として使用
- 1493 できること。また CSR を作成できること。
- 1494 f. 外部認証局が発行した CA(Certificate Authority)証明書・サーバ証明書
- 1495 を取り込み、IEEE802.1X 認証用として使用できること。また CSR を作成で
- 1496 きること。
- 1497 g. 失効リストをダウンロードできること。
- 1498 h. 下位認証局(中間認証局)として動作すること。
- 1499 i. NII が発行した「UPKI クライアント証明書」を取り込む機能を有すること。
- 1500 また、取り込んだ証明書を配布できること。
- 1501 j. 利用者が証明書の更新ができること。

#### 1502 (F) 申請ワークフロー

- 1503 a. 利用者によるユーザ、端末、証明書アカウントを登録、編集、削除申請す
- 1504 る WebUI を提供すること。
- 1505 b. 利用者が申請した内容を管理者に通知し、管理者が承認できること。
- 1506 c. 登録するユーザ ID、パスワードは、任意入力及び自動生成ができること。
- 1507 d. 自動生成したユーザ ID・パスワードをメールアドレス通知のほか、Web 画
- 1508 面上で確認できること。
- 1509 e. 登録する MAC アドレスの自動入力ができること。
- 1510 f. 登録する MAC アドレスを DHCP 端末情報として利用できること。
- 1511 g. 申請する証明書アカウントの証明書 CN にユーザ名を使用する場合に、任
- 1512 意の文字列を付加する機能を有すること。
- 1513 h. 利用者による証明書のダウンロードができること。
- 1514 i. 申請、編集画面において、管理項目毎に必須/任意入力の指定ができ、管
- 1515 理項目名と属性名を任意にカスタマイズ表示できること
- 1516 j. 利用者向け WebUI は、スマートデバイス専用の画面にも対応していること。

#### 1517 (G) DHCP サービス

- 1518 a. 10,000IP アドレスの払い出しが可能なこと。
- 1519 b. 複数の構成をまとめて、10,000IP アドレス以上の払い出しが可能な機能を

- 1520 有すること。
- 1521 c. 2,048 スコープまでの設定が可能なこと。
- 1522 d. 複数のスコープを一括登録できること。
- 1523 e. 特定の MAC アドレスに対して、固定の IP アドレスを払い出すことができ
- 1524 ること。
- 1525 f. 登録された MAC アドレス以外に IP アドレスを払い出さない機能を有する
- 1526 こと。
- 1527 g. MAC アドレスと IP アドレス/スコープとの紐づき、複数を一括で登録でき
- 1528 ること。
- 1529 h. リース範囲をセグメントごとに設定できること。
- 1530 i. DHCP オプションを任意に定義できること。
- 1531 j. リース状況一覧を管理画面で確認できること。
- 1532 k. 払出 IP アドレスの利用率を管理画面で確認できること。
- 1533 l. 払出 IP アドレスが設定したしきい値に達した際、管理者へのメール通知
- 1534 ができること。

1535 (H) 外部連携

- 1536 a. ユーザーツールへのログインアカウントとして、外部 LDAP アカウントを
- 1537 利用できること。
- 1538 b. 申請項目に外部 LDAP アカウントの属性情報を自動で引用できること。
- 1539 c. 外部 LDAP/AD 上のユーザーアカウントが持つ情報を、クライアント証明書
- 1540 情報として利用できること。
- 1541 d. 外部 LDAP/AD 上のユーザーアカウントで申請したユーザ/端末/証明書ア
- 1542 カウントを、外部 LDAP/AD 上のユーザーアカウントの削除に連動して削除
- 1543 する機能を有すること。
- 1544 e. ユーザーツールへのログインアカウントとして、Shibboleth IdP アカウン
- 1545 トを利用できること。
- 1546 f. 申請項目に Shibboleth IdP アカウントの属性情報を自動で引用できるこ
- 1547 と。

1548 (I) 通知機能

- 1549 a. ユーザならびに MAC アドレスアカウントの有効期限切れメール通知ができ
- 1550 ること。
- 1551 b. パスワード期限切れメール通知ができること。
- 1552 c. 利用者がパスワードを変更できること。
- 1553 d. クライアント証明書有効期限切れメール通知ができること。



- 1554 ⑤ 物理インターフェース
- 1555 a. 構成上、必要な数のインターフェースを搭載するとともに、物理ポートの
- 1556 故障に備え、運用に支障のない程度の予備ポートを有すること。
- 1557 b. メディアタイプ等は任意に選択して構わないが、配線ルート上制約により
- 1558 変更を求める場合がある。

- 1559 ⑥ 他システムとの接続
- 1560 a. 他システム（情報基盤システムの調達外機器）との接続に係る本調達機
- 1561 器側の設定変更は、本調達範囲内で行うものとし、ネットワーク接続に必
- 1562 要な情報の提供及び立会い、また接続できなかった場合の技術的支援に関
- 1563 する役割を明確にしておくこと。
- 1564 b. 他システムとの接続の際には、次期システムのネットワークに影響を及ぼ
- 1565 さないような接続方法を取り、次期システム及び各種機器に影響を与えな
- 1566 い構成とすること。

1567 (ウ) 無線 LAN サービス

1568 (1) 運用方針

- 1569 a. 複合機、プリンタ以外のクライアントデバイスは、無線 LAN による接続と
- 1570 する。
- 1571 b. 複合機、プリンタは、有線 LAN にて接続する。
- 1572 c. 接続する無線 LAN 規格は IEEE802.11ax とする。ただし、クライアント側
- 1573 で IEEE802.11ac 以下の規格しか対応できない場合は、当該クライアント
- 1574 で対応可能な最上位規格を優先して接続できるようにする。
- 1575 d. Wi-Fi AP は無線 LAN コントローラによる集中管理とする。
- 1576 e. 現行 Web 会議等で特にネットワークが不安定な状況であることから、無線
- 1577 環境を利用時に不安定な状況になった際に、職員がすぐ有線 LAN につなぎ
- 1578 替えられるようにする。

1579 (2) 運用方法

1580 ① 職員ネットワーク 1 シンクライアント端末向け

- 1581 a. 接続方法は IEEE802.1X 認証方式とする。
- 1582 b. 事前に IEEE802.1X の CA 証明書をインストールしておく。
- 1583 c. EAP-TLS 方式とする。
- 1584 d. シンクライアント端末に接続し、指紋または顔認証による生体認証後
- 1585 にデスクトップ画面が表示される機能を提供する。
- 1586 e. シンクライアント端末ログオン時には、FIDO2 に準拠したパスワードレ

1587                   ス認証を提供する。  
1588                   f. ログオン時のデスクトップ画面の表示前、表示後にかかわらず、生体認  
1589                   証以外に別途ユーザ側で操作しなくても無線 LAN に接続できる環境を  
1590                   提供する。

1591                   ② 職員ネットワーク 2 既存ファット端末・公用タブレット端末向け

- 1592                   a. 接続方法は IEEE802.1X 認証方式とする。  
1593                   b. 事前に IEEE802.1X の CA 証明書をインストールしておく。  
1594                   c. EAP-TLS 方式とする。  
1595                   d. 既存ファット端末に接続し、デスクトップログインのための ID/Pass 入力  
1596                   以外、無線 LAN 接続のための ID/Pass を別途入力せずに接続できる環境を  
1597                   提供する。  
1598                   e. 当研究所は、ペーパーレス会議システム端末で iPad を別途導入している。  
1599                   この公用タブレット端末に接続し、IEEE802.1X 用の SSID を選択す  
1600                   ると、ID/Passwd を別途入力せずに接続できる環境を提供する。  
1601                   f. 接続後は、情報基盤システムへのアクセスおよび館内ローミングが可能な  
1602                   環境を提供する。

1603                   ③ 研修員ネットワーク

- 1604                   a. 接続方法は、無線 LAN 接続直後にウィルス対策ソフトウェアインストール  
1605                   の有無や最新パッチの適用状況などの検疫が自動的に実施され、問題のない  
1606                   端末のみ Web 認証を実施するものとする。  
1607                   b. 認証に利用する ID/pass は、当研究所のユーザ認証システムで管理される  
1608                   アカウント情報と連携すること。  
1609                   c. 接続後は、研修支援システムへのアクセスおよび館内ローミングが可能な  
1610                   環境を提供する。

1611                   ④ ゲストネットワーク 持ち込み端末向け

- 1612                   a. 事前に独自の ID、パスワードを発行する。この ID には、有効期限を設け  
1613                   る。ブラウザによる認証となるが、認証に加えてウィルス対策ソフトウェア  
1614                   インストールの有無や最新パッチの適用状況などの検疫が自動的に実  
1615                   施される。  
1616                   b. 接続後は、インターネットへのみ接続し、館内ローミングが可能な環境を  
1617                   提供する。

1618                   (3) 基本要件

- 1619                   a. 現地の環境に適したアンテナおよびネットワーク設計を行うこと。このた

- 1620 めに必要なサイトサーベイを実施すること。
- 1621 b. IEEE802.11ax でカバーできる全周波数帯を含むこと。
- 1622 c. IEEE802.11ac から IEEE802.11ax への移行期であり、既存端末の一定数は
- 1623 IEEE802.11ac 規格であることから、IEEE802.11ax 5GHz および、
- 1624 IEEE802.11ac でのサーベイを含むこと。
- 1625 d. 無線 LAN 導入後の無線 LAN 電波環境の調査を行うこと。導入後の電波調査
- 1626 結果後にて業務利用に影響があることが判明した場合、正常に業務利用が
- 1627 可能となるように対処すること。

1628 (4) 共通要件

- 1629 a. 研究所内の無線 LAN は、音声、Web 会議、データ送信などのパケットを適
- 1630 切に制御できること。特に、リアルタイムに送受信を行う音声、Web 会議
- 1631 については、適切な帯域の割当て及び優先的な送受信を行い、リアルタイム性を損なわない通信ができること。
- 1632
- 1633 b. 円滑に動画再生や音声再生が実行される帯域を確保すること。
- 1634 c. 研究所内ではスマートフォン（個人所有）及び公用タブレットを無線 LAN
- 1635 に接続して利用できること。
- 1636 d. 無線を利用したリソースへのアクセス権限のない不正アクセスを防ぐため、コア/ディストリビューションレイヤ等で無線 LAN コントローラからの意図しない通信による不正トラフィックを検知し、通信の遮断を行うこと。なお、他のサービスで代替できる場合にはこの限りでない。
- 1637
- 1638
- 1639
- 1640 e. 無線特有の DoS 攻撃 (RF Jamming、認証失敗等の攻撃)、ブロードキャスト
- 1641 を利用した無線アクセスポイントの偵察行為等を検知できることが望ましい。
- 1642
- 1643 f. サポートしている周波数内で Wi-Fi 以外の電波を出す干渉デバイスを検知
- 1644 した場合、無線設備規則に準拠し、DFS (Dynamic Frequency Selection) による干渉回避ができること。
- 1645
- 1646 g. IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax に対応しており、十分な帯域と安定した接続環境を確保すること。また ac は Wave2 に対応していること。
- 1647
- 1648 h. 通信の暗号化は WPA3、AES-GCMP による暗号化を使用すること。ただし、クライアント側で非対応な場合も想定し、WPA2 にも対応すること。
- 1649 また、暗号化により無線 LAN コントローラの処理能力が低下した場合においても、サービスレベルを満たすこと。
- 1650
- 1651
- 1652 i. 電波環境が悪化した際に、アクセスポイントのチャンネルを自動変更し、電
- 1653 波干渉による影響を最小限にできること。また、単一のアクセスポイントの障害時でも他のアクセスポイントへ自動的に接続が切り替わるなど、可
- 1654

- 1655 用性を確保すること。
- 1656 j. 全ての無線 LAN アクセスポイントの設置場所において、無線周波数の状態
- 1657 をリアルタイムでマップ表示し、担当職員が目視確認できること。また、
- 1658 担当職員により、各拠点内の電波環境の悪化等を定期的に調査し、問題の
- 1659 発生を検知した場合は改善することを想定しているが、できる限り技術的
- 1660 支援をすること。
- 1661 k. ESSID 及びパスワードによる認証を行うこと。
- 1662 l. 無線 LAN アクセスポイントは、PoE 給電とすること。
- 1663 m. 無線 LAN アクセスポイントは、「2.4.5. 統合コミュニケーションサービス」
- 1664 等に支障が出ないよう適切な設計に基づく十分な数を設置すること。なお、
- 1665 現行システムにおける設置状況は、「(参考 6) 現行無線 AP 設置一覧」を参
- 1666 照すること。
- 1667 n. 個々の無線 LAN アクセスポイントの無線チャンネルと電波出力を手動で固定
- 1668 化できること。また、担当職員の指示に従い、必要に応じた固定化の作業
- 1669 を行うこと。
- 1670 o. 異なる SSID を 5 個以上、同時運用できること。また、ネットワークの分離
- 1671 に対応すること。
- 1672 p. 無線 LAN が利用できる範囲内において、移動中も切断や再起動等をせずに
- 1673 問題なくサービス利用が継続できること。建屋間の往来は含まない。
- 1674 ただし、特別支援教育情報センター棟－研究管理棟間は、2F 渡り廊下を利用
- 1675 に限りサービス利用が継続できること。
- 1676 q. AP ごとの利用率の統計が容易に取得できること。
- 1677 r. Web、SSH による AP 管理が可能であること。また、AP の集中管理が可能で
- 1678 あること。

1679 (5) 機能要件

- 1680 ① 接続規格及び周波数
- 1681 a. IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax に対応しており、十分な帯域と安定した接続環
- 1682 境を確保すること。また ac は Wave2 に対応していること。
- 1683 b. 無線 LAN アクセスポイント周辺の電波状況によって自動的に最適なチャネ
- 1684 ール及び出力強度に変更可能なこと。この電波環境調整に必要な各チャネル
- 1685 のスキャンは、当該無線 LAN アクセスポイントに接続されている無線端末
- 1686 が通信可能な状態を維持した状態で行えること。無線 LAN アクセスポイン
- 1687 トが使用しているチャンネル以外も定期的にもスキャンできること。

1688 ② 接続制御

- 1689 a. 同一チャンネルに接続しているユーザ数に基づき、複数の無線 LAN アクセス  
1690 ポイントに端末の接続を分散できること。  
1691 b. 2.4GHz 帯、5GHz 帯両方の周波数帯で同一の SSID が使用されている場合、  
1692 端末が 5GHz 帯に優先して接続するように促す機能を提供すること。

1693 ③ ESSID

- 1694 a. 設定した ESSID を削除しなくても、無効化することで接続不可することが  
1695 できること。  
1696 b. ESSID ごとに異なる VLAN を割り当てできること。  
1697 c. 同じ ESSID でも異なる VLAN を使用できること。  
1698 d. 職員向け ESSID、研修員向け ESSID、ゲスト向け ESSID それぞれの検証  
1699 用 SSID を作成すること。  
1700 e. 各 SSID はネットワークを分離に対応すること。本 SSID 向けに新しく  
1701 割り当てたネットワークアドレスを使用すること。  
1702 f. 職員向け SSID は端末用 IP アドレスとして 1000 個以上が使用できるよ  
1703 うに構成すること。  
1704 g. 研修員向け SSID は端末用 IP アドレスとして 500 個以上が使用できる  
1705 ように構成すること。  
1706 h. ゲスト向け SSID は端末用 IP アドレスとして 500 個以上が使用できる  
1707 ように構成すること。

1708 ④ トラフィック最適化

- 1709 a. 不要なブロードキャストをフィルタリングできること。

1710 ⑤ 管理機能

- 1711 a. 無線 LAN アクセスポイント及び接続端末を集中管理する GUI 及び CLI 機能  
1712 を提供すること。この GUI/CLI で設定した内容は全ての無線 LAN アクセス  
1713 ポイントに自動的に反映できること。  
1714 b. 特定の無線 LAN アクセスポイントにのみ設定を反映できること。  
1715 c. 無線 LAN 接続ログを外部 Syslog サーバに送信できること。  
1716 d. 無線 LAN 接続の全断を防ぐため、一部の無線 LAN アクセスポイントのみを  
1717 対象として順番にソフトウェアアップデートができること。

1718 ⑥ 無線 LAN コントローラ

- 1719 a. アプライアンスコントローラで提供すること。  
1720 b. Active-Active での冗長構成とすること。  
1721 c. ステートフルファイヤーウォール機能を提供すること。

- 1722 d. ハードウェアを変更することなく、ライセンス追加等だけでアクセス制御  
1723 に基づき VPN クライアントを終端できること。
- 1724 e. 無線 LAN の暗号化キーをコントローラで一元管理する機能を有すること。  
1725 ただし、アクセスポイントで無線 LAN の暗号化パケットを複合化までは含  
1726 まない。
- 1727 f. 複合機など、MAC アドレスの OUI が共通の物は、個々の MAC アドレスを管  
1728 理すること無く、OUI を使って、他の端末と別のネットワークを付与でき  
1729 ること。
- 1730 g. Captive Portal 認証と MAC 認証、Captive Portal 認証と 802.1x 認証、  
1731 802.1x 認証と MAC 認証の組み合わせに対応していること。
- 1732 h. ロール単位でアクセス制御できること。またユーザが属するロール情報は、  
1733 認証時に RADIUS サーバを介して取得することができること。
- 1734 i. トラフィックの可視化に対応し、1400 種以上の Web ベースのアプリケーション  
1735 も識別し、ロール、アプリケーション毎に帯域制御、アクセス制御が  
1736 できること。
- 1737 j. アクセスポイントの自動電波管理のための、各チャネルのスキャンは、無  
1738 線 LAN クライアントが通信可能な状態を維持しつつ行われること。また、  
1739 各アクセスポイントは、自身のサービス中のチャネル以外も定期的にスキ  
1740 ャンできること。
- 1741 k. 大ホールなど、同一空間に複数台のアクセスポイントを設置する場合は、  
1742 アクセスポイント間干渉を軽減するために、アクセスポイントの電波受信  
1743 感度をソフトウェアの設定で低くできること。
- 1744 l. 端末の対応規格に関わらず、無線 LAN に接続済みのクライアントに対して  
1745 も、動的に最適なアクセスポイントだけに接続できること。
- 1746 m. IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax の端末が混在する環境において、各端末との通  
1747 信は AirTime ごとに割当てすることで、11a/b/g 等の低速通信規格の端末に  
1748 よる全体のスループット低下を軽減できること。
- 1749 n. ユーザロール、VLAN 毎に mDNS (Bonjour 等) の特定サービスの制御 (許可・  
1750 拒否) ができること。
- 1751 o. LCD パネルとナビゲーションボタンを有し、本機器にログインせずとも初  
1752 期化、リブート、Halt、USB Drive を介したイメージのアップグレード/  
1753 設定の投入ができること。

1754 ⑦ 無線アクセスポイント

- 1755 a. 無線の規格として IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax に対応をしていること。  
1756 b. IEEE802.11a/n/ac/ax においては、W52, W53, W56 に対応すること。

- 1757 c. WiFi Alliance の認定を取得していること。
- 1758 d. 2.4GHz 帯および 5GHz 帯を同時利用できること。
- 1759 e. 2.4GHz Radio において 2×2 MIMO に対応していること。
- 1760 f. 5GHz Radio において 4×4 MIMO に対応していること。
- 1761 g. IEEE802.11ax については 80MHz、または、160MHz のチャンネルボンディングに対応をしていること。
- 1762
- 1763 h. アンテナ内蔵タイプのアクセスポイントであること。
- 1764 i. サイトサーベイの結果により、必要に応じてアンテナ外付け結合タイプによる LCX(Leaky Coaxial Cable: 漏洩同軸ケーブル)を活用すること。特に西・東研修員宿泊棟は、通路-宿泊室間のコンクリート壁が厚いため留意すること。
- 1765
- 1766
- 1767
- 1768 j. 最大アソシエート・クライアント・デバイス数は Radio 当たり 256 台以上であること。
- 1769
- 1770 k. 100/1000BASE-T の有線ポートを 1 つ以上有すること。
- 1771 l. 100/1000/2500BASE-T のアップリンク用有線ポートを 1 つ以上有すること。
- 1772 m. 電源アダプタでの電源受電が可能なこと
- 1773 n. IEEE802.3af/802.3at/802.3bt に基づく PoE 電源受電に対応をしていること。
- 1774
- 1775 o. 受電電力の状況によって、稼働機能を縮退することでアクセスポイントの動作を継続できること。
- 1776
- 1777 p. 有線 2 ポートでリンクアグリゲーションを構成することができ、有線帯域の拡張が可能なこと。
- 1778
- 1779 q. 設定・管理用のコンソールポートを有すること。
- 1780 r. 状態確認用の LED を有し、点滅 /色で動作状態が判別可能なこと。
- 1781 s. BLE(Bluetooth Low Energy)及び、近距離無線通信規格 IEEE802.15.4 ZigBee のインターフェースを有し、IoT デバイスのゲートウェイとして利用可能なこと。
- 1782
- 1783
- 1784 t. iOS アプリケーションを利用することで BLE(Bluetooth Low Energy)インターフェースからのコンソールアクセスが可能なこと。
- 1785
- 1786 u. オプションのマウントキットを用いることで、当研究所担当者でも簡単に取り付け可能なこと。
- 1787
- 1788 v. USB のインターフェースを有し、IoT デバイスのゲートウェイとして利用可能なこと。
- 1789
- 1790 w. 動作温度は 0~40℃の、動作湿度は 5~93%の環境で動作をすること。
- 1791 x. アクセスポイントのサイズは 200mm×200mm×46mm 以下であること。
- 1792 y. アクセスポイントの重量は 810g 以下であること。

1793 (エ) ネットワークセキュリティサービス

1794 (1) 基本要件

- 1795 a. ファイアウォール等のネットワーク機器を集約した効率的なネットワ  
1796 ーク構成とすること。

1797 (2) 機能要件

1798 ① ファイアウォールサービス

- 1799 a. インターネットから所内ネットワークへの不正アクセスを防止できるこ  
1800 と。
- 1801 b. IP アドレス・ポート番号のみではなく、ブラウザ以外のどのようなアプリ  
1802 ケーションがファイアウォールを通過するか識別することによりネット  
1803 ワーク上を流れる通信を可視化し、その通信を遮断する等の制御ができる  
1804 こと。
- 1805 c. IP 通信パケットの宛先/送信元 IP アドレス及び TCP/UDP ポート番号等を  
1806 監視するため、運用設計にてファイアウォールポリシーを決定し、設定し  
1807 たファイアウォールポリシーに従い、IP 通信パケットの処理<通過許可  
1808 (ACCEPT)、拒否 (DENY)>が可能であり、その処理結果をログとして記録  
1809 できること。また、ポリシー定義されていない通信に対しては<廃棄 (DROP)  
1810 >処理すること。
- 1811 d. パケットの許可及び拒否等をアクセス履歴として記録できること。
- 1812 e. アクセス履歴情報としては、通信の送信元と宛先、要求されたサービス、  
1813 使用されたプロトコル、日時、ソースポート、実行されたアクション等を  
1814 含むこと。
- 1815 f. ダイナミック NAT、スタティック NAT 及び NAT 機能を提供すること。
- 1816 g. TCP、UDP、ICMP 等をベースとしたアプリケーションサービスに対応できる  
1817 こと。

1818 ② 侵入検知防御サービス

- 1819 a. 不正なアクセス及び異常を検知した場合には、速やかに通信内容を分析し、  
1820 遅滞なくそれぞれのレベルに応じた対応を行うこと。なお、各レベルの分  
1821 類及び対応の詳細については、担当職員と協議の上、決定すること。
- 1822 b. 不正侵入検出シグネチャの情報は、常に最新の状態に保つこと。

1823 2.7.3. 所外ネットワーク

1824 (ア) 公開用 DNS サービス



- 1825 (1) 基本要件
- 1826 a. 外部との通信における名前解決を行う機能を提供すること。
- 1827 b. 国立情報学研究所が構築、運用している学術情報ネットワークの提供する、
- 1828 分散セカンダリ DNS サービスと連携すること。
- 1829 (2) 機能要件
- 1830 a. ドメイン名に関する正引き、逆引きができること。ただし、逆引き機能
- 1831 を実現するために当該ネットワークアドレスの情報について、その CIDR を
- 1832 管理する SINET と連携し、正引き時と逆引き時の応答結果に不一致が生じ
- 1833 ないように留意すること。
- 1834 b. SOA、A、CNAME、PTR、MX、SPF、SRV 等の各レコードの登録依頼ができるこ
- 1835 こと。
- 1836 c. サブドメインの設定数に制限がないこと。
- 1837 d. 権威 DNS サーバの設定不備により、必要な IP アドレス以外からのゾーン
- 1838 転送要求に応答し、ゾーン情報が第三者に流出する危険性に対応する必要
- 1839 から、ゾーン転送制限を行うこと。
- 1840 e. プライマリサーバでは、セカンダリサーバである分散セカンダリ DNS サー
- 1841 ビスの IP アドレスからのゾーン転送要求のみを受けつけるよう設定する。
- 1842 f. いわゆるクラウドサービスを利用する場合には、その DNS 情報について
- 1843 CNAME を使って、そのサービスをする事業者の DNS を参照させるように設
- 1844 定ができること。
- 1845 g. DNS データベースに動的更新した際に、予め設定した TTL(Time To Live)
- 1846 生存時間を基に、使用されていないレコードを削除できること。
- 1847 (3) セキュリティ要件
- 1848 a. DNSSEC に対応した名前解決の要求に適切な応答をするための措置を講ず
- 1849 ること。
- 1850 (イ) リモートアクセスサービス
- 1851 (1) 現行システムの課題
- 1852 a. 現行システムでは外出先にて、スケジュール確認ができない。新たな予
- 1853 定がでて、その日程・時間帯で入れられるか分からず、会議・打ち合
- 1854 わせ等の参加が可能かどうか、すぐに返答が難しいなど課題となっ
- 1855 ている。
- 1856 b. 当研究所では Mac ユーザが 10%程度在籍しており、MacOS で VDI に接続
- 1857 できたとしても、Windows 環境であることから、MacOS 環境で、Windows

1858 ユーザと同等のサービス提供が課題となっている。

1859 (2) 運用方針

1860 ① テレワーク環境

1861 a. Mac 端末では、Office365 でサービスしている範囲では、AAD もしくは  
1862 AD に認証することで、Office365 A5 相当以上にサインインし、利用で  
1863 ける環境を提供する。

1864 b. Office365 以外でのサービスは、VPN 接続による VDI 環境で提供する。

1865 c. Windows 端末では、VPN 接続による VDI によるサービスを提供する。

1866 ② 出張先環境

1867 (A) 共通要件

1868 a. 職員による出張先での関係協力校など各機関、宿泊先ホテル、新幹線等  
1869 鉄道での公共交通機関の移動中での接続を想定している。

1870 b. 次期システムでは出張先・移動中でも、スケジュール確認など各サービ  
1871 スを利用できる環境を提供する。

1872 c. 出張先であることから、スマートフォンでのアプリ等による 2 要素認  
1873 証を取り入れることにより、利便性とセキュリティを両立したサービ  
1874 スを提供する。

1875 (B) Windows ノート端末接続要件

1876 a. 端末内蔵型または、モバイル WiFi ルータによる接続を想定している。

1877 b. VPN 接続による VDI によるサービスを提供する。

1878 (C) Mac ノート端末接続要件

1879 a. 端末内蔵型または、モバイル WiFi ルータによる接続を想定している。

1880 b. AAD または、直接 Office365 A5 相当以上にサインインし、利用できる  
1881 環境を提供する。

1882 (D) スマートフォン接続要件

1883 a. AAD または、Office365 A5 相当以上に直接サインインによる、Outlook、  
1884 Teams など各アプリでの利用環境を提供する。

1885 ③ 西日本ブランチ広島オフィス環境

1886 a. 2021(令和 3)年 4 月より、当研究所のブランチオフィスを広島大学東広  
1887 島キャンパスに開設している。

1888 別途調達した Windows 端末を支給し、別途調達したモバイル WiFi ルー

1889                   タによる VPN 接続での VDI 環境を提供する。

1890           (3) 基本要件

- 1891           a. 当研究所職員によるテレワークおよび、災害時 BCP での利用を想定してい  
1892           る。
- 1893           b. インターネットを経由し、研究所内の資源の利活用が可能なセキュアな通  
1894           信サービスを提供すること。
- 1895           c. 想定する利用機器は以下のとおりである。
- 1896           (i) テレワーク先での職員自宅環境 Windows、MacOS による BYOD 端末
- 1897           (ii) 許可された公用タブレット端末(iOS)、個人所有スマートフォン (iOS、  
1898           Android は必須)
- 1899           d. リモートアクセスサービスに必要なライセンス数は、以下の数量以上提供  
1900           すること。
- 1901           (i) テレワーク先 BYOD 端末(150)
- 1902           (ii) 許可された公用タブレット端末、個人所有スマートフォン(150)
- 1903           e. 運用開始後にライセンス追加する場合の費用について示すこと。

1904           (4) 機能要件

1905           ① 共通要件

- 1906           a. 職員が、国内外にかかわらず、インターネット経由で情報基盤システムに  
1907           アクセスできること。
- 1908           b. アイドル状態が続いた場合には、クライアントとの接続を中央監視し、任  
1909           意のタイミングでセッションの切断が行えるか、または、自動的にセッシ  
1910           ョンを切断するための時間設定ができること。

1911           (5) セキュリティ要件

1912           ① 共通要件

- 1913           a. 暗号化された通信を用い、安全なりモートアクセスが実現できること。
- 1914           b. 接続時の認証は、2 要素以上の認証方式を講ずること。
- 1915           c. 許可されている端末のみ、次期システムへ接続できる制限を掛けられるこ  
1916           と。

1917   2.8. システム運用ツール

1918       2.8.1. IT 資産管理サービス

1919       (ア) 現行システムの課題

- 1920 a. 退職・陳腐化により廃棄された端末・サーバ・スイッチ等を Excel シート  
1921 による手入力で管理しているが、それらデバイスについてデバイス一覧から  
1922 削除するような更新作業の維持管理ができなかったため、現在、研究所  
1923 にどんな端末・スイッチ・サーバが現役であるのか、管理がしきれず、現  
1924 役だけのシートがない。
- 1925 b. 現行システム以外に講義配信システム、財務会計システム、人事給与統合  
1926 システム等、別システムのサーバもあることから、把握がしづらい状況と  
1927 なっている。
- 1928 c. 導入したアプリの利用状況の実態が不明で、導入効果が不明である。

1929 (イ) 機能要件

- 1930 a. サーバ装置、端末等について、機種、利用している OS やソフトウェアの種  
1931 類、バージョン、台数等を自動で収集、管理等できること。また、自動で  
1932 更新する機能を有するとともに、更新状況を収集できること。
- 1933 b. 収集した情報を一元的に管理するダッシュボード機能等を有すること。
- 1934 c. 収集した資産情報データを、CSV により入出力できる機能を有すること。
- 1935 d. IaaS 基盤を利用したシステムとし、インターネットを経由せず利用できる  
1936 こと。
- 1937 e. IT 資産管理サービスに利用するソフトウェアは、安定稼働/サポートの観  
1938 点からフリーソフトは不可とする。
- 1939 f. 遠隔から管理者がリモート操作できる機能を有すること。また、遠隔から  
1940 操作をうける PC と管理者の画面は同じものを表示できること。
- 1941 g. 既存端末に Mac 端末、iPad があることから、Windows だけではなく、MacOS、  
1942 iOS まで対応可能であること。
- 1943

1944 3. 施設・設備機能

1945 3.1. データセンタ

- 1946 a. データセンタは日本の法令が適用され、日本の裁判所の管轄となる場所に  
1947 立地するものとする。
- 1948 b. 「バックアップを含む全ての情報」を日本の法令が適用され、日本の裁判  
1949 所の管轄となる場所に保存すること。
- 1950 c. (ア)～(エ)において、ASP、SaaS および、Microsoft Azure 相当以上の IaaS  
1951 のデータセンタはこの限りではない。

1952 (ア) 適合基準

- 1953 a. データセンタ提供事業者として以下の認証（最新版）の取得、更新審査  
1954 を実施している事業者により管理、運用されていること。
- 1955 (i) ISO 9001 (品質管理システム)
- 1956 (ii) ISO/IEC 20000 (IT サービスマネジメントシステム)
- 1957 (iii) ISO/IEC 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)
- 1958 (iv) ISO 22301 (事業継続マネジメントシステム)

1959 (イ) 施設機能要件

- 1960 a. 当研究所の施設以外にデータ及びサービス提供機器を保管する場合、デ  
1961 ータセンタとして備えるべき設備要件の実装のため、日本データセンタ  
1962 協会が既定するデータセンタファシリティスタンダード Tier2 以上のサ  
1963 ービスレベルを有する施設を利用すること。
- 1964 b. 「1.3. 次期システムの全体構成」に定める他、以下の要件を満たすこと。  
1965 ただし、ASP、SaaS および、Microsoft Azure 相当以上の IaaS のデータセ  
1966 ンタはこの限りではない。

1967 (1) スペース要件

1968 ① 防火

- 1969 a. 火災発生時の消火方式は、自動感知式であり水を使用しないこと。

1970 ② 床荷重

- 1971 a. IT 機器、ラック等を設置する床構造はフリーアクセス床とし、フリーアク  
1972 セス床耐荷重 500kg/m<sup>2</sup>以上、スラブ床耐荷重 1,000kg/m<sup>2</sup>以上であること。

1973 (2) 電源提供

- 1974 a. 受電設備として、以下の方式のいずれかを採用していること。
- 1975 (i) スポットネットワーク受電方式
- 1976 (ii) 本線・予備線受電方式
- 1977 (iii) ループ型受電方式
- 1978 (iv) 1回線受電方式
- 1979 b. 無停電電源装置 (UPS) 及び自家発電装置を備えていること。また、自家発
- 1980 電装置の燃料容量は 24 時間継続運転が可能であり、その使用中であって
- 1981 も燃料補給にて継続運転が可能とすること。
- 1982 c. 無停電電源装置 (UPS) 等の電源装置による給電が二重化されていること。
- 1983 d. 自家発電装置稼働までの間も UPS により無瞬停で電源供給が行われること。
- 1984 e. AC100V/200V いずれの電源供給もできること。(ラック内で混在も可能) また、
- 1985 電源の経路については複数系統が提供できること。
- 1986 f. サーバエリア電源容量、運用機器電源容量、施設・設備電源容量等を充分
- 1987 にまかなえ、かつ、電気系統の定期点検時に支障のない容量を確保できる
- 1988 こと。
- 1989 g. 受電設備の法定点検や工事等は、システム機器を停止せずに行うことがで
- 1990 きること。

1991 (3) 空調提供

1992 ① 空調稼働時間

- 1993 a. 空調設備機器の点検時においても、必要な冷房能力を確保できること。
- 1994 b. 空調については冗長化されていて、24 時間 365 日稼働できること。

1995 ② 漏水対策

- 1996 a. 空調設備については漏水対策が施されていること。

1997 (4) ラック提供

1998 ① ラック仕様

- 1999 a. ラックは、EIA 標準の 19 インチラックであること。
- 2000 b. データセンタに設置する全ての機器をラックマウントすること。
- 2001 c. 必要ラック数提供すること。また、棚板など必要部材も含めること。

2002 ② ラック内・外配線

- 2003 a. 連続するラックは、ラック間を加工することなく、配線ができること。

2004 (5) 災害対策

- 2005 a. 震度 6 強の地震に耐える耐震又は免震構造であること。  
2006 b. 出水被害から建物及び情報システムを保護する構造であること。  
2007 c. 建築基準法に規定する耐火建築物であること。  
2008 d. 建築基準法、消防法に規定する非常用設備を有すること。  
2009 e. 避雷設備を有すること。  
2010 f. 機器収容ラックについても、最大搭載重量時に震度 6 強の地震に対して倒  
2011 壊しないことを保証すること。  
2012 g. 災害対応計画が作成されており、災害時にも有人による運用を継続できる  
2013 ことを証明すること。

2014 (ウ) セキュリティ要件

- 2015 a. サーバルームへの入退室は、電子錠によりロックされており、生体による  
2016 主体認証又はカード認証により、個人を特定しロックを開錠し、入退  
2017 室ができること。  
2018 b. サーバルームの入退室は、監視カメラにより 24 時間 365 日監視するこ  
2019 と。  
2020 c. 建物への入館は、有人による 24 時間 365 日の運用、監視を実施するこ  
2021 と。  
2022 d. 入室の許可された者だけしかサーバルームへ入れないように、データセ  
2023 ンタの入口からサーバルームまでセキュリティ対策が施されているこ  
2024 と。  
2025 e. データセンタの入館者に対し担当職員からの申請により作業立会いの依  
2026 頼があった場合は、担当職員に代わり作業立会いを実施すること。  
2027 f. 緊急時の入館ルールが明確化されており、当日等の緊急入館ができるこ  
2028 と。  
2029 g. データセンタ内から外部とのコミュニケーションが可能な通信設備を有  
2030 すること（例：携帯電話の持込みが禁止されている場合等、代替の通信手  
2031 段（PHS 等）の提供を行うこと。）。

2032 (エ) 回線要件

- 2033 a. 将来的な回線冗長化などに対応するため、通信事業者を限定せずに回線接  
2034 続できること。

2035 (オ) 災害時における機能

- 2036 a. 災害時に当研究所サーバ室および研究管理棟など管内各建屋が被災し、ス  
2037 イッチ、WiFiAP 等のネットワークが使用不能となった場合でも、職員がテ  
2038 レワーク環境から各サービスを利用できること。

- 2039 b. 職員がテレワーク勤務で各サービスを利用するときと同じ方法・手順で、  
2040 災害時も接続できること。当研究所では職員にテレワーク勤務日を設定し  
2041 ており、平時のテレワーク勤務でのサービス利用がそのまま、災害時にお  
2042 ける各サービスのネットワーク接続の死活監視・および各サービスの接続  
2043 訓練を兼ねられること。  
2044 c. 災害時において利用可能な状態の IaaS、PaaS、SaaS のクラウドサービスに  
2045 対し、アクセス可能な職員の範囲を制限することなく、ログインできるこ  
2046 と。また、ログイン ID は平常時と同一のものが使用できること。

2047 (1) 職員に提供する機能

- 2048 a. 仮想デスクトップサービス  
2049 b. 統合認証基盤サービス  
2050 c. 利用者登録・変更サービス  
2051 d. 電子メールサービス  
2052 e. 統合コミュニケーションサービス  
2053 f. 共有ストレージサービス  
2054 g. セキュリティ基盤サービス  
2055 h. リモートアクセスサービス

2056 3.2. クラウドサービスとの接続

2057 クラウドサービスを利用する場合は、以下の要件を満たすこと。

2058 (ア) 基本事項

- 2059 a. 送信元 IP アドレスによる接続制限が可能であること。

2060 (イ) クラウド閉域接続サービス

- 2061 a. データセンタから閉域網を経由しクラウドサービスに接続する構成とす  
2062 ること。



2063 4. 移行に関するサービス

2064 4.1. 移行範囲

- 2065 a. 現行システムから次期システムへの移行に当たり必要となるデータ移行、  
2066 システム移行、他システムの接続変更支援等の各種サービスを提供するこ  
2067 と。
- 2068 b. 移行に際し、現行システム側で行う設定作業等は、現行業者側と協力して  
2069 行うものとする。
- 2070 c. 業務の引継ぎ及びシステム切り替え作業に関わる協力依頼等、受注者が現  
2071 行事業者と調整が必要になる場合、当研究所が受注者と現行事業者の仲介  
2072 を行い、作業範囲を明確にした上で、本件受注者に対し設計書、完成図書  
2073 等の文書を含む必要な情報を提供する。
- 2074 d. 移行に伴い、職員が作業を行う必要がある場合には、事前に対象のデータ  
2075 及び作業範囲を明らかにし、担当職員の承認を得ること。また、職員が容  
2076 易に当該作業を行うために必要なツール（バッチファイル、スクリプト等）、  
2077 機器及び作業マニュアルを提供すること。
- 2078 e. データ移行に当たっては、情報漏えいの防止に配慮して作業を行うこと。
- 2079 f. システム移行時には既存システムに影響を与えないよう配慮すること。な  
2080 お、既存システムに影響を与えた場合は、受注者の責において復旧や対処  
2081 を行うこと。また、データの差分チェック等完全性の担保は、受注者の責  
2082 において実施すること。
- 2083 g. 移行に当たっては、後述する(ア)及び(イ)の移行データの種別と条件に基  
2084 づき移行計画書を作成し、担当職員の下承を得た上で移行作業を行うこと。  
2085 なお、現行システムで利用している製品名等については、閲覧対象とし、  
2086 現在利用しているソフトウェア等については「現行完成図書」、移行対象の  
2087 データ量については、「(参考9) 既存システムの移行に関する情報」を参  
2088 照すること。
- 2089 h. 移行及び展開に際しては、以下の実施時期について担当職員と協議の上、  
2090 業務に影響を及ぼさないようにすること。また、当研究所の業務を十分配  
2091 慮したスケジュールを策定すること。
- 2092 (i) 配線工事の実施時期  
2093 (ii) PC等の展開時期  
2094 (iii) データ移行作業時期  
2095 (iv) システム切り替え時期

2096 (ア) 移行データ A (受注者が移行を行うもの)

- 2097 a. 現行基盤システムで使用している以下 c. から l. のデータを次期システム  
2098 の同種のサービスで継続して利用できるよう移行すること。また、移行し  
2099 たデータに齟齬がないことを確認すること。
- 2100 b. LDAP サーバ「日本電気 Enterprise Directory Server」の全データ  
2101 なお、確実に移行するため、既設業者と連携しながら作業を行うこと。
- 2102 c. Active Directory サーバのデータ  
2103 移行の際に、Active Directory のグループポリシーの見直しを行う。見直  
2104 しにあたり、既存のグループポリシーの洗い出しと整理を受注者が行い、  
2105 当研究所と協議の上、移行すること
- 2106 d. メールサーバ「Qualitia DEEPMail」のデータ  
2107 なお、各職員メール受信ボックスは、現行 IMAP4 で設定している。
- 2108 e. ファイルサーバのユーザデータ、個人プロファイル、ファイル(更新日付及  
2109 びユーザアクセス権含む)
- 2110 f. グループウェア「サイボウズ Office10 基本セット」のデータ
- 2111 g. 内部用 WWW サーバ「Apache」の Web コンテンツ
- 2112 i. 公開用 WWW サーバ「Apache」の Web コンテンツ
- 2113 j. 公開用 DNS サーバは「BIND」の DNS データ
- 2114 k. UTM (Unified Threat Management) のデータ  
2115 移行の際に、ファイアウォールポリシーの見直しを行うこと。見直しにあ  
2116 たり、不要なファイアウォールポリシーの洗い出しを受注者が行うこと。  
2117 なお、現行 UTM のファイアウォールポリシーは約 146 個である。
- 2118 l. DHCP サーバの DHCP データ
- 2119 m. 遠隔講義支援サーバ「Adobe Connect9」は Web による遠隔会議機能及び遠  
2120 隔講義配信機能を有している。次期システムでは Teams 相当以上を想定し  
2121 ていることにより、廃止とすることから移行は不要とする。
- 2122 n. データ移行に関して、ソフトウェアやバージョンが異なることにより移行  
2123 不可能なデータがある場合、当研究所担当者と協議すること。
- 2124 o. 移行に関わる既存システムの情報を「(参考 9) 既存システムの移行に関する  
2125 情報」に示す。

2126 (イ) 移行データ B (当研究所職員が移行を行うもの)

- 2127 a. メーラーによるメーリングリスト及び各種個人設定 (Webmail の署名、住  
2128 所録、振り分け設定、転送設定、自動応答) のデータ
- 2129 b. 各ユーザがローカルメールボックスとして、ファイルサーバ上に保存して  
2130 いるメール及び住所録のデータ

2131 4.1.2. 移行方法

- 2132 a. 移行時のリスク、業務への影響度、職員負荷が極力低く、現行システムへ  
2133 の切り戻しが可能な移行方式とすること。また、通常業務に差し障りのな  
2134 いタイミングで移行を実施すること。

## 2135 5. 運用支援サービス

### 2136 5.1. 導入時における運用支援サービス

#### 2137 5.1.1. 基本要件

- 2138 a. 次期システムの稼動直後の安定稼動を目的とし、令和4年12月1日を予  
2139 定している次期システムのサービスインの際、受注者は専任要員を以下  
2140 のように確保し、本調達に含めて支援を実施すること。
- 2141 b. 利用者のサポートのため、サービスイン前の2週間を準備期間としてその  
2142 間の準備作業、サービスイン後の1か月間を運用開始期間として運用支援  
2143 を行うための常駐員を配備すること。期間中は、発生する問い合わせに対  
2144 して、同時に2件以上は対応できるような体制としておくこと。
- 2145 c. システム更新後、安定稼働するまでの1ヵ月を目途に受注業者が運用支援  
2146 を行うこと。その費用も本調達に含めること。
- 2147 d. 利用者の端末設定変更の支援を行うこと。新システムに移行する際、利用  
2148 者が用いる端末のMACアドレスの登録、証明書インストールや設定変更が  
2149 必要となることから、これらの問い合わせや不具合への対応、実際に現地  
2150 で利用者のもとに出向き、作業の支援が実施できるようにすること。
- 2151 e. 必要に応じて利用者向けのマニュアル作成、改訂を行うこと。
- 2152 f. 現行システムから変更のあったアプリの操作方法の問合せに対して、利用  
2153 者への説明をすること。これらの問い合わせや不具合への対応、実際に現  
2154 地で利用者のもとに出向き、操作の支援が実施できるようにすること。
- 2155 g. 作業範囲は以下のとおりを基本とし、詳細は、サービスインの前にどのよ  
2156 うな形で対応していくか、当研究所と受注者の間で別途協議する。
- 2157 (i) 利用者既存端末のMACアドレス登録、証明書インストール支援。
  - 2158 (ii) 利用者既存端末のネットワーク接続支援（有線、無線）。
  - 2159 (iii) 利用者既存端末の資産管理エージェントのインストール、設定支援。
  - 2160 (iv) 利用者既存端末の共有ストレージサービス接続支援。
  - 2161 (v) 現行システムから変更のあったアプリの操作方法の問合せに対して、  
2162 利用者への操作支援。
  - 2163 (vi) 当研究所担当者に対して既存端末設定変更、MACアドレス登録、証明書  
2164 インストールの進捗状況を報告すること。
  - 2165 (vii) 複合機、プリンタや部門で購入したNASなどの設定変更支援。

#### 2166 5.2. システム運用サービス

2167 5.2.1. 基本要件

- 2168 a. 保守・運用支援体制を示すこと。また、変更があった場合には速やかに連絡  
2169 すること。
- 2170 b. 本システム利用者から本システムに関する問合せは、一次受付を当研究所  
2171 が行うが、対応できない案件の場合は、当研究所からの問い合わせを受け  
2172 付け、指導又は回答を実施すること。
- 2173 c. 対応種別（障害、質問、要望等）、受付日時、対応期限、緊急度、優先順  
2174 位、現在の対応状況、完了日時等を管理し、常に最新の状況を把握し、当  
2175 研究所の求めに応じて提供すること。
- 2176 d. 当研究所の業務に影響を及ぼす可能性のある作業は、原則として年に一度  
2177 の計画停電時前後に実施し、業務に支障のないよう配慮すること。
- 2178 e. 保守・運用支援業務の実施に必要な機器及びソフトウェアについては、受  
2179 注者の負担において用意すること。ただし、当研究所の機器及びソフトウ  
2180 ェアについて、当研究所がその使用を了承した場合は、この限りでない。

2181 5.2.2. 共通要件

2182 (ア) システム保守・運用支援窓口の設置

- 2183 a. システムを担当する職員からの問い合わせを受付けるシステム保守・運用  
2184 支援窓口を設置すること。
- 2185 b. 保守・運用支援業務の統括責任者を配置し、全体の管理を行うこと。また、  
2186 保守・運用支援の際の窓口（連絡先）を一本化すること。
- 2187 c. システム障害・セキュリティインシデント発生等の緊急連絡の受け付けにつ  
2188 いては、24 時間 365 日（夜間休日は日中平日と異なる窓口、体制でもよ  
2189 い。）可能であること。
- 2190 d. システム運用窓口の受付時間は、平日の 9:00～17:00 とすること。

2191 (イ) 実施形態及び実施時間帯

- 2192 a. 担当職員から受付けた問い合わせは、インシデントとして一元的に管理し、  
2193 担当職員と情報共有を行い、クローズまで適切に対応すること。
- 2194 b. 各業務は、原則として c. 及び d. の業務時間内に実施するものとするが、  
2195 障害、ウィルス感染、業務に深刻な影響を及ぼす操作ミス等の緊急な対応  
2196 が必要な場合は、その緊急度により個別に協議し対応すること。
- 2197 c. 電話及び電子メールにより、単一窓口にて当研究所からの連絡を受け取る  
2198 体制が、年間を通して 9:00 から 17:00 まで確保されること。ただし、土  
2199 曜、日曜、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に定められ  
2200 た休日、年末の休暇(12 月 29 日から 31 日)及び年始の休暇(1 月 2 日及び

- 2201 3日)を除くものとする。
- 2202 d. 障害発生時、原則として翌営業日までに対応を開始し、3営業日以内に解決すること。ただし、3営業日以内の解決が難しい場合には、理由を示した上で、当研究所と協議し、対応方法を提示すること。
- 2203
- 2204
- 2205 e. 緊急を要する障害に対しては、上記の業務時間内においては障害発生連絡後3時間以内に、業務時間外にあつては翌営業日の12:00までに、速やかに具体的な障害復旧作業を開始すること。
- 2206
- 2207
- 2208 f. ハードウェアはオンサイト保守を行うこと。
- 2209 g. 障害の速やかな復旧のためにリモート操作による保守を行う場合、VPN接続によるVDI仮想デスクトップサービスを利用した安全な経路で実施すること。
- 2210
- 2211
- 2212 h. 受注者が設置する機器管理サーバにより、導入機器の障害情報を自動収集可能なこと。
- 2213
- 2214 (ウ) 問い合わせ対応サービス
- 2215 a. 問い合わせの内容に応じて、システム運用窓口から遠隔操作等での対応が可能なこと。
- 2216
- 2217 (エ) インシデント対応
- 2218 a. 次期システムのサービス内で発生した障害に対して、迅速にサービスの復旧を行うこと。
- 2219
- 2220 b. 障害発生時、複数の構成要素間の障害切り分けを行って原因を特定し、必要に応じて保守業者やハード機器ベンダ、ネットワーク業者等と連携・協力して問題解決にあたること。
- 2221
- 2222
- 2223 c. システムを担当する職員からエスカレーションされたインシデントに対して、回答、設定変更、障害復旧等の対応を行うこと。
- 2224
- 2225 d. 質問、相談に対して、的確に回答すること。
- 2226 e. 本業務で行われる障害対応、運用支援及び点検等の作業の際は、作業要領・タイムスケジュール等について、詳細な説明文書を用いて当研究所に事前説明を行うこと。ただし、緊急の障害対応時はその限りではない。また、これらの作業完了時には詳細な報告文書を提出すること。
- 2227
- 2228
- 2229
- 2230 (オ) 障害防止の対策
- 2231 a. サービスの復旧後、障害の根本的な原因を解明し、恒久的な対策を実施すること。
- 2232
- 2233 b. 障害防止の恒久的な対策には、利便性、信頼性、拡張性、セキュリティ等を十分に検討し、担当職員と協議すること。
- 2234

2235 (カ) 教育支援

- 2236 a. 次期システムを利用する部局及び組織において一定以上の IT リテラシー  
2237 の統一を図るため、職員及び担当職員に対し、利用スタイルに合わせた統  
2238 一的な教育を推進すること。

2239 (1) 基本要件

- 2240 a. 職員を対象として、e-learning 又は集合による教育・研修を実施するこ  
2241 と。なお、想定される研修の種類は後述(2)研修概要を参照し、具体的な実  
2242 施計画、研修内容、研修方法は、担当職員と協議の上、決定すること。
- 2243 b. 教育・研修は、当研究所において受講可能なこと。なお、集合研修の場合  
2244 は当研究所内の会議室を利用できる。
- 2245 c. 集合研修を行う場合は、後述(2)研修概要で行う内容を記載したテキスト  
2246 を作成すること。
- 2247 d. 研修テキストは編集可能な形式で電子媒体 (DVD-R、CD-R 等) に収録し、  
2248 2部 (正副各1部) 提供すること。
- 2249 e. 研修テキストの通常使用権及び改版權を当研究所に認め、版を電子媒体に  
2250 て提供すること。なお、研修テキストの内容については、担当職員と協議  
2251 の上、決定すること。

2252 (2) 研修概要

- 2253 a. 対象者や実施時期は以下のパターンを実施すること。

2254 ① システム運用者向け導入時研修

2255 次期システムにおけるシステム運用上必要な操作方法等について、システム担  
2256 当職員に対して導入時研修を実施すること。

- 2257 a. 対象者：5名程度  
2258 b. 実施時期：導入する (新システムに切り替える) 前のタイミング  
2259 c. 実施回数：1回  
2260 d. 実施方法：集合研修  
2261 e. その他：研修用のテキストを対象人数分提供すること。

2262 ② 利用者向け導入時研修

2263 次期システムが導入されるタイミングに合わせて事前に移行方法、現行システ  
2264 ムと次期システムの変更点等を中心とした、基本的な操作方法に関する教育研修  
2265 を実施すること。

- 2266 a. 対象者：全職員  
2267 b. 実施時期：導入する (新システムに切り替える) 前のタイミング

- 2268 c. 実施回数：1日1回の研修を計2日間実施すること。
- 2269 d. e-learning または集合による研修
- 2270 5.2.3. リソース管理運用支援
- 2271 (ア) バックアップ/リストアサービス
- 2272 a. 災害、システム障害、職員の誤操作等トラブルからのサービス復帰、損失
- 2273 データの復旧を目的として、バックアップ/リカバリを行うこと。
- 2274 b. 情報基盤システムを構成する機器のバックアップ、リストアを簡易な手順
- 2275 にて実施可能であること。
- 2276 (1) バックアップ共通要件
- 2277 a. バックアップ対象は、各サービスのシステム領域及びデータ領域とし、デ
- 2278 ータセンタ内にてバックアップの取得を行うこと。
- 2279 b. データ領域のバックアップについて、「2.4.5. 共有ストレージサービス」
- 2280 は、現行データとは別に1週間分を保管すること。なお、保管については
- 2281 フルバックアップ、差分バックアップ等を用いて、最適な方法で提供する
- 2282 こと。
- 2283 c. サービスを停止することなくバックアップの取得を行うこと。
- 2284 d. オープン中のファイルもバックアップできること。
- 2285 e. バックアップが失敗した場合、バックアップ処理をリトライすること。ま
- 2286 た、バックアップの失敗はインシデントとして処理すること。
- 2287 f. ASP、SaaS等サービス提供側でデータの復旧を確保している場合は、a.～
- 2288 e.の要件の限りでないこととする。
- 2289 (イ) 提供サービス管理サービス
- 2290 a. 提供されるサービスの利用状況の管理を行うこと。
- 2291 b. 各サービスのシステム資源のパフォーマンスとキャパシティを定期的に
- 2292 測定し管理すること。なお、キャパシティを管理することで、各サービス
- 2293 のシステム資源のパフォーマンスを保証すること。
- 2294 c. サーバの性能情報（CPU使用率、メモリ使用率、ディスク使用量等）を監
- 2295 視し、統計情報として一元管理すること。また、取得した情報を分析し、
- 2296 レポートとして報告すること。
- 2297 d. 統計情報は以下の間隔で取得し、CSV形式等の標準的な形式で出力できる
- 2298 こと。
- 2299 (i) 1時間ごとの平均/最大使用率（24時間）
- 2300 (ii) 1日ごとの平均/最大使用率（1か月間）



- 2301 (iii) 1 か月ごとの平均／最大使用率（数か月～1 年間）
- 2302 e. なお、取得した情報は運用期間終了まで保管すること。
- 2303 5.2.4. セキュリティに係る運用支援サービス
- 2304 (ア) 基本要件
- 2305 a. 次期システムにおいては、外部からの攻撃に対するセキュリティ対策のみ
- 2306 でなく、内部でのセキュリティ対策、外部の情報システムに対して悪影響
- 2307 を与えないためのセキュリティ対策等、総合的なセキュリティ対策を講
- 2308 じるための運用支援を実施すること。
- 2309 b. 要求仕様書 4.1. 記載の規程や各種ガイドライン等（最新版）を遵守し、要
- 2310 求仕様書 4.2. 記載の動向等に留意した運用支援を実施すること。
- 2311 c. 当研究所等が実施するセキュリティ監査等への対応支援を行うこと。
- 2312 (イ) インシデント対応
- 2313 a. 次期システムにおける情報セキュリティに関するインシデントの発生又
- 2314 はそのおそれが認知された場合には、被害の拡大の防止、対処、原因究明、
- 2315 再発防止等の措置を速やかに、かつ、的確に実施するために、以下に示す
- 2316 対応を含み、必要な対応を実施すること。
- 2317 b. 被害拡大を未然に防ぐため、不正な通信及び挙動を検知した場合、当該機
- 2318 器の隔離を行い速やかに担当職員に確認を行うこと。
- 2319 c. サイバー攻撃等が検知された場合、事象の内容、原因を追及し、影響範囲
- 2320 を見極めかつ対応策を検討し、速やかに対応すること。
- 2321 d. サイバー攻撃等への対応に当たって、その状況に応じてセキュリティ監視
- 2322 装置等の検知ポリシーの追加・変更等を実施し対処すること。また、必要に
- 2323 応じて、ファイアウォール、侵入検知防御、Web アプリケーションファイ
- 2324 アウォール等の遮断ポリシーの追加・変更等を実施すること。
- 2325 e. サイバー攻撃に対する対処を行い、同種の攻撃に備えた事前の対応策を講
- 2326 ずること。
- 2327 f. 次期システムで利用するサービスへのアクセス等のログを収集・保存し、
- 2328 不適切なアクセスを検知した場合、担当職員に通知するとともに、必要な
- 2329 対応、対策を講ずること。
- 2330 g. 「2.5.1. 公開用 Web サービス」に対して Web コンテンツの改ざんを検知し
- 2331 た場合、担当職員に通知するとともに、被害状況を調査し、結果を担当職
- 2332 員に報告の上、被害が確認された場合には、対応、対策を講ずること。
- 2333 h. マルウェア等を検出した場合、無害化した上で、検出及び無害化したログ
- 2334 を取得するとともに、結果を担当職員に電子メールで通知すること。また、

- 2335 必要に応じて、職員へのヒアリング、端末等の調査等を行うこと。
- 2336 i. メールの送受信において、マルウェア等が添付されていることを検出した
- 2337 場合、無害化した上で、検出及び無害化したログを取得するとともに、結
- 2338 果を担当職員に電子メールで通知すること。また、必要に応じて、職員へ
- 2339 のヒアリング、端末等の調査等を行うこと。
- 2340 (ウ) ソフトウェア及びセキュリティパッチの更新サービス
- 2341 a. 本システム (OS、関連ソフトウェアを含む) に係るセキュリティパッチ及
- 2342 び機能追加版 (バージョンアップ) が公開された場合は、事前に検証を行
- 2343 った上で、当研究所と協議し、必要とされた場合は提供及び適用を行うこ
- 2344 と。また、協議の際には、事前検証結果を提示するとともに、納品日まで
- 2345 に予め事前検証項目を提示すること。
- 2346 b. なお、セキュリティパッチ等公開後、原則として公開月の最終水曜日まで
- 2347 に対応すること。セキュリティパッチ等公開日から最終水曜日までの日数
- 2348 が 2 週間に満たない場合は、公開後 2 週間以内に対応すること。ただし、
- 2349 期日までに対応が難しい場合には、理由を示した上で、当研究所と協議し、
- 2350 対応方法を提示すること。
- 2351 c. 公開されたセキュリティパッチ等の緊急性が高いと当研究所が判断した
- 2352 場合、協議の上、速やかに対応すること。
- 2353 d. ソフトウェア保守のため、ソフトウェアベンダとの保守契約を行うこと。
- 2354 保守契約には障害対策版の提供を含むこと。障害対策が含まれるソフトウ
- 2355 ェアの改版はすべて障害対策版とみなす。
- 2356 e. 導入時及びソフトウェアの障害対策版をインストールした際は、システム
- 2357 バックアップを作成すること。プリンタのように設定内容のバックアップ
- 2358 が困難な機器については、工場出荷時からの変更点について明記した設定
- 2359 シートを作成して提出すること。
- 2360 f. 要求要件に対して商品ではなくフリーソフトウェアをもって提案する場合
- 2361 は、商品に準じた保守を行うこと。すなわち、納入時点においては当該
- 2362 ソフトウェアが正常に機能するよう導入・調整するとともに、セキュリテ
- 2363 ィに関わる修正を随時実施すること。
- 2364 g. 仕様書においてフリーソフトウェアとしてインストールすることを要求
- 2365 したソフトウェアについては、納入時点において当該ソフトウェアを導入
- 2366 ・調整の上、動作確認すること。導入・調整作業には指定の修正版プロ
- 2367 グラム (パッチ) の適用、インストール先ディレクトリの指定やデフォルト
- 2368 設定の変更を含む。また、運用と障害解決に関する技術的支援を行うこ
- 2369 と。ただし、運用開始後に当研究所が別途インストールしたフリーソフト

2370 ウェアについては、運用と障害解決に関する技術的支援を可能な限り行  
2371 うこと。

#### 2372 5.2.5. Web 担当職員向けサービス運用支援

##### 2373 (ア) 公開用 Web サービス

2374 a. アクセスログ解析について、一定の期間（週、月、年単位など）を指  
2375 定した期間集計を想定している。実施について技術的支援を行うこと。

##### 2376 (イ) アンケートサービス

2377 a. アンケート、問い合わせフォームの作成について技術的支援を行うこ  
2378 と。

#### 2379 5.2.6. サービス提供期間満了後の取り扱い

2380 a. 本調達に関する納入物については、要求仕様書「1.3.3. 契約期間」満了後  
2381 1か月以内に、請負者に返還されるものとする。返還の日程についてはあ  
2382 らかじめ当研究所と調整を行うこと。

2383 b. 請負者は、a. の期間内にネットワーク機器等のハードウェアの引き上げ及  
2384 び室内の原状復帰を行うこと。その際は、本システムのデータ全てを当研  
2385 究所が指定するメディアに保存したうえで、当研究所敷地内において、本  
2386 システムの運用で使用した記録媒体等に保存されたデータの消去を行う  
2387 こと。消去レベルは米国国防総省採用消去方式に準拠した方式とする。当  
2388 該作業はすべて本調達の範囲内で行うものとする。

2389 c. なお、賃貸借期間の満了に関わりなく、故障修理等によるハードディスク  
2390 装置等記憶媒体交換後も同様の消去を行うこと。

2391 d. 契約終了時において、機器以外の付属品（マニュアル、CD 等）につい  
2392 ては欠落を認めること

2393 e. 本契約が期間満了、又は契約解除等により終了した時は、機器の撤去（原  
2394 状復帰を含む）を行うこと。その費用を本調達に含めること。ただし、契  
2395 約期間が延長された場合はこの限りではない。

2396 f. 当研究所は、要求仕様書「1.3.3. 契約期間」満了日の3か月前までに、書  
2397 面での意思表示をもって、本システムのサービス提供の契約延長ができ  
2398 るものとする。延長期間は一年以内を想定しており、延長料金については  
2399 別途協議するが、本調達の契約時に提出した契約額内訳書の保守・運用支  
2400 援に係る費用を上回らないものとする。また、保守・運用支援業務を延長  
2401 する対象は、製品のメーカーサポート期間等を踏まえ、協議の上決定する。

#### 2402 5.3. 保守サービス

2403 5.3.1. 基幹ネットワークシステム管理

- 2404 a. 基幹ネットワークシステムを構成する全ての機器及びシステムの運用状  
2405 況を、当研究所が必要に応じて即時に把握できる環境を用意するととも  
2406 に、受託者も同じ状況の把握が可能であること。
- 2407 b. サーバ及びハードウェア資源の利用状況や負荷情報の監視及び評価を行  
2408 い、必要に応じてサーバの機能変更などの改善提案とその実施を行うこ  
2409 と。
- 2410 c. 当研究所と1ヶ月に1回、連絡会議を開き、保守作業の報告や検討などを  
2411 行うこと。報告書と議事録を文書ファイルの形式で当研究所に提供する  
2412 こと。
- 2413 d. プリンタの保守は、紙・トナー・電力・定期交換物品以外の作業費は全て  
2414 保守に含むこと。
- 2415 e. (独)情報処理推進機構が示している「ITスキル標準(ITSS)レベル4」  
2416 相当以上の能力がある、UNIX/Windows サーバのOSが操作でき、ネットワ  
2417 ーク・計算機システムの運用・管理等システム運用支援業務ができるシス  
2418 テムエンジニアを1ヶ月に1度、当研究所に常駐させること。常駐日は  
2419 当研究所と協議の上決定すること。
- 2420 f. 具体的業務は、サーバ再起動、システム統計、ログ確認、資料作成、ソフ  
2421 トウェア更新作業、設定変更、システム環境の保持・追加・更新、技術支  
2422 援等を行う。なお、ユーザの業務に影響を及ぼす可能性のある作業につい  
2423 ては、午後6時以降に実施する等十分配慮し、当研究所と協議の上決定す  
2424 ること。
- 2425 g. システム移行、更新を行うことが予定される場合、情報提供などの支援を  
2426 行うこと。また、移行、更新を行う際は、必要な資料や情報の提供等によ  
2427 り、新規業務受託者への引継ぎ作業を行うこと。引継ぎ作業にあたっては  
2428 当研究所が本件受注者と新規業務受託者の仲介を行う。引継ぎ作業に必  
2429 要な費用は本調達に含めること。引継ぐ情報には、業務実施過程において  
2430 発生した過誤、作業の遅延、仕様・依頼からの逸脱などに関する経緯、対  
2431 応等の記録及び再発防止策が必ず含まれていること。
- 2432 h. また、本件業務の実施に際して作成、取得した情報(電子ファイル等)の  
2433 一切に関し、他者の目から見ても理解可能なよう整理し、引継ぐこと。引  
2434 継ぎに係る負担を軽減することを目的としたファイル、情報の破棄は行  
2435 わないこと。

2436 5.3.2. ハードウェア保守

- 2437 a. 本システムのハードウェア保守点検作業は、1年に1回以上実施すること。

2438 システムの運用に与える影響を最小限度にとどめること。原則として2週  
2439 間以上前に保守点検内容を当研究所に通知して承認を得るとともに、保  
2440 守点検作業完了後24時間以内に文書による作業結果の報告書を提出する  
2441 こと。保守点検作業の内容は、当研究所と協議して指示に従うこと。

#### 2442 5.4. マニュアル・ドキュメント管理サービス

2443 a. 本システムの保守・運用支援に必要なマニュアル・ドキュメントを作成し、  
2444 常時、最新の状態に維持すること。また、当研究所の求めに応じて提供す  
2445 ること。詳細は「別紙2 成果物一覧」を参照すること。

##### 2446 5.5.1. システム運用マニュアル

2447 a. 当研究所システム運用担当者が利用する以下のマニュアルについては、各  
2448 2部を製本又はバインダ等に綴じられた状態で提供することとし、内容  
2449 については、事前に目次ないし、項目の合意を得ること。  
2450 b. 管理作業マニュアルに関しては実際の作業段階ごと GUI の画像を取り込  
2451 むなど、わかりやすいものを作成すること。  
2452 (i) すべてのハードウェアに関する取り扱い説明書等のマニュアル  
2453 (ii) すべてのソフトウェアに関する導入・管理作業者及び利用者向けマニ  
2454 ュアル  
2455 (iii) すべての管理作業に関する管理作業マニュアル及びシステム設定書  
2456 c. 同マニュアルをDVD-ROMやCD-ROMなどに一般的な形式で保存されたフ  
2457 ァイルを提供すること。

##### 2458 5.4.2. 利用者向け操作マニュアル

2459 a. 本システムの利用者に対しサービスを提供するハードウェア及びソフト  
2460 ウェアについて、利用者向けのマニュアル3部を製本又はバインダ等に綴  
2461 じられた状態で提供すること。  
2462 b. また、電子的に参照する機能を有するオンラインマニュアルを提供するこ  
2463 と。  
2464 c. 同マニュアルをDVD-ROMやCD-ROMなどに一般的な形式で保存されたフ  
2465 ァイルを提供すること。  
2466 d. 同ファイルは管理者及び利用者の便宜を図るため、当研究所で加筆・修正・  
2467 印刷・配付することを認めること。

## 別紙2 成果物一覧v6.10.5

項番	区分	成果物	納品期日	用途
1	プロジェクト管理	プロジェクト計画書(WBS)	契約締結後、5営業日以内	次期システムの設計、構築、運用等に関するプロジェクトの実施方針、体制、ルール、概要スケジュール、ガントチャート等を含む計画書
2		進捗管理表	契約期間中随時	
3		課題管理表	契約期間中随時	本業務にて発生する課題と対応内容の一覧
4		会議資料	契約期間中随時	各種会議で提出する資料
5		議事録	会議実施後3営業日以内	各種会議の議事録
6	設計・開発実施計画書等の作成	機器の設置作業等による施工計画書	契約締結後、1か月以内	
7		開発工程表	契約締結後、1か月以内	
8		開発体制表	契約締結後、1か月以内	
9	設計	システム概要図	契約締結後、1週間以内	各サーバ・サービス・全体構成を図示
10		システム設計書	契約締結後、4か月以内	機能、定義、インタフェース、データベース、モジュール、その他カスタマイズ部分も含む設計に係る事項の記載
11		ハードウェア一覧	契約締結後、4か月以内	
12		ハードウェア設計書	契約締結後、4か月以内	仕様、構成、設定、デフォルト値とチューニング後の初期値、その他設計に係る事項の記載を含む
13		ネットワーク設計書	契約締結後、4か月以内	構成、設定値一覧、パラメータシート、VLAN割り当て、ポート接続状況、その他設計に係る事項を含む
14		IPアドレス管理表	契約締結後、4か月以内	NW機器、サーバ類、クライアント端末類の一覧
15		システム移行計画書	契約締結後、4か月以内	
16		運用マニュアル(暫定版)	開発・テスト工程前	
17	開発・テスト	テスト計画書	全てのテストの実施の10開庁日前	

項番	区分	成果物	納品期日	用途
18		機器設置レイアウト図	契約締結後、2 か月以内	すべてのハードウェアの設置場所が確認できる配置図面 ラックマウント図、端末の設置図を含む
19		ラック搭載図	契約締結後、2 か月以内	
20		ラック間配線図	契約締結後、2 か月以内	
21		電源系統図	契約締結後、2 か月以内	
22		LAN配線施工図面	プロジェクト計画書に定めた期日	本研究所で所有する配線図一式に対して、今回の導入内容を反映すること
23		アクセスポイント設置場所一覧	プロジェクト計画書に定めた期日	本研究所で所有するマップに対して、今回の導入内容を反映すること
24		各システム及び機器間の接続要件仕様書	プロジェクト計画書に定めた期日	
25		施工工事写真、施工報告書	プロジェクト計画書に定めた期日	
26	情報システムの本番移行	移行手順書	移行実施1か月前	
27	利用者教育	教育実施計画書	研修の実施の 1 か月前	
28		研修教材	研修の実施の 10 開庁日前	
29	運用・保守準備作業	運用手順書	運用・保守工程開始の1か月前	サーバ管理手順、運用スケジュール、メンテナンス手順、バッチ処理手順、他システムとの相互依存、連絡体制図、その他運用上必要な手順等を含む
30		システム運用マニュアル	運用・保守工程開始の2週間前	採用、内部異動、出向、退職の4区分の人事異動別の操作方法、通常時、イレギュラー対応時、管理機能と操作手順、権限設定方法等含む
31		ネットワーク管理等手順書	運用・保守工程開始の1か月前	
32		利用者向け操作マニュアル	運用・保守工程開始の1か月前	
33		保守体制表	運用・保守工程開始の1か月前	
34		受託者が運用保守する上で使用する ID と当該 ID に付与された権限の一覧	運用・保守工程開始の1か月前	

項番	区分	成果物	納品期日	用途
35		保守作業手順書	運用・保守工程開始の1か月前	運用管理方法、監視装置関連操作方法等含む
36		インストール手順書	運用・保守工程開始の1か月前	サーバ、端末等全て
37		ソフトウェアのライセンス一覧	運用・保守工程開始の1か月前	
38		機器管理番号を含むハードウェア一覧表、構成図等	運用・保守工程開始の1か月前	
39		サービスレベル記述書	運用・保守工程開始の1か月前	対象となるサービスの内容と範囲、サービスレベル指標と水準等
40	障害・情報セキュリティインシデント発生時及び大規模災害等の発災時の対応	障害時の事故管理等手順書	運用・保守工程開始の1か月前	障害時の対応、連絡体制、復旧方法、動作確認方法等含む
41		障害対応報告書	障害発生時及び復旧作業等完了時	
42	契約期間終了後	データ消去証明書	契約期間終了後3週間以内	本契約期間終了後に、クラウドサービス、当研究所に設置した機器のデータ消去が確実に実施されたことを証明する資料
43	その他	その他、システム管理上必要と考えられるものについては、当研究所と別途協議すること。	別途協議	



No	カテゴリ	内容	対象サービス/区間	設定SLA値	モニタリング頻度	報告サイクル	計測方法
1	サービス稼働時間	研究所内のサービスが提供される時間帯	システム運用管理に関するサービス	24時間365日	-	-	-
2	運用・保守サービス時間	障害対応業務が提供される時間帯	システム運用管理に関するサービス	個別サービス、ネットワーク機器 24時間365日 上記以外 平日09:00~17:00 土曜日、日曜日、国民の祝日及び 閉庁日：対応しない	-	-	-
3	緊急時対応時間	担当職員が「緊急」と判断する事態の発生時に、しかるべき担当者間で連絡・対応が可能な時間帯	システム運用管理に関するサービス	24時間365日	-	-	-
4	サービスレベル報告	SLA項目における達成状況の報告頻度 ・ 定例会議の開催により実施 ・ 報告時には、報告内容を裏付ける資料の添付を必須とする ・ SLAが遵守できない場合の原因分析及び改善策の提示を必須とする	システム運用管理に関するサービス	月1回	-	月次	-
5	障害対応	障害復旧開始時間	システム運用管理に関するサービス	障害発生連絡から翌営業日以内 (平日9:00~17:00)	-	-	-
6	緊急を要する障害対応	障害復旧開始時間	システム運用管理に関するサービス	障害発生連絡から3時間以内 (平日9:00~17:00)	-	-	業務時間外にあっては翌営業日の正午までに開始とする。
7	障害対応	障害復旧時間	システム運用管理に関するサービス	障害発生連絡から3営業日以内 (平日9:00~17:00)	-	-	-
8	最終回答時間遵守率	規定時間内に最終回答が完了する比率	システム運用管理に関するサービス	全要求件数の90%以上	インシデント発生時	月次	最終回答時間遵守率=最終回答までの時間が所定時間内に完了する比率 ■測定条件 ・ 情報基盤システム構築事業者が実施する運用業務の範囲を対象とする
9	レスポンス	シンクライアント端末にて、ログオン情報送信からデスクトップ起動までの時間	情報共有基盤サービス	30秒以内	月次	月次	計測方法は受注業者と協議の上、決定する。  計測方法案 ■測定方法 ・ 情報システム室、閲覧・整理事務室のシンクライアント端末で取得する。 (週1回、各測定端末にログオンした時間を取得する) ・ 以下の計算式で算出する。 ログオン時間=週次平均値の合計÷測定した日数 ■測定条件 ・ ログオンの開始時刻と終了時刻を取得し、差分から起動時間を算出する。 ・ 開始時刻は「生体認証が成功した時刻」とする。 ・ 終了時刻は「デスクトップが表示された時刻」とする。 ・ ログオン中にパッチ適用後のレジストリ更新処理等が実行された場合は除外する

No	カテゴリ	内容	対象サービス/区間	設定SLA値	モニタリング頻度	報告サイクル	計測方法
10	レスポンス	外部サイト選択から表示までの時間	情報共有基盤サービス	5秒以内	月次	月次	計測方法は受注者と協議の上、決定する。  計測方法案 ■測定方法 ・情報システム室、閲覧・整理事務室のシンクライアント端末で取得する。 ・週1回、平日10時台、15時台の計2回測定する。 ・上記結果の「日次平均値」を算出する。 ・以下の計算式で算出する。 外部サイト閲覧=(日次平均値の合計)÷測定した日数 ■測定条件 ・Webブラウザを起動し、外部サイトを選択してから表示されるまでの時間を算出する。 ・以下のサイトでの測定結果で評価する。 当研究所HP ( <a href="https://www.nise.go.jp/nc">https://www.nise.go.jp/nc</a> ) Googleトップページ ( <a href="https://www.google.co.jp">https://www.google.co.jp</a> ) 文部科学省トップページ ( <a href="https://www.mext.go.jp/">https://www.mext.go.jp/</a> ) ・シンクライアント端末にて保守用ユーザで測定する。
11	マルウェア対策	通常時：セキュリティパッチ配布から適用までの時間	セキュリティ基盤サービス	セキュリティパッチ等公開後、公開月の最終水曜日までに実施	月次	月次	-
12	マルウェア対策	緊急時：セキュリティパッチ配布から適用までの時間	セキュリティ基盤サービス	翌営業日以内(平日9:00~17:00)	月次	月次	-
13	レスポンス	インターネット接続時の回線速度	ネットワーク基盤サービス	各フロアスイッチ、WiFiAP直収端末にて、下り常時200Mbps以上	月次	月次	計測方法は受注者と協議の上、決定する。

情報基盤システムサービス  
提案書作成要領案 v8.4.4

令和3年11月

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

## 目次

1. 評価方法.....	1
2. 評価基準.....	1
(1) 概要 .....	1
(2) 価格点 .....	1
(3) 技術点に係る基礎点 .....	1
(4) 技術点に係る加点 .....	1
(5) 想定する加点項目 .....	2
3. 提出資料の詳細及び作成要領.....	4
(1) 提出書類 .....	4
(2) 概要書 .....	4
(3) 基本提案書 .....	4
(4) 別添提案書 .....	5
(5) 留意事項 .....	5
4. 現場確認の実施.....	5
(1) 概要 .....	5
(2) 実施受付期間 .....	6
(3) 実施期間 .....	6
(4) 対象建物 .....	6
5. 質問受付.....	6
6. 資料等の閲覧希望の問い合わせ先.....	6
7. 提出場所.....	6
8. 提出日時.....	6

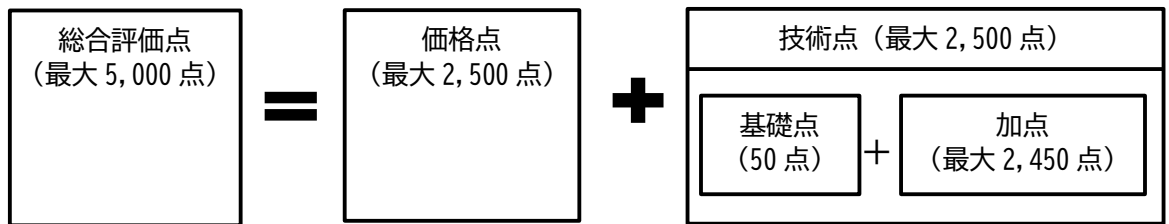
## 1. 評価方法

- ア. 本業務を実施する者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、技術の評価に当たっては、当研究所が任命する技術審査職員が行う。
- イ. 総合評価は、価格点（入札価格に基づく得点）に技術点（提案内容に基づく得点）による加点を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

## 2. 評価基準

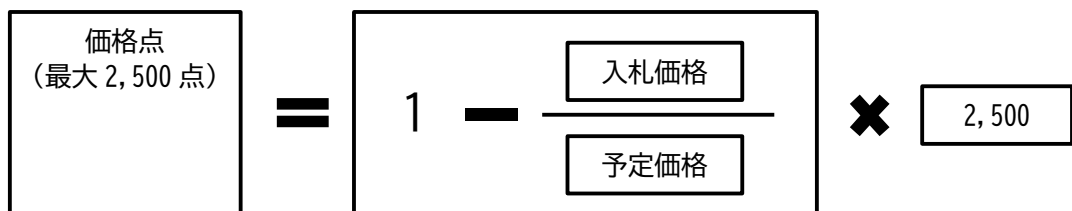
### (1) 概要

評価は、入札価格に基づく「価格点」、及び提案内容に基づく「技術点」の合計点数（最大 5,000 点）により実施する。また、技術点は、基礎点と加点の合計点によって付与する。



### (2) 価格点

- ア. 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を 1 から減じて得た値に 2,500 を乗じて、小数点以下第 3 位以下を切り捨てた値とする。



### (3) 技術点に係る基礎点

- ア. 基礎点は、要求仕様書・要件定義書において、規定する要件を満たしているか否かを判断するためのものである。以下の基準により可否の判定を行う。
- イ. 「3. 提出資料の詳細及び作成要領」に示す要領に従った提案書が提出されていること。
- ウ. 要求仕様書・要件定義書に定める要件をすべて実現・準拠し、別紙 1「総合評価項目一覧表」に記載された必須項目について、評価基準を充足することが、提案書において根拠をもって提案及び保証されていること。
- エ. 上記 2 つの条件を満たすものを合格とする。なお、1 要件、1 項目でも満たしていない場合は不合格とし、落札者になることはできない。なお、可否の判定にあたっては、要件への対応可否、根拠、実現方法等が不明瞭であるものも不合格とする場合がある。
- オ. 合格した提案書に、基礎点として 50 点を与える。

### (4) 技術点に係る加点

- ア. 加点は、要求仕様書・要件定義書において規定する要件をすべて実現・準拠した上で、さらに有効な提案を行う者を評価するためのものである。
- イ. 「1.(3) 基礎点」で合格した提案書に対し、別紙 1「総合評価項目一覧表」に記

載された加点項目において、各評価基準の内容に基づき、「①採点基準」の基準に沿って相対的に4段階評価を行い、「技術点に係る加点」を付与する。

- ウ. 「技術点に係る加点」では、最大2,450点まで加点を与える。ただし、相対的な評価を行う際に、評価結果が同等で優劣がつけがたい場合は同評価とする。

#### ①採点基準

評価	採点基準
A	評価基準に対して有益な提案がなされており、かつ、具体的な実現方法が提示されていることから、確実に実現できると認められるもの。
B	評価基準に対して有益な提案がなされており、より具体的な実現方法が提示されていれば、確実に実現できると認められるもの。
C	評価基準に対して標準的な提案となっているもの。
D	評価基準に対して提案がない又は提案はあるが有益とは判断できない、または内容が不明瞭であるなど、加点としての評価に値しないもの。

- エ. 採点基準の重要度（最大加点）により、「②最大加点別配点」のとおり、配点を設定するものとする。各項目の最大加点・評価基準については、別紙1「総合評価項目一覧表」を参照のこと。

#### ②最大加点別配点

評価	100点満点	50点満点	25点満点
A	100	50	25
B	80	40	20
C	20	10	5
D	0	0	0

### (5) 想定する加点項目

- ア. 本調達では、新規の取組事項を多く含むため、これらの新規の取組事項への貢献等に対し、「エ.重要評価視点に対する評価観点」に示すとおり評価を実施する。
- イ. 応札者は、他府省や他の民間企業で先行的に同様の取組を行った事例等から得た知見や留意点を踏まえ、本調達に有益かつ実現性の高い実現方式等を提案にて積極的に示すこと。
- ウ. 加点項目に係る詳細な配点や、どの評価項目が重要評価視点に該当するかについては、別紙1「総合評価項目一覧表」を参照すること。

## エ. 重要評価視点に対する評価観点

### ① レスポンス・安定性の向上

(ア)「レスポンス・安定性の向上」のため、提案しているシステム構成、機能や運用・保守作業が以下の内容を踏まえた内容になっており、その提案内容の有効性・実現性について実績に基づく根拠とともに具体的に示されていること。

(イ)Web 会議で画像、音声が固まる、ログイン後の動作が一時的に遅くなる等の不安定なネットワーク環境などの課題に対し、職員にストレスのない環境が期待できる提案がされているか。

### ② 使いやすさの向上

(ア)職員との接点となるシステムの操作画面や FAQ・周知内容・操作マニュアル等のドキュメントなどについて、職員の使いやすさに配慮した提案がされているか。

(イ)サービス利用だけでなく、管理者などが実施する定常または、非定常運用を含む職員のあらゆる利用シーンを多角的に想定し、それぞれの局面で職員の使いやすさに配慮した提案がされているか。

(ウ)情報システムのライフサイクル全体を通じて、利用実績等を集計・モニタリングし、その内容を踏まえ改善策を検討するなど、継続的に情報システムの利便性を向上させ、利用率を向上させることが可能な仕組みとなっているか。

### ③ 情報共有の高度化・効率化

(ア)情報共有支援サービスの設計・開発に当たって深い理解を有し、利用部門との設計・開発における調整・合意形成等に対し本調達に有用かつ実現性の高いアプローチが提案されているか。

(イ)閲覧資料等で開示する範囲で、情報共有支援サービスを適用する業務に対する深い理解を有し、職員が効率的に業務を行える工夫や配慮がなされているか。

### ④ 働き方改革の推進

(ア)働き方改革推進のためにレスポンスの改善を図る仮想デスクトップサービスについて、機能、性能、操作性の観点で、職員にストレスを感じさせないよう必要十分なものが提案されているか。また、設計・開発や運用・保守の工程において、特に性能面で十分なものが提供できるよう工夫点が示されているか。

(イ)療養、育児、介護などの要因によりテレワークに従事している職員又はその上長に対し、利便性の向上、手続きの簡便化や業務効率化等の観点で有意なものを有していることが提案において示されているか。

### ⑤ 情報システムの安全性の確保

(ア)「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」、「高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン」などの政府の規程等、閲覧資料で開示する範囲での統合ネットワークで実施する情報セキュリティ対策の内容、最新のセキュリティ動向を踏まえ、提案が行われているか。また、先行して同様の情報セキュリティ対策を実現している成功事例・失敗事例等を踏まえ、職員の利便性・運用性とのバランスに配慮した情報セキュリティ対策が提案されているか。

(イ)情報システムのライフサイクル全体を通じて、進化し続ける外部の脅威

に対し、情報セキュリティ強度を継続的に高めることが可能な仕組みとなっているか。

#### ⑥ 運用工数の削減

(ア) IaaS、ソフトウェア、アプリケーション製品の活用方針にあたり、各サービスの各機能を同一ベンダーへ集約化など運用負担の軽減に資する内容となっているか。

(イ) 自動化など、システム担当職員の運用負担の軽減が期待できる提案となっているか。

(ウ) 紙ベースで受付し、承認後手入力するなど対応していた作業が、web 受付により承認後、自動で反映されるなど、システム担当職員の運用負担の軽減が期待できる提案となっているか。

### 3. 提出資料の詳細及び作成要領

以下の(1)～(4)に記載する各種書類を提出すること。なお様式が指定されているものについては、指定された様式を用いること。

以下に示す提出物を提出すること。

#### (1) 提出書類

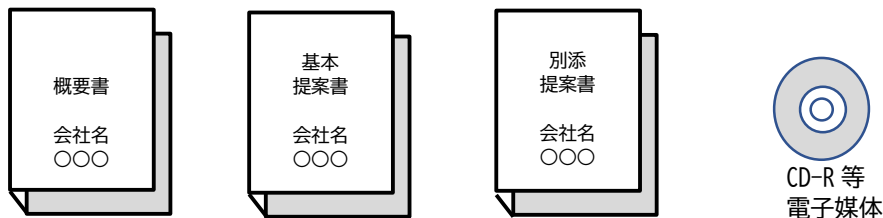
ア. 概要書 正1部、副3部

イ. 基本提案書 正1部、副3部

ウ. 別添提案書 正1部、副3部

エ. 上記について保存した CD-R 等電子媒体 2 式

ファイルは当研究所のクライアント PC で閲覧可能な形式 (Word2016、Excel2016、PowerPoint2016、PDF 形式) とすること。



ファイル等に綴じる

#### (2) 概要書

ア. 提案書の概要版で、基本的な考え方及びアピールポイントを、20 ページ以内に記述すること。

#### (3) 基本提案書

ア. 別紙1「総合評価項目一覧表」に示した評価基準について、具体的な記述を行うこと。

イ. 様式1「基本提案書」様式にて記載すること。なお、提示する「提案書の様式」「評価項目」等の変更は認めない。

ウ. 別紙2「基本提案書(記述例)」を参考にし、簡潔に記述すること。

エ. 「遵守確認」欄には、要求仕様を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合(実現・遵守の範囲・レベル等について限定/確認/調整が必要な場合、提案が不可能な場合を含む)には×を記載すること。



- オ. 「遵守確認」欄に一項目でも×がある場合には、不合格とする。
- カ. 「提案内容」欄には、「評価項目」に応じた提案内容を記載すること。
- キ. 「別添提案書該当ページ」欄に、該当する内容を記載している別添提案書のページ数を記載すること。
- ク. 「別添提案書（基礎点用）」に記載する項目については、提案内容等をすべて「別添提案書（基礎点用）」に記載すること。要求仕様を遵守する旨については、「基本提案書」に記載すること。
- ケ. 提案するクラウド等サービス、ハードウェア、ソフトウェアについては、原則としてパンフレットを付すこと。なお、パンフレットの記載内容のうち、要求仕様を満たすことを証明する記述部分については、「基本提案書」の「提案内容」欄にその内容を転記すること。また、「基本提案書」とパンフレットの対応が容易にとれるように、該当ページの右端に連番等を記述した索引シール等を付すとともに、記述箇所を蛍光ペンでハイライトすること。
- コ. 「基本提案書」の「パンフレット」欄に、該当する内容を記載しているパンフレットの該当箇所（索引に記載した番号等）を記載すること。

#### (4) 別添提案書

- ア. 別紙1「総合評価項目一覧表」の「別添提案書への記載」欄に「必要」とある項目については、詳細を「別添提案書」に記載すること。
- イ. 別紙1「総合評価項目一覧表」の項番順に沿って資料を作成すること。
- ウ. 別紙1「総合評価項目一覧表」の評価基準に示す内容と応札者の提案の対応関係について明示的に示すこと。
- エ. 別紙3「別添提案書（記述例）」を参考に、記述すること。

#### (5) 留意事項

- ア. 十分にわかり易い日本語で記載すること。
- イ. 特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて「別添提案書」の中に折り込むこと。
- ウ. 「別添提案書」は極力ページ数を抑え、かつ簡潔に記述すること。
- エ. 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有することなく、評価が可能な提案書を作成すること。なお、必要に応じて、用語解説などを添付すること。
- オ. 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付すること。
- カ. 当研究所担当者から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（担当者名、部署、電話番号、メールアドレス）を明記すること。
- キ. 上記の「3. 提出資料の詳細及び作成要領」及び本に記載の留意事項に従った提案書ではないと当研究所が判断した場合は、提案書の評価を行わない。
- ク. 補足資料の提出やヒアリング等を求める場合があるので、当研究所の指示に従い対応すること。

## 4. 現場確認の実施

### (1) 概要

別紙1「要件定義書」中「2.7. ネットワーク基盤サービス」の要求要件のうち、ケ

ケーブル敷設およびL2・L3スイッチ、無線AP設置が含まれていることから、提案書作成に際し現場確認を実施すること。責任者1名を含むエンジニア1名以上を参加させること。ただし、令和4年1月11日現在にて、直近1年間で1回以上実施した事業者は免除とするが、希望により実施することを妨げない。

## (2) 実施受付期間

令和4年1月11日(火)12時00分～1月26日(水)12時00分

上記期間中に、a-jokan[@]nise.go.jp ([@]を@に変えること)に現場確認実施の旨を送信すること。

## (3) 実施期間

令和4年1月13日(木)～2月2日(水)

13時00分～18時00分の間で、日程調整の上実施。所要時間は概ね4時間程度

## (4) 対象建物

1. 特別支援教育情報センター棟 1F-3F EPS室
2. 研究管理棟 1F-3F EPS室
3. 研修棟 1F-2F 各部屋
4. 西研修員宿泊棟 1F-2F L2スイッチ、宿泊室無線AP設置箇所1室、学習室
5. 東研修員宿泊棟 1F L2スイッチ、宿泊室無線AP設置箇所1室、学習室

## 5. 質問受付

提案書等を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、令和4年2月1日(火)12時00分までに電子メールにて、当研究所総務部財務課契約係に提出すること。

質問書の提出期限 令和4年2月1日(火)12時00分

質問書の回答期限 令和4年2月15日(火)12時00分

## 6. 資料等の閲覧希望の問い合わせ先

資料等の閲覧を希望する場合は、令和4年1月28日(金)12時00分までに、a-jokan[@]nise.go.jp ([@]を@に変えること)にその旨を送信すること。

後日、当研究所 総務部研修情報課 図書・情報システム室職員から返信される電子メールの指示に従い閲覧すること。ただし、閲覧期限は、令和4年2月22日(火)12時00分までとする。

## 7. 提出場所

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課契約係 原 吉見

a-keiyaku[@]nise.go.jp

迷惑メール対策のため、[@]を@に変換願います。

## 8. 提出日時

令和4年3月2日(水)12時00分までに提出(郵送可。郵送の場合、必着のこと)

評価項目	項番	評価区分	配点	評価基準	別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット
要求仕様書									
1 調達案件の概要に関する事項									
1.1. 調達件名	-	-	-	-					
1.2. 調達の背景および目的	1	必須	-	調達の背景を理解していること。					
1.3. システムの内容									
1.3.1. 概要	2	必須	-	システムの概要を理解していること。					
1.3.2. システム要件	3	必須	-	システムの要件を理解していること。					
1.3.3. 契約期間	4	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
1.3.4. 作業スケジュール案	5	必須	-	①要求仕様書の内容に対し相違がないことが、大日程表、中日程表、WBSの案を提示の上で明確に示されていること。また、WBSに示す工数の見積り根拠が明確に示されていること。 ②特に、連携システムの接続等、次期情報基盤システムに係る各種要件及びイベントを整理したスケジュールの提示および説明により、根拠をもって論理的に示されていること。 ③利害関係者（当研究所職員、現行システム/個別システムの各運用・保守請負業者）との調整を含めた作業スケジュールが詳細化されており、無理なく期限内にシステム構築が可能なが、論理的に示されていること。 ④作業スケジュールが細分化、具体化され、作業のマイルストーンが明示されていること。					
	6	任意①	50	本業務に係る作業スケジュールの大日程、中日程及びWBSの案を提示すること。また、以下の留意点について根拠等を付した上で、スケジュール上の工夫点について具体的に提案していること。 ①全体スケジュールにおけるリスク（遅延を除く）とその対応策 ②スケジュール遅延リスクとその対応 ③WBSの記載の作業工数の見積りが妥当であることを示すために、FP(Function Point)、類推見積り等の見積り根拠を付すること。	必要				
2 調達に関連する事項									
2.1. 本調達の内容、範囲および成果物									
2.1.1. 調達内容	7	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
2.1.2. 調達範囲	8	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
2.1.3. 次期システムの提供範囲	9	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
2.1.4. 成果物	10	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要				
2.1.5. 入札制限、制約条件等	11	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
3 提供サービス内容									
3.1. サービス開始および機器の設置等に関する前提条件	12	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
3.2. プロジェクト全体にかかる提供サービス内容	13	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
3.3. システム運用・保守に係る提供サービス内容	14	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
4 その他									
4.1. 政府・省庁規程及び各種ガイドラインへの準拠	15	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
4.2. 政府・省庁規程及び各種ガイドラインの動向への留意	16	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
4.3. 法律・規格への準拠	17	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
4.4. 閲覧・提供資料	18	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
4.5. 技術仕様等に関する留意事項	19	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
4.6. 提案に関する留意事項	20	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
4.7. その他の留意事項	21	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
5 性能、機能に関する要件									
5.1. 基本要件	22	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
その他									
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	23	任意②	100	以下のいずれかの認定等があること。（ワークライフバランス等の取組に関する認定内容等により加点する。） 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき認定（えるぼし認定企業）を受けていること。または、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下の者に限る） ・プラチナえるぼし : 100点 ・認定段階1(※1) : 40点 ・認定段階2(※1) : 60点 ・認定段階3 : 80点 ・行動計画策定済(※2) : 20点 ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下の者に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）を受けていること。 ・プラチナくるみん認定 : 60点 ・新くるみん認定(※3) : 50点 ・旧くるみん認定(※4) : 40点 ※3 次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定 ※4 次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定	-				

評価項目	項番	評価区分	配点	評価基準	別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット
要件定義書									
1 システムの概要									
1.1. システム名									
1.2. 基本構想									
1.3. 次期システムの全体構成									
1.3.1. システムの全体像	1	必須	-	システムの全体像を理解していること。					
	2	任意②	50	応札者の提案する次期情報基盤システム全体概要図及びそれを補足する資料等を提示した上で、システムのアーキテクチャの特徴及び利点が表示されていること。また、応札者の考える特徴及び利点は、応札者の実績等に基づく根拠を付した上で実現性及び有用性を論理的に示すこと。 なお、以下に示す項目が特徴及び利点として該当する場合は、その内容も併せて示すことにより加点の対象とする。 ①ソフトウェア、アプライアンス製品の活用方針として、各サービスの各機能を同一ベンダーへ集約化など運用負担の軽減に資する内容となっている。 ②稼働環境はクラウドを活用するなど、システムとしての拡張性などが優れていることが示されている。	必要				
1.3.2. 利用者	3	必須	-	利用者を理解していること。					
1.3.3. 基本事項	4	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
1.3.4. 他システムとの接続	5	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
1.3.5. 信頼性等機能	6	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
1.4. サービスの開始及び機器の設置等									
1.4.1 接続関連	7	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
1.4.2 電源・空調関連	8	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
1.4.3 納入形態	9	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
2 システムの要件定義									
2.1. サーバ・ストレージ基盤サービス									
2.1.1. サーバ要件	10	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	11	任意②	100	クラウドサービスにて提案した場合、機能数に応じて加点する。	必要				
	12	任意②	50	本業務で定義する性能要求に対して、どのように達成するかを、サーバ（メモリ、CPU）、ストレージ（容量、IOPS等）のサイジング結果、サイジングの根拠及び計算根拠を付した上で論理的に示されていること。	必要				
2.1.2. ストレージ要件	13	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
2.2. 情報共有基盤サービス									
2.2.1. クライアント基盤サービス									
(ア) 共通要件	14	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(イ) Windows端末要件	15	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(ウ) Mac端末要件	16	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
2.2.2. 仮想デスクトップサービス									
(ア) 現行システムの課題	17	必須	-	現行システムの課題を理解した上で、当該サービスの提案をしていること。					
	18	任意②	100	レスポンスの課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。	必要				
(イ) 基本要件	19	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(ウ) 機能要件	20	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
2.2.3. フロアプリンタサービス									
(ア) 共通要件	21	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(イ) フロアカラープリンタA4要件	22	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(ウ) フロアカラープリンタA3要件	23	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(エ) フロアモノクロプリンタA3要件	24	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
2.3. ユーザ管理基盤サービス									
2.3.1. 統合認証基盤サービス									
(ア) 現行システムの課題	25	必須	-	現行システムの課題を理解した上で、当該サービスの提案をしていること。					
	26	任意②	100	左記項目内の課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。	必要				
(イ) 運用方針	27	必須	-	運用方針を実現できることが、明確に示されていること。					
(ウ) 運用方法	28	必須	-	左記項目内の運用方法を実現できることが、明確に示されていること。					
(エ) 基本要件	29	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。					
(オ) 機能要件									
(1) 統合ID管理機能	30	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること。					
	31	任意①	50	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果（特にアカウント管理運用上の効果）について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
(2) ディレクトリ管理	32	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること。					
	33	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果（特にアカウント管理運用上の効果）について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
(3) シングルサインオン	34	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること。					
	35	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果（特にアカウント管理運用上の効果）について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
(4) アカウント連携機能	36	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること。					
	37	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果（特にアカウント管理運用上の効果）について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
(ウ) セキュリティ要件	38	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					



評価項目	項番	評価区分	配点	評価基準	別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット
2.3.2. 利用者登録・変更サービス	-	-	-	-					
(ア) 基本要件	39	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること					
(イ) 機能要件	40	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること					
	41	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果（特にアカウント管理運用上の効果）について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
2.4. 情報共有支援サービス	-	-	-	-					
2.4.1. クライアントソフトウェアサービス	-	-	-	-					
(ア) 基本要件	42	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(イ) 機能要件	43	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	44	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
2.4.2. 電子メールサービス	-	-	-	-					
(ア) 現行システムの課題	45	必須	-	現行システムの課題を理解した上で、当該サービスの提案をしていること。					
	46	任意②	100	左記項目内の課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。	必要				
(イ) 運用方針	47	必須	-	運用方針を実現できることが、明確に示されていること。運用方針を理解した上で当該サービスの提案をしていること。					
(ウ) 教育・コンサルテーション	48	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(エ) 機能要件	49	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	50	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
(オ) セキュリティ要件	51	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
2.4.3. グループウェアサービス	-	-	-	-					
(ア) 基本要件	52	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	53	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
(イ) 教育・コンサルテーション	54	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(ウ) 機能要件	55	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	56	任意②	100	①職員ポータル設計・開発を行うに当たって、情報の検索性・探しやすさや情報の網羅性に配慮するために、どのような調査分析を実施し利用者ニーズを把握するのか、利用者ニーズを基にどのように設計・開発を行うのか、利用者ニーズと設計・開発の実施結果の整合性をどのようにテストで担保するのかの具体的な対応方針について、類似案件の実績等の根拠に基づき示されていること。	必要				
2.4.4. 統合コミュニケーションサービス	-	-	-	-					
(ア) 基本要件	57	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	58	任意②	100	以下の課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。 ①無線LANによるノート端末接続で、Web会議による数名程度でのブレイクアウトルームでの協議会、通常のミーティングいずれも意見交換中に相手の映像、音声が入り込んでしまうことがあり課題となっている。 無線環境であっても、いかに不安定な接続環境を改善できるか。	必要				
(イ) 教育・コンサルテーション	59	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(ウ) 機能要件	60	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	61	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
2.4.5. 共有ストレージサービス	-	-	-	-					
(ア) 基本要件	62	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(イ) 機能要件	63	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	64	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
(ウ) 教育	65	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(エ) セキュリティ要件	66	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	67	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
2.4.6. アンケートサービス	-	-	-	-					
(ア) 基本要件	68	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	69	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
(イ) 教育	70	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(イ) 機能要件	71	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	72	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
(ウ) セキュリティ要件	73	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	74	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
2.5. 情報公開基盤サービス	-	-	-	-					

評価項目	項番	評価区分	配点	評価基準	別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット
2.5.1. 公開用Webサービス	-	-	-	-					
(ア) Webホスティング機能	75	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
(イ) CMS機能	76	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
2.6. セキュリティ基盤サービス	-	-	-	-					
2.6.1. 基本要件	-	-	-	-					
(ア) セキュリティコンセプト	77	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	78	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
2.6.2. マルウェア等対策サービス	-	-	-	-					
(ア) 基本要件	79	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。					
	80	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
(イ) サーバ・サービス系マルウェア等対策	81	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。					
(ウ) シンクライアント端末系マルウェア等対策	82	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。					
	83	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
2.6.3. 検疫サービス	84	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。					
	85	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
2.6.4. WAF (Web Application Firewall) サービス	86	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。					
	87	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
2.6.5. EPP(Endpoint Protection Platform) サービス	88	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。					
	89	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
2.6.6. スпамメール対策サービス	90	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。					
	91	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
2.6.7. セキュリティ監視サービス	92	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。					
	93	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
2.7. ネットワーク基盤サービス	-	-	-	-					
2.7.1. 基本要件	-	-	-	-					
(ア) 共通要件	94	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。					
(イ) LAN/回線共通要件	95	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	96	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
2.7.2. 所内ネットワーク	-	-	-	-					
(ア) 内部DNSサービス	97	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
	98	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
(イ) LANサービス	-	-	-	-					
(1) 運用方針	99	必須	-	運用方針を理解した上で、当該サービスの提案をしていること。					
(2) 機能要件	100	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。					
	101	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
	102	任意②	50	④ネットワーク認証機能項目内の課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。	必要				
(ウ) 無線LANサービス	-	-	-	-					
(1) 運用方針	103	必須	-	運用方針を実現できることが、明確に示されていること。運用方針を理解した上で当該サービスの提案をしていること。					
(2) 運用方法	104	必須	-	左記項目内の運用方法を実現できることが、明確に示されていること。					
	105	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
(3) 基本要件	106	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。					



評価項目		項番	評価区分	配点	評価基準	別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット	
2.7. 所外ネットワーク	(4) 共通要件	107	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要					
		108	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。						
		109	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。						
		110	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要					
		(エ) ネットワークセキュリティサービス	-	-	-	-					
		(1) 基本要件	111	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
			112	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
		(2) 機能要件	113	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
			114	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。					
		(イ) リモートアクセスサービス	115	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
			116	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。					
			117	任意②	50	(1) 現行システムの課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。	必要				
			118	必須	-	(2) 運用方針を実現できることが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要				
		2.8. システム運用ツール									
		2.8.1. IT資産管理サービス	119	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。					
			120	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要				
			121	任意②	50	(1) 現行システムの課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。	必要				
		3 施設・設備機能									
3.1. データセンタ	(ア) 適合基準	122	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。						
		123	任意②	100	ハウジングではなく、クラウドいわゆるIaaSによる提案がされている場合には加点とする。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要					
		124	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。						
		125	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。						
		126	任意②	100	提案するクラウドサービスが政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information System Security Management and Assessment Program: ISMAP(イスマップ)）に認定されている場合は加点する。	必要					
		127	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。						
		128	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。						
		(イ) 施設機能要件									
		(ウ) セキュリティ要件									
		(エ) 回線要件									
3.2. クラウドサービスとの接続	(ア) 基本事項	129	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。						
		130	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。						
		131	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。						
4 移行に関するサービス											
4.1. 移行範囲	(ア) 移行データ A (受注者が移行を行うもの)	132	任意②	50	①移行スケジュールを策定する上での留意点や工夫した点について、その根拠と効果も含めて具体的に示されていること。 ②業務・システムの継続性に関する留意点や工夫点、利用者の日常業務への影響を最小限にする工夫について具体的に示されていること。	必要					
		133	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。						
		134	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。						
		(イ) 移行データ B (当研究所職員が移行を行うもの)									
		135	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。						
5 運用支援サービス											
5.1. 導入時における運用支援サービス	5.1.1. 基本要件	136	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。						
		137	任意②	25	各省庁・(国立・公立)大学法人・独立行政法人・民間との契約において、利用者数200人以上の本業務で実施する各業務について、現行システムのユーザー数と同等以上の運用支援の実績を有している場合は加点する。	必要					
		138	任意②	25	各省庁・(国立・公立)大学法人・独立行政法人・民間との契約において、利用者数100人以上のOneDrive、SharePointOnline、Teams、ExchangeOnline、Outlookを含むOffice365 A3・E3またはOffice365 A5・E5相当以上の導入・運用実績について、2022(令和4)年2月1日現在にて、直近2年以内の導入実績、かつ1年以上の運用実績を有している場合は加点する。	必要					
		139	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。						
		5.2. システム運用サービス									
5.2.1. 基本要件	136	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。							
	137	任意②	25	各省庁・(国立・公立)大学法人・独立行政法人・民間との契約において、利用者数200人以上の本業務で実施する各業務について、現行システムのユーザー数と同等以上の運用支援の実績を有している場合は加点する。	必要						
5.2.2. 共通要件	138	任意②	25	各省庁・(国立・公立)大学法人・独立行政法人・民間との契約において、利用者数100人以上のOneDrive、SharePointOnline、Teams、ExchangeOnline、Outlookを含むOffice365 A3・E3またはOffice365 A5・E5相当以上の導入・運用実績について、2022(令和4)年2月1日現在にて、直近2年以内の導入実績、かつ1年以上の運用実績を有している場合は加点する。	必要						
	139	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。							

評価項目		項番	評価区分	配点	評価基準	別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット
				140	任意②	25				
				141	必須	-				
				142	必須	-				
				143	必須	-				
				144	必須	-				
				145	必須	-				
				146	必須	-				
				147	必須	-				
				148	必須	-				

2300



評価項目	項番	評価区分	配点	評価基準	重要評価視点					別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット
					レスポンス・安定性の向上	使いやすさの向上	情報共有の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムの安全性の確保					
要求仕様書														
1 調達案件の概要に関する事項														
	1.1. 調達件名	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1.2. 調達の背景および目的	1	必須	-	調達の背景を理解していること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1.3. システムの内容													
	1.3.1. 概要	2	必須	-	システムの概要を理解していること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1.3.2. システム要件	3	必須	-	システムの要件を理解していること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1.3.3. 契約期間	4	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1.3.4. 作業スケジュール案	5	必須	-	①要求仕様書の内容に対し相違がないことが、大日程表、中日程表、WBSの案を提示の上で明確に示されていること。また、WBSに示す工数の見積り根拠が明確に示されていること。 ②特に、連携システムの接続等、次期情報基盤システムに係る各種要件及びイベントを整理したスケジュールの提示および説明により、根拠をもって論理的に示されていること。 ③利害関係者（当研究所職員、現行システム/個別システムの各運用・保守請負業者）との調整を含めた作業スケジュールが詳細化されており、無理なく期限内にシステム構築が可能なが、論理的に示されていること。 ④作業スケジュールが細分化、具体化され、作業のマイルストーンが明示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		6	任意①	50	本業務に係る作業スケジュールの大日程、中日程及びWBSの案を提示すること。また、以下の留意点について根拠等を付した上で、スケジュール上の工夫点について具体的に提案していること。 ①全体スケジュールにおけるリスク（遅延を除く）とその対応策 ②スケジュール遅延リスクとその対応 ③WBSの記載の作業工数の見積りが妥当であることを示すために、FP(Function Point)、類推見積り等の見積り根拠を付すること。	-	-	-	-	-	○	必要	-	-
2 調達に関連する事項														
	2.1. 本調達の内容、範囲および成果物													
	2.1.1. 調達内容	7	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2.1.2. 調達範囲	8	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2.1.3. 次期システムの提供範囲	9	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2.1.4. 成果物	10	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-	必要	-	-
	2.1.5. 入札制限、制約条件等	11	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3 提供サービス内容														
	3.1. サービス開始および機器の設置等に関する前提条件	12	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3.2. プロジェクト全体にかかる提供サービス内容	13	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3.3. システム運用・保守に係る提供サービス内容	14	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4 その他														
	4.1. 政府・省庁規程及び各種ガイドラインへの準拠	15	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4.2. 政府・省庁規程及び各種ガイドラインの動向への留意	16	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4.3. 法律・規格への準拠	17	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4.4. 閲覧・提供資料	18	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4.5. 技術仕様等に関する留意事項	19	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4.6. 提案に関する留意事項	20	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4.7. その他の留意事項	21	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5 性能、機能に関する要件														
	5.1. 基本要件	22	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他														
	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	23	任意②	100	以下のいずれかの認定等があること。（ワークライフバランス等の取組に関する認定内容等により加点する。） 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。  ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき認定(えるぼし認定企業)を受けていること。または、一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が300人以下の者に限る) ・プラチナえるぼし : 100点 ・認定段階1(※1) : 40点 ・認定段階2(※1) : 60点 ・認定段階3 : 80点 ・行動計画策定済(※2) : 20点  ※1 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下の者に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))  ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)を受けていること。 ・プラチナくるみん認定 : 60点 ・新くるみん認定(※3) : 50点 ・旧くるみん認定(※4) : 40点  ※3 次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定 ※4 次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定	-	-	-	-	-	-	-	-	-

評価項目	項番	評価区分	配点	評価基準	重要評価視点						別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット
					レスポンス・安定性の向上	使いやすさの向上	情報共有の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムの安全性の確保	運用工数の削減					
要件定義書															
1 システムの概要															
1.1. システム名															
1.2. 基本構想															
1.3. 次期システムの全体構成															
1.3.1. システムの全体像	1	必須	-	システムの全体像を理解していること。	-	-	-	-	-	-					
	2	任意②	50	応札者の提案する次期情報基盤システム全体概要図及びそれを補足する資料等を提示した上で、システムのアーキテクチャの特徴及び利点が示されていること。また、応札者の考える特徴及び利点は、応札者の実績等に基づく根拠を付した上で実現性及び有用性を論理的に示すこと。 なお、以下に示す項目が特徴及び利点として該当する場合は、その内容も併せて示すことにより加点の対象とする。 ①ソフトウェア、アプライアンス製品の活用方針として、各サービスの各機能を同一ベンダーへ集約化など運用負担の軽減に資する内容となっている。 ②稼働環境はクラウドを活用するなど、システムとしての拡張性などが優れていることが示されている。	-	○	-	-	-	○	必要				
1.3.2. 利用者	3	必須	-	利用者を理解していること。	-	-	-	-	-	-					
1.3.3. 基本事項	4	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
1.3.4. 他システムとの接続	5	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
1.3.5. 信頼性等機能	6	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
1.4. サービスの開始及び機器の設置等															
1.4.1 接続関連	7	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
1.4.2 電源・空調関連	8	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
1.4.3 納入形態	9	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
2 システムの要件定義															
2.1. サーバ・ストレージ基盤サービス															
2.1.1. サーバ要件	10	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
	11	任意②	100	クラウドサービスにて提案した場合、機能数に応じて加点する。	-	-	-	-	-	○	必要				
	12	任意②	50	本業務で定義する性能要求に対して、どのように達成するかを、サーバ（メモリ、CPU）、ストレージ（容量、IOPS等）のサイジング結果、サイジングの根拠及び計算根拠を付した上で論理的に示されていること。	○	-	○	-	-	-	必要				
2.1.2. ストレージ要件	13	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
2.2. 情報共有基盤サービス															
2.2.1. クライアント基盤サービス															
(ア) 共通要件	14	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
(イ) Windows端末未要件	15	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
(ウ) Mac端末未要件	16	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
2.2.2. 仮想デスクトップサービス															
(ア) 現行システムの課題	17	必須	-	現行システムの課題を理解した上で、当該サービスの提案をしていること。	-	-	-	-	-	-					
	18	任意②	100	レスポンスの課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。	○	-	-	-	-	○	必要				
(イ) 基本要件	19	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
(ウ) 機能要件	20	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
2.2.3. フロアプリンタサービス															
(ア) 共通要件	21	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
(イ) フロアカラープリンタA4要件	22	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
(ウ) フロアカラープリンタA3要件	23	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
(エ) フロアモノクロプリンタA3要件	24	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
2.3. ユーザ管理基盤サービス															
2.3.1. 統合認証基盤サービス															
(ア) 現行システムの課題	25	必須	-	現行システムの課題を理解した上で、当該サービスの提案をしていること。	-	-	-	-	-	-					
	26	任意②	100	左記項目内の課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。	-	○	-	-	-	○	必要				
(イ) 運用方針	27	必須	-	運用方針を実現できることが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
(ウ) 運用方法	28	必須	-	左記項目内の運用方法を実現できることが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
(エ) 基本要件	29	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-					
(オ) 機能要件															
(1) 統合ID管理機能	30	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること	-	-	-	-	-	-					
	31	任意①	50	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果（特にアカウント管理運用上の効果）について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	-	○	必要				
(2) ディレクトリ管理	32	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること	-	-	-	-	-	-					
	33	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果（特にアカウント管理運用上の効果）について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	-	○	必要				

評価項目	項番	評価区分	配点	評価基準	重要評価視点					別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット
					レスポンス・安定性の向上	使いやすさの向上	情報共有の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムの安全性の確保					
(3) シングルサインオン	34	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること	-	-	-	-	-	-				
	35	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果（特にアカウント管理運用上の効果）について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	-	○	必要			
(4) アカウント連携機能	36	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること	-	-	-	-	-	-				
	37	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果（特にアカウント管理運用上の効果）について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	-	○	必要			
(ウ) セキュリティ要件	38	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
2.3.2. 利用者登録・変更サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
(ア) 基本要件	39	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること	-	-	-	-	-	-				
(イ) 機能要件	40	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること	-	-	-	-	-	-				
	41	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果（特にアカウント管理運用上の効果）について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	-	○	必要			
2.4. 情報共有支援サービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
2.4.1. クライアントソフトウェアサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
(ア) 基本要件	42	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
(イ) 機能要件	43	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	44	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	○	○	-	-	-	-	必要			
2.4.2. 電子メールサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
(ア) 現行システムの課題	45	必須	-	現行システムの課題を理解した上で、当該サービスの提案をしていること。	-	-	-	-	-	-				
	46	任意②	100	左記項目内の課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。	-	○	-	-	-	○	必要			
(イ) 運用方針	47	必須	-	運用方針を実現できることが、明確に示されていること。運用方針を理解した上で当該サービスの提案をしていること。	-	-	-	-	-	-				
(ウ) 教育・コンサルテーション	48	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
(工) 機能要件	49	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	50	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	○	-	-	-	-	-	必要			
(オ) セキュリティ要件	51	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
2.4.3. グループウェアサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
(ア) 基本要件	52	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	53	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	○	-	-	-	-	必要			
(イ) 教育・コンサルテーション	54	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
(ウ) 機能要件	55	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	56	任意②	100	①職員ポータル設計・開発を行うに当たって、情報の検索性・探しやすさや情報の網羅性に配慮するために、どのような調査分析を実施し利用者ニーズを把握するのか、利用者ニーズを基にどのように設計・開発を行うのか、利用者ニーズと設計・開発の実施結果の整合性をどのようにテストで担保するのかの具体的な対応方針について、類似案件の実績等の根拠に基づき示されていること。	-	○	-	-	-	-	必要			
2.4.4. 統合コミュニケーションサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
(ア) 基本要件	57	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	58	任意②	100	以下の課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。 ①無線LANによるノート端末接続で、Web会議による数名程度でのブレイクアウトルームでの協議会、通常のミーティングいずれも意見交換中に相手の映像、音声が入り込んでしまうことがあり課題となっている。 無線環境であっても、いかに不安定な接続環境を改善できるか。	-	○	-	-	-	○	必要			
(イ) 教育・コンサルテーション	59	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
(ウ) 機能要件	60	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	61	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	○	-	-	-	-	必要			
2.4.5. 共有ストレージサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
(ア) 基本要件	62	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
(イ) 機能要件	63	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				



評価項目	項番	評価区分	配点	評価基準	重要評価視点						別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット
					レスポンス・安定性の向上	使いやすさの向上	情報共有の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムの安全性の確保	運用工数の削減					
	64	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	○	○	-	-	-	-	必要				
(ウ) 教育	65	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
(エ) セキュリティ要件	66	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
	67	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	○	-	必要				
2.4.6. アンケートサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
(ア) 基本要件	68	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
	69	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	○	-	-	-	-	必要				
(イ) 教育	70	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
(イ) 機能要件	71	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
	72	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	○	-	-	-	-	必要				
(ウ) セキュリティ要件	73	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
	74	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	○	-	必要				
2.5. 情報公開基盤サービス															
2.5.1. 公開用Webサービス															
(ア) Webホスティング機能	75	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
(イ) CMS機能	76	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
2.6. セキュリティ基盤サービス															
2.6.1. 基本要件															
(ア) セキュリティコンセプト	77	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-					
	78	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	○	-	必要				
2.6.2. マルウェア等対策サービス															
(ア) 基本要件	79	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-					
	80	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	○	-	必要				
(イ) サーバ・サービス系マルウェア等対策	81	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-					
(ウ) シンクライアント端末系マルウェア等対策	82	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-					
	83	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	○	-	必要				
2.6.3. 検疫サービス	84	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-					
	85	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	○	-	必要				
2.6.4. WAF (Web Application Firewall) サービス	86	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-					
	87	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	○	-	必要				
2.6.5. EPP (Endpoint Protection Platform) サービス	88	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-					
	89	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	○	-	必要				
2.6.6. スпамメール対策サービス	90	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-					
	91	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	○	-	必要				
2.6.7. セキュリティ監視サービス	92	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-					
	93	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	○	-	必要				
2.7. ネットワーク基盤サービス															

評価項目	項番	評価区分	配点	評価基準	重要評価視点						別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット
					レスポンス・安定性の向上	使いやすさの向上	情報共有の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムの安全性の確保	運用工数の削減					
2.7.1. 基本要件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(ア) 共通要件	94	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(イ) LAN/回線共通要件	95	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	96	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	○	-	-	○	必要				
2.7.2. 所内ネットワーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(ア) 内部DNSサービス	97	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	98	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	○	-	-	-	-	○	必要				
(イ) LANサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(1) 運用方針	99	必須	-	運用方針を理解した上で、当該サービスの提案をしていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) 機能要件	100	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	101	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	○	-	-	-	-	○	必要				
	102	任意②	50	④ネットワーク認証機能項目内の課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。	-	○	-	-	-	○	必要				
(ウ) 無線LANサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(1) 運用方針	103	必須	-	運用方針を実現できることが、明確に示されていること。運用方針を理解した上で当該サービスの提案をしていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) 運用方法	104	必須	-	左記項目内の運用方法を実現できることが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	105	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	-	○	必要				
(3) 基本要件	106	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	107	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	○	○	-	-	-	-	必要				
(4) 共通要件	108	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 機能要件	109	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	110	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	-	○	必要				
(エ) ネットワークセキュリティサービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(1) 基本要件	111	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	112	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	-	○	必要				
(2) 機能要件	113	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.7.3. 所外ネットワーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(ア) 公開用DNSサービス	114	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	115	任意①	25	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	○	-	-	-	-	○	必要				
(イ) リモートアクセスサービス	116	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	117	任意②	50	(1) 現行システムの課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。	-	-	-	○	-	○	必要				
	118	必須	-	(2) 運用方針を実現できることが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-	必要				
2.8. システム運用ツール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.8.1. IT資産管理サービス	119	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	120	任意①	50	仕様の内容を理解した上で、実現方法や根拠（妥当性の説明、過去の実績等）を具体的に提案しているか。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	-	-	-	-	-	○	必要				
	121	任意②	50	(1) 現行システムの課題に対し、解決策とその効果を示すこと。 なお、解決策については、説明を含め実現性・有効性があることを受注者の実績等の根拠に基づき示すこと。	-	○	-	-	-	○	必要				
3 施設・設備機能	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.1. データセンタ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(ア) 適合基準	122	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



評価項目	項番	評価区分	配点	評価基準	重要評価視点					別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット
					レスポンス・安定性の向上	使いやすさの向上	情報共有の高度化・効率化	働き方改革の推進	情報システムの安全性の確保					
	123	任意②	100	ハウジングではなく、クラウドいわゆるIaaSによる提案がされている場合には加点とする。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたらす効果について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	○	-	-	-	-	○	必要			
	124	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	125	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	126	任意②	100	提案するクラウドサービスが政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program: ISMAP(イスマップ)）に認定されている場合は加点する。	-	-	-	-	○	-	必要			
	127	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	128	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
3.2. クラウドサービスとの接続														
	129	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	130	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
4 移行に関するサービス														
4.1. 移行範囲														
	131	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	132	任意②	50	本業務に係る移行を効率的かつ高品質に実現する上で応札者の提案する移行計画書の記載要素（実現方針、スケジュール、作業プロセス、体制等を含むこと）・記載内容・記載粒度を、その根拠と効果も含めて具体的に示されていること。また、提案する内容は以下の点について留意すること。 ①移行スケジュールを策定する上での留意点や工夫した点について、その根拠と効果も含めて具体的に示されていること。 ②業務・システムの継続性に関する留意点や工夫点、利用者の日常業務への影響を最小限にする工夫について具体的に示されていること。	-	○	-	-	-	○	必要			
	133	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	134	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
5 運用支援サービス														
5.1. 導入時における運用支援サービス														
	135	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
5.2. システム運用サービス														
5.2.1. 基本要件														
	136	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	137	任意②	25	各省庁・(国立・公立)大学法人・独立行政法人・民間との契約において、利用者数200人以上の本業務で実施する各業務について、現行システムのユーザー数と同等以上の運用支援の実績を有している場合は加点する。	-	-	-	-	-	○	必要			
	138	任意②	25	各省庁・(国立・公立)大学法人・独立行政法人・民間との契約において、利用者数100人以上のOneDrive、SharePointOnline、Teams、ExchangeOnline、Outlookを含むOffice365 A3・E3またはOffice365 A5・E5相当以上の導入・運用実績について、2022(令和4)年2月1日現在にて、直近2年以内の導入実績、かつ1年以上の運用実績を有している場合は加点する。	-	-	-	-	-	○	必要			
5.2.2. 共通要件														
	139	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	140	任意②	25	「(力)教育支援」において、教育実施計画書の概要として記載要素・記載内容・記載粒度を実現性・有効性を有することが判断できるよう具体的に示したうえで、以下に留意した内容であることを、応札者の実績に基づく根拠を付した上で示すこと。 ①受講者の理解度調査方法（具体的かつ効果的な理解度の測定方法）、理解度の測定基準、理解度向上のための対策の実施概要が示されていること。 ②理解度向上だけでなく、運用・保守期間中も継続的に利用促進を図るための仕組みについて、利用率の測定方法、利用率低下の原因分析方法及び想定される原因、利用率向上のための教育実施概要について具体的に示されていること。	-	○	-	-	-	-	必要			
	141	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	142	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	143	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-				
	144	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
5.3. 保守サービス														
5.3.1. 基幹ネットワークシステム管理														
	145	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-				
5.3.2. ハードウェア保守														
	146	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは表現形態が示されていること。	-	-	-	-	-	-				
5.4. マニュアル・ドキュメント管理サービス														
5.4.1. システム運用マニュアル														
	147	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				
5.4.2. 利用者向け操作マニュアル														
	148	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。	-	-	-	-	-	-				

評価項目				項番	評価区分	配点	評価基準	別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット
2 調達に関連する事項												
2.1. 本調達の内容、範囲および成果物												
			2.1.4. 成果物	10	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。また、その根拠あるいは実現形態が示されていること。	必要	○	左記要求仕様を遵守します。 【根拠】 ○○○○○○○○○○○○○○○○	○○ページ	索引No○○

「別添提案書への記載」欄に「必要」とある項目の場合は、詳細を別添提案書に記載すること。

遵守可能な場合は「○」、不可能な場合は「×」を記載すること。

「提案内容」欄に遵守可能な内容を記載すること。評価基準にて、根拠や実現形態の提示を求めている項目については、例に示すように、【根拠】、【実現方式】、【パンフレット記載内容】を明確に記載すること。

カタログやパンフレット等を添付する場合は該当項目に、索引シールに記載した番号等を記載すること。

3 提供サービス内容												
			3.1. サービス開始および機器の設置等に関する前提条件	12	必須	-	左記項目内の内容に対し相違がないことが、明確に示されていること。		○	左記要求仕様を遵守します。		

評価項目	項番	評価区分	配点	評価基準	別添提案書記載	遵守確認 ○/×	提案内容	別添提案書 該当ページ	パンフレット
要件定義書									
1 システムの概要									
2.3. ユーザ管理基盤サービス									
2.3.1. 統合認証基盤サービス	-	-	-	-					
(オ) 機能要件	-	-	-	-					
(1) 統合ID管理機能	31	任意①	50	左記項目内の内容に対し相違がないことが、各機能の実現方法等についての説明により、根拠をもって論理的に示されていること。また、提案内容が国立特別支援教育総合研究所にもたす効果（特にアカウント管理運用上の効果）について、他社製品との比較優位性の観点から具体的に記載されているか。	必要	○	左記要求仕様を遵守します。  【実現方式】 実現方式に関しては「別添提案書」の「別紙1 機能一覧対応表」を参照ください。  【パンフレット記載内容】（別添提案書に記載してもかまいません） 機能一覧No1・・・索引No〇〇	〇〇ページ	索引No〇〇



## 別紙 3. 別添提案書(記載例)

総合評価項目一覧表	要求仕様書	項番 5
-----------	-------	------

総合評価項目一覧表の項番を記載すること。

1. ○○○○○○

1.1. ○○○○○○○○○

評価項目
<p>【評価項目】 作業スケジュール案</p> <p>【要求仕様書または要件定義書の記載内容】 次期システムの稼働は、作業スケジュールに沿って遅延なくサービスを提供すること。受注者が提案するスケジュールを当研究所研修情報課等担当職員（以下「担当職員」という。）に示して了承を得ること。</p>

総合評価項目一覧表の「評価項目」及び関連する「調達仕様書又は要件定義書の記載内容」を記入すること。

評価基準
<p>①要求仕様書の内容に対し相違がないことが、大日程表、中日程表、WBSの案を提示の上で明確に示されていること。また、WBSに示す工数の見積り根拠が明確に示されていること。</p> <p>②特に、連携システムの接続等、次期情報基盤システムに係る各種要件及びイベントを整理したスケジュールの提示および説明により、根拠をもって論理的に示されていること。</p> <p>(以下略)</p>

総合評価項目一覧表の「評価基準」を記入すること。

### 1. 提案の概要

1.1. XXXX

○○○○○○○

1.2. XXXX

○○○○○○○

「評価基準」の観点を踏まえて、提案の要点を箇条書きで記載すること。評価基準との対応関係が明確であると望ましい。

### 2. 提案の詳細

2.1. XXXXX

○○○○○○○○○○○

2.2. XXXXX

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

詳細については、図表等を用いて具体的に記述すること。「提案の概要」の詳細な根拠となるように記述すること。

### 3. 提案のポイント

提案のポイント
① ○○○○○○
② ○○○○○○
③ ○○○○○○

他社と比較し創意工夫をしている点(独自性・新規性などアピールしたい点・特筆すべき事項)があれば「提案のポイント」等を設けることが望ましい。